

CZ-436-05



1200901599323

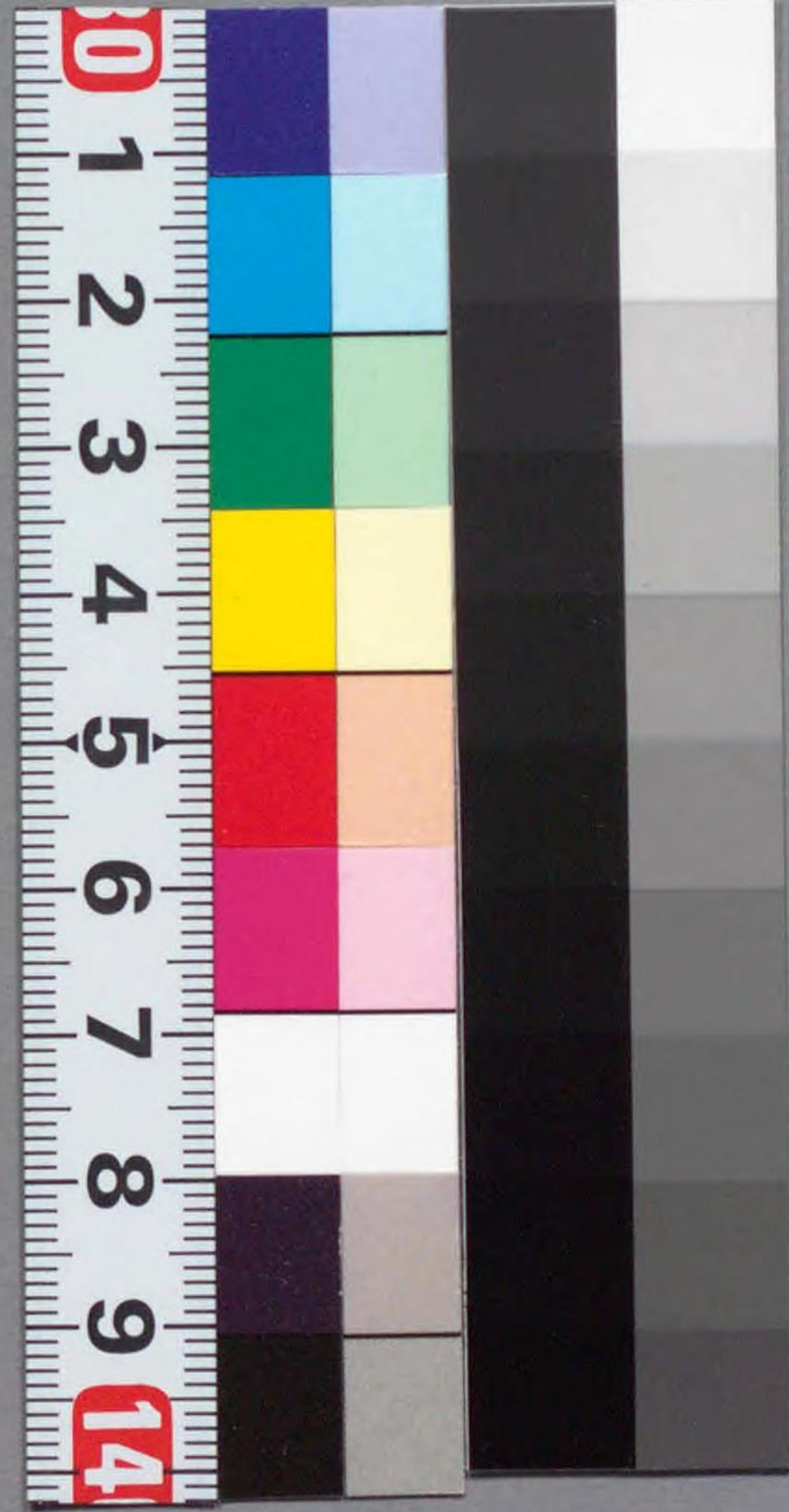
14.7
CZ 436
05
7530



昭和十一年三月

輸出水產物取締關係法規

農林省水產局編



昭12
A
428

9

昭和拾貳年九月拾五日

寄贈
内々崎作三郎

昭和十一年三月

內務省
寄韻

昭和十一年三月

輸出水產物取締關係法規

農林省水產局編

528485

X47
9530

62
436
05

昭和十一年三月

輸出水産物



農林省水産局

758482

目次

一、法律

(一) 輸出水産物取締法 六一

二、勅令

(一) 輸出水産物取締法施行期日ノ件 六一

(二) 輸出水産物輸出査證及輸出證明手數料令 五

三、省令

(一) 輸出水産物検査規則 七

(二) 輸出水産物取締法第三條ノ輸出水産物ノ種類ノ件 五〇

(三) 鮪類油漬罐詰製造業許可規則 五一

(四) 輸出水産物取締法第七條ノ當該官吏臨檢ノ件 五六

(五) 輸出水産物取締法第二條ノ規定ニ依ル鮪類水煮罐詰ノ製造取締ノ件 五六

(六) 鮭鱒罐詰輸出査證規則 五七

目次

一

目次

(七) 輸出水産物取締法第六條第二項ノ規定ニ依ル鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則.....五九

四、告示

- (一) 輸出水産物検査規則第二條ノ水産動物ノ學名、方言又ハ別名ノ件.....六三
- (二) 昭和九年農林省令第七號第二條ノ魚類ノ學名、方言又ハ別名ノ件.....六五
- (三) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本鮪類罐詰業水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件.....六七
- (四) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本蟹罐詰業水産組合聯合會ノ指定シタル検査場所ノ件.....六七
- (五) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本輸出冷凍鮪水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件.....六八
- (六) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本鮭鱒罐詰業水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件.....六九
- (七) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本輸出鱈罐詰業水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件.....六九
- (八) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本フィッシュミール水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件.....七〇

- (九) 輸出水産物検査規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物検査規則ニ依ル検査ト同等ト認ムルモノノ件.....七一
- (十) 輸出水産物検査規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ樺太ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物検査規則ニ依ル検査ト同等ト認ムルモノノ件.....七一
- (十一) 昭和九年農林省令第二十四號ノ魚類ノ學名、方言又ハ別名ノ件.....七二
- (十二) 輸出水産物輸出査證及輸出證明手数料令第一條及第二條ノ罐詰一函ノ件.....七三
- (十三) 鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則第九條第一項ノ規定ニ依ル鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ノ種類ノ件.....七四

五、朝鮮ニ於ケル關係法令

- (一) 水産製品検査規則.....七五
- (二) 水産製品検査所ノ名稱及位置.....九八
- (三) 朝鮮水産物罐詰製造營業取締規則.....九九

六、樺太ニ於ケル關係法令

- (一) 輸出水産物取締法ヲ樺太ニ施行スルノ件.....一〇五
- (二) 樺太施行法律特例中改正ノ件.....一〇五

(三) 輸出水産物検査規則……………一〇五

(四) 輸出水産物検査規則第六條ノ検査場所ノ件……………一〇八

(五) 輸出水産物検査規則第七條ノ検査手数料ノ件……………一〇八

(六) 輸出水産物検査規則第八條ノ検査證及檢印ノ件……………一〇八

(七) 輸出水産物検査規則第九條ノ荷造、量目、等級其ノ他検査標準ニ關スル件……………一一九

(八) 輸出水産物取締法第三條第一項ノ輸出水産物ノ種類ノ件……………一二六

(九) 輸出水産物製造業取締規則……………一二六

(十) 輸出水産物取締法第七條第一項及第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢、尋問、搜索及差押ニ關スル件……………一三一

(附) 樺太輸出水産物検査規則第十三條ニ於ケル水産製造物検査規則中ヨリノ準用規定拔萃……………一三一

七、北海道ニ於ケル關係法令

(一) 北海道水産物罐詰製造業取締規則……………一三五

八、参考法令

(一) 輸出飲食物罐詰取締規則 (附)注意事項……………一四一

(二) 間接國稅犯則者處分法施行規則拔萃……………一四二

(三) 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則拔萃……………一四三

(四) 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則第一條第一項ノ指定ノ件……………一四四

(五) 有害性著色料取締規則拔萃……………一四四

九、輸出水産物検査規則第四條ニ依ル各検査機關ノ検査規程

(一) 日本蟹罐詰業水産組合聯合會蟹罐詰検査規程……………一四七

(二) 日本鮪類罐詰業水産組合鮪類罐詰検査規程……………一六〇

(三) 日本輸出冷凍鮪水産組合冷凍鮪類検査規程……………一七五

(四) 日本鮭鱒罐詰業水産組合鮭鱒罐詰検査規程……………一八六

(五) 日本輸出鱈罐詰業水産組合鱈類罐詰検査規程……………二〇九

(六) 日本フィッシュミール水産組合魚粉及魚粕検査規程……………二二七

(一) 輸出水産物取締法

昭和九年三月二十八日
法律第三十六號

第一條 輸出水産物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ指定スル検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出スルコト(保税地域ヨリ外國ニ向ケ搬出スルコトヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ輸出水産物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第二條 主務大臣ハ輸出水産物ノ資源ノ保護涵養又ハ聲價ノ維持向上ヲ圖ル爲輸出水産物ノ製造、加工又ハ處理ノ設備、方法、使用原料又ハ材料其ノ他輸出水産物ノ製造、加工又ハ處理ニ關スル事項ニ付取締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第三條 輸出水産物ノ製造、加工又ハ處理ヲ業トセントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

輸出水産物取締法

前項ノ輸出水産物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第四條 前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者許可ヲ受ケタル日ヨリ二年以内ニ事業ヲ開始セザルトキハ主務大臣ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得
前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者引續キ二年以上其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルトキハ主務大臣ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限スルコトヲ得

第五條 第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ノ所爲ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得
第六條 主務大臣ハ輸出水産物ニ關スル水産組合又ハ水産組合聯合會ニ對シ輸出水産物ノ統制上必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得
主務大臣ハ輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ニ對シ輸出水産物ノ統制上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

輸出水産物取締法

第七條 主務大臣又ハ地方長官取締上必要アリト

認ムルトキハ輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、輸出水産物其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

當該官吏臨檢ノ際本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル所爲アリト認ムルトキハ尋問、搜索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得
臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第八條 輸出水産物ノ檢査ニ關シ第一條第一項ノ命令ノ規定ニ依リ之ニ附シタル印章、記號又ハ證票ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽スルコトヲ得ズ
前項ノ印章、記號又ハ證票ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽シタル輸出水産物ハ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下

下ノ罰金ニ處ス

- 一 第七條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 二 第七條ノ規定ニ依ル臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者
- 三 第八條第一項ノ規定ニ違反シタル者

第十二條 輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在

輸出水産物取締法

ノ罰金ニ處ス

- 一 第一條第一項又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シテ輸出水産物ヲ輸出シタル者
 - 二 第三條第一項ノ規定ニ違反シテ輸出水産物ノ製造、加工又ハ處理ノ業ヲ爲シタル者
- 前項第一號ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
前二項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル輸出水産物ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得
- 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
 - 二 第四條第二項ノ規定ニ依ル制限又ハ第五條ノ規定ニ依ル制限若ハ停止ノ處分ニ違反シタル者
 - 三 第六條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下

ラズ

第十四條 本法ノ適用ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出ノ目的ヲ以テ爲ス輸出水産物ノ移出ハ之ヲ輸出ト看做ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二
海
令

(一) 輸出水産物取締法施行期日ノ件

昭和九年五月九日
勅令第二百二十九號

輸出水産物取締法ハ昭和九年五月二十日ヨリ之ヲ
施行ス

(二) 輸出水産物輸出査證及輸出證明手數
料令

昭和九年十月十二日
勅令第二百九十一號

第一條 農林大臣ニ鮭鱒罐詰ノ佛蘭西ヘノ輸出ニ
關シ査證ノ請求ヲ爲ス者ハ一函ニ付二錢ノ手數
料ヲ納ムベシ

第二條 農林大臣ニ鮪類罐詰又ハ冷凍鮪類ノ亞米
利加合衆國又ハ加奈陀ヘノ輸出ニ關シ證明ノ請
求ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納ムベシ

- 一 鮪類罐詰 一函ニ付 二錢
- 二 冷凍鮪類 一トシ(九〇七ニキログ
ラム)又ハ其ノ端數ニ付 一圓

第三條 前二條ノ罐詰一函トハ農林大臣ノ定ムル
所ニ依ル

第四條 手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムベシ
附 則
本令ハ昭和九年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

輸出水産物取締法施行期日・輸出査證及輸出證明手數料令

備出水産物検査官事務規則施行期日、備出査部又備出査部手続検査

第三條

第一項、備出査部、備出査部一箇ノハ、農林大臣ノ官ニシテ、

第二項、各官事務規則、第一ノハ、又ハ其ノ事務規則ニ付、一箇

一、備出査部、一箇ニ付、一箇ニ付、

水産物検査官ハ、又ハ其ノ事務規則ニ付、手続検査官ニシテ、

備出査部又ハ其ノ事務規則ニ付、備出査部ニシテ、

第二項、農林大臣ニシテ、備出査部又ハ其ノ事務規則ニ付、

備出査部、備出査部ニシテ、

第一項、農林大臣ニシテ、備出査部、

昭和十一年五月十二日

附令

(二) 備出水産物検査官事務規則施行期日、備出査部又備出査部手続検査

施行期日

備出水産物検査官事務規則施行期日、備出査部又備出査部手続検査

昭和十一年五月十二日

(一) 備出水産物検査官事務規則施行期日、備出査部又備出査部手続検査

本令ハ、昭和十一年五月十二日ヨリ施行スルニ付、
附令
備出査部、備出査部ニシテ、

三省令

(一) 輸出水産物検査規則

昭和九年五月十日
農林省令第六號
昭和九年九月二十九日
農林省令第二十六號改正
昭和十一年三月三日
農林省令第一號改正

第一條 輸出水産物取締法第一條第一項ノ輸出水産物ノ種類左ノ如シ

- 一 蟹罐詰
 - 二 鮪類罐詰
 - 三 冷凍鮪類
 - 四 鮭樽罐詰
 - 五 鱈類罐詰
 - 六 魚粉及魚粕
- 第二條 本則ニ於テ蟹罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル
甲穀類ヲ原料トシテ製造シタル水煮罐詰ヲ謂フ
- 一 タラバガニ
 - 二 アブラガニ
 - 三 オホクリガニ

輸出水産物検査規則

- 四 ズワイガニ
 - 五 ハナサキガニ
- 本則ニ於テ鮪類罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル魚類ヲ原料トシテ製造シタル油漬、水煮其他ノ罐詰ヲ謂フ
- 一 ビンナガマダロ
 - 二 キハダマダロ
 - 三 マダロ
 - 四 メバチ
 - 五 カツヲ(ソウダカツヲ及スチカツヲ含ム)
 - 六 サバ(ゴマサバヲ含ム)
 - 七 ブリ
- 本則ニ於テ冷凍鮪類ト稱スルハ左ニ掲グル魚類ヲ凍結シタルモノヲ謂フ
- 一 ビンナガマダロ
 - 二 キハダマダロ
 - 三 マダロ
 - 四 メバチ
 - 五 カツヲ(ソウダカツヲ及スチカツヲ含ム)

輸出水産物検査規則

六 サバ(ゴマサバヲ含ム)
七 ブリ

本則ニ於テ鮭鱒罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル魚類
ヲ原料トシテ製造シタル水煮罐詰ヲ謂フ

- 一 ベニザケ
- 二 ギンザケ
- 三 マスノスケ
- 四 サケ
- 五 マス(カラフトマスヲ含ム)

本則ニ於テ鱈類罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル魚類
ヲ原料トシテ製造シタルトマト漬又ハ油漬ノ罐
詰ヲ謂フ

- 一 マイワシ
- 二 ウルメイワシ
- 三 ニシン

前五項ニ掲グル水産動物ノ學名、方言、別名等
ニシテ必要ナルモノハ之ヲ告示ス

第三條 第一條ニ掲グル輸出水産物ハ左ニ掲グル
法人(以下検査機關ト稱ス)ノ行フ検査ニ合格シ

タルモノニ非ザレバ之ヲ輸出スルコト(保税地
域ヨリ外國ニ向ケ搬出スルコトヲ含ム以下之ニ
同ジ)ヲ得ズ

一 蟹罐詰ニ付テハ日本蟹罐詰業水産組合聯合
會

二 鮭類罐詰ニ付テハ日本鮭類罐詰業水産組合

三 冷凍鮭類ニ付テハ日本輸出冷凍鮭水産組合

四 鮭鱒罐詰ニ付テハ日本鮭鱒罐詰業水産組合

五 鱈類罐詰ニ付テハ日本輸出鱈類罐詰業水産組
合

六 魚粉及魚粕ニ付テハ日本フイツシユミール
水産組合

第四條 検査機關ハ検査ニ關スル規程(以下検査
規程ト稱ス)ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ
之ヲ變更シ又ハ廢止セントスルトキ亦同ジ

- 一 検査場所ニ關スル事項
- 二 検査請求ノ手續ニ關スル事項
- 三 検査標準ニ關スル事項

四 検査方法ニ關スル事項

五 供試料品ノ採取ニ關スル事項

六 検査ノ證明ニ關スル事項

七 再検査ニ關スル事項

八 不合格品ノ處置ニ關スル事項

九 検査手数料ニ關スル事項

第十條 前各號ノ外検査ニ關シ必要ナル事項

第五條 検査ハ本則ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク
ノ外検査規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フベシ

第六條 検査ハ検査機關ノ指定スル検査場所ニ於
テ之ヲ行フ但シ検査機關ニ於テ必要ト認ムル場
合ハ検査規程ノ定ムル所ニ依リ検査場所以外ノ
場所ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

第七條 検査ハ別表ノ検査標準ニ依リ之ヲ行ヒ合
格又ハ不合格ヲ決定ス

第八條 蟹罐詰、鮭類罐詰、鮭鱒罐詰、鱈類罐詰
並ニ魚粉及魚粕ノ検査合格品ニハ様式第一號ニ
依ル合格印章及検査濟年月日印ヲ包裝ノ外側ニ

輸出水産物検査規則

押捺スベシ

冷凍鮭類ノ検査合格品ニハ様式第二號ニ依ル合
格證票ヲ尾部又ハ包裝ニ結附スベシ

第九條 蟹罐詰、鮭類罐詰、鮭鱒罐詰、鱈類罐詰
並ニ魚粉及魚粕ノ検査不合格品ニハ様式第三號
ニ依ル不合格印章ヲ包裝ノ外側ニ押捺スベシ

冷凍鮭類ノ検査不合格品ニハ様式第四號ニ依ル
不合格證票ヲ尾部又ハ包裝ニ結附スベシ

第十條 検査合格品ニシテ左ノ期間ヲ經過シタル
モノハ其ノ検査ノ效力ヲ失フ

一 蟹罐詰及鱈類トマト漬罐詰ニ在リテハ検査
施行濟ノ日ヨリ六月

二 鮭類罐詰、鮭鱒罐詰及鱈類油漬罐詰ニ在リ
テハ検査施行濟ノ日ヨリ一年

三 冷凍鮭類並ニ魚粉及魚粕ニ在リテハ検査施
行濟ノ日ヨリ三月

第十一條 商標ノ貼付又ハ貼替其ノ他已ムコトヲ
得ザル事由ニ因リ検査合格品ヲ開裝セントスル
場合ハ検査機關ニ其ノ旨ヲ届出デ検査規程ノ定

輸出水産物検査規則

ムル所ニ依リ検査機關ノ指揮ニ從ヒ之ヲ爲スベシ

第十二條 検査機關ハ毎年二月末日迄ニ前年ノ検査報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ輸出水産物取締法第一條ノ検査ヲ受クル事ヲ要セズ

一 検査機關ノ承認ヲ得テ商品見本用輸出水産物ヲ輸出セントスルトキ但シ見本ノミニ適スル數量ノモノニ限ル

二 検査機關ノ承認ヲ得テ博覽會、展覽會、品評會、共進會等ヘノ出品用、標本用、學術研究用輸出水産物ヲ輸出セントスルトキ

前項第一號又ハ第二號ノ場合ニ於テハ輸出後遲滞ナク検査機關ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

第十四條 輸出水産物取締法第一條第一項但書ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケントスル者ハ様式第五號ニ依ル輸出許可申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

検査機關ニ検査證ヲ提出シ其ノ認證ヲ受クベシ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 不正ノ手段ニ依リ検査若ハ前條第三項ノ認證ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケントシタル者

二 第十三條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リタル者

三 前條第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル輸出水産物ヲ同條第三項ノ認證ヲ受ケズシテ輸出シ又ハ輸出セントシタル者

附則 (省令第六號) 本令ハ昭和九年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

輸出蟹罐詰取締規則及輸出冷凍鮪取締規則ハ之ヲ廢止ス
本令施行前日本蟹罐詰業水産組合聯合會ニ對シ爲シタル輸出蟹罐詰取締規則ニ依ル検査ノ請求及日本輸出冷凍鮪水産組合ニ對シ爲シタル輸出冷凍鮪取締規則ニ依ル検査ノ請求ハ之ヲ本則ニ依リ爲シ

輸出水産物検査規則

第十五條 朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ本則ニ依ル検査ト同等以上ト認ムルモノニ合格シタル輸出水産物ヲ輸出スル場合ハ輸出水産物取締法第一條ノ検査ヲ受クルコトヲ要セズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ輸出スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 検査施行後第十條ノ規定ニ準ジ計算シタル期間ヲ經過シタルモノ

二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消、除却其ノ他ノ事由ニ因リ合格品タルコト明ナラザルモノ

三 第十一條ノ規定ニ準ジ開裝シタルモノヲ除クノ外検査施行後開裝シタルモノ

朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ本則ニ依ル検査ト同等以上ト認メタルモノハ之ヲ告示ス

第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル輸出水産物ヲ輸出セントスルトキハ輸出前

タルモノト看做ス

本則施行ノ際既ニ日本蟹罐詰業水産組合聯合會ノ行フ検査ニ合格シタル蟹罐詰、日本鮪油漬罐詰業水産組合ノ行フ検査ニ合格シタル鮪類油漬罐詰又ハ日本輸出冷凍鮪水産組合ノ行フ検査ニ合格シタル冷凍鮪ニシテ未ダ輸出セザルモノハ輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 検査施行後第十條ノ規定ニ準ジ計算シタル期間ヲ經過シタルモノ

二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消、除却其ノ他ノ事由ニ因リ合格品タルコト明ナラザルモノ

三 第十一條ノ規定ニ準ジ開裝シタルモノヲ除クノ外検査施行後開裝シタルモノ

附則 (省令第二十六號) 本令ハ昭和九年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際既ニ同業組合又ハ水産會ノ行フ検査

輸出水産物検査規則

ニ合格シタル鮪類罐詰(油漬罐詰ヲ除ク)ニシテ未ダ輸出セザルモノハ輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 検査施行後第十條ノ規定ニ準ジ計算シタル期間ヲ經過シタルモノ

二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消、除却、其ノ他ノ事由ニ因リ合格品タルコト明ナラザルモノ

三 第十一條ノ規定ニ準ジ開裝シタルモノヲ除クノ外検査施行後開裝シタルモノ

附 則 (省令第一號)

本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス從前ノ別表蟹罐詰検査標準第三號ニ依ル検査ヲ受ケタル蟹罐詰又ハ從前ノ別表鮪類油漬罐詰検査標準第三號ニ依ル検査ヲ受ケタルサバヲ原料トセル油漬罐詰ニシテ本令施行ノ際未ダ輸出セザルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行ノ際既ニ日本鮭鱒罐詰業水産組合ノ行フ

検査ニ合格シタル鮭鱒罐詰、日本輸出鮭罐詰業水産組合ノ行フ検査ニ合格シタル鮭類罐詰又ハ日本フイツシユミール水産組合ノ行フ検査ニ合格シタル魚粉若ハ魚粕ニシテ未ダ輸出セザルモノハ輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 検査施行後第十條ノ規定ニ準ジ計算シタル期間ヲ經過シタルモノ

二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消、除却其ノ他ノ事由ニ因リ合格品タルコト明ナラザルモノ

三 第十一條ノ規定ニ準ジ開裝シタルモノヲ除クノ外検査施行後開裝シタルモノ

本令施行ノ際既ニ輸出水産物取締法第一條ノ検査ニ合格シタル冷凍鮪類ニシテ未ダ輸出セザルモノノ尾部ニ結附セラレタル舊様式第二號ニ依ル合格證票ハ様式第二號ニ依ル合格證票ト看做ス

本令施行ノ際既ニ輸出水産物取締法第一條ノ検査

ニ不合格ト決定セラレタル冷凍鮪類ノ尾部ニ結附セラレタル舊様式第四號ニ依ル不合格證票ハ様式

第四號ニ依ル不合格證票ト看做ス

別表

蟹罐詰検査標準

第一號 タラバガニ又ハアブラガニヲ原料トセルモノ(フレーク罐詰以外ノモノ)

検査事項	合格		不合格	
	フア	フエ	格	外
罐ノ表示	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	同上ニ反スルモノ
罐ノ外觀	卷縮罐ニシテ外觀良好且打檢善良ナルモノ	同上	罐形不完全ナルモノ、鏽ヲ生ゼルモノ、脱氣孔跡ヲ有スルモノ又ハ打檢稍善良ナラザルモノ	密封不完全ナルモノ又ハ罐ノ膨脹セルモノ
品位	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ黒變ナク、青斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	香味、肉質又ハ色澤上級品ニ次ギ肉詰ノ状態良好ニシテ黒變ナク、青斑少キモノ	香味、肉質、色澤若ハ肉詰ノ状態劣レルモノ又ハ黒變ヲ生ゼルモノ又ハ青斑多キモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ、變色若ハ異臭アルモノ、黒變甚シキモノ又ハ雌蟹肉ヲ使用セルモノ
内容量	半封度罐ハ肉量百八十グラム以上ヲ有シ一箱脚肉ハ大サ著シク不揃ナラザルモノ六箇以内ニシテ其ノ總量五十	同上	同上ニ反スルモノ	

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

包 材	三グラム以上及崩肉五十六グラム未満ノモノ一封印度ハ之ニ準ズ	良質ノアルマイト罐又ハ内面ニ塗料ヲ完全ニ施セル内面ノ状態良好ナルモノ	材料適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ	同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ				
								同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
								同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
								同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

第二號 タラバガニ又ハアブラガニヲ原料トセルモノ(フレーク罐詰)

品 位	香味及色澤良好ニシテ又ハ其ノ程度少キモノ	且打檢善良ナルモノ	卷締罐ニシテ外觀良好ノ突起ヲ打出セルモノ	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷シ、直徑三ミリメートル以上ノ突起ヲ打出セルモノ	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ					
										同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
										同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
										同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

包 材	半封度罐ハ肉量百八十グラム以上ヲ有スルモノ一封印度ハ之ニ準ズ	良質ノアルマイト罐又ハ内面ニ塗料ヲ完全ニ施セル内面ノ状態良好ナルモノ	材料適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ	同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ				
								同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
								同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
								同上	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

本表検査標準ニ依リB級トシテ合格シタルモノハ中華民國又ハ滿洲國ニ輸出スル場合ニ限り之ヲ合格トス

第三號 オホクリガニ、ズワイガニ又ハハナサキガニヲ原料トセルモノ

罐 ノ 表 示	罐蓋ニ製造者ノ記號及一字ノ大サ四ミリメートル以上ノ文字ニテオホクリガニニ在リテハ「Q」ズワイガニニ在リテハ「S」ハナサキガニニ在リテハ「H」ナル文字ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上				
									同上	同上	同上	同上
									同上	同上	同上	同上
									同上	同上	同上	同上

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

罐ノ外觀	品位	内容量	罐材	包装
褐色光色塗料ヲ燒付ケタル卷締罐ニシテ外觀良好且打檢善ナルモノ	香味及色澤良好ニシテ又ハ其ノ程度少キモノ	半封度罐ハ肉量一八八グラム以上ヲ有シ一番脚肉ヲ上下ニ配列シタルモノ一封度罐ハ之ニ準ズ	良質ノ鉄力ニシテ罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施セルモノニシテ内面ノ状態良好ナルモノ	材料適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外側ニ原料蟹ノ種類ヲ示スベキ文字及數量ヲ明示セルモノ
同上	香味又ハ色澤上級品ニ次ギ黒變若ハ青斑少キモノ	同上	同上	同上
ケザルモノ、罐形不完全ナルモノ、錆ヲ生ゼルモノ、脱氣孔跡ヲ有スルモノ又ハ打檢稍善ナラザルモノ	香味若ハ色澤劣レルモノ又ハ黒變若ハ青斑稍多キモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
密封不完全ナルモノ又ハ罐ノ膨脹セルモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ、變色若ハ異臭アルモノ又ハ黒變甚シキモノ			

本表検査標準ニ依リ二級トシテ合格シタルモノハ中華民國又ハ滿洲國ニ輸出スル場合ニ限リ之ヲ合格トス

鮪類油漬罐詰検査標準

第一號 ビンナガマガドロ(ホワイトミート)ヲ原料トセルモノ(フレーク罐詰以外ノモノ)

検査事項	罐ノ表示	罐ノ外觀	品位	肉詰	用油	合格		
						フアンシーA	フアンシーB	不
卷締罐又ハ卷取罐ニシテ外觀良好ナルモノ	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	香味、肉質又ハ色澤上級品ニ次ギ黒變又ハ「ハニカム」ナク、水分ノ混入極メテ少キモノ	肉詰ノ状態良好ニシテ總肉量ノ九〇%以上ノ固形肉量ヲ有シ、注油量充分ナルモノ	品質優良ナル「コットオンシードオイル」、「オリブオイル」又ハ之等ノ混合油ニシテ酸價ハ「オリブオイル」ニ在リテハ二・〇ヲ、其ノ他ノ油ニ在リテハ一・〇ヲ超エザルモノ	同上	同上	同上ニ反スルモノ
罐形不完全ナルモノ、錆ヲ生ゼルモノ又ハ脱氣孔跡アルモノ	密封不完全ナルモノ又ハ罐ノ膨脹セルモノ	同上	香味、肉質若ハ色澤劣レルモノ、血合肉若ハ廢棄肉ノ混入セルモノ、黒變若ハ「ハニカム」ヲ生ゼルモノ又ハ水分ノ混入多キモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上	同上	同上ニ反スルモノ
腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ又ハ異臭アルモノ								

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

内容量	罐材	包装	検査事項	
			合格	不合格
罐ニ在リテハ一九八・五グラム以上、十三・八六グラム以上、角罐ニ在リテハ四封度以上、大型罐ニ在リテハ記シタル量目以上ニ有スルモノ	良質ノ鉄力ニシテ罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施セルモノニシテ罐ノ内面ノ状態良好ナリモノ但シ巻取罐又ハ用油ニオリシ巻取罐ニ在リテハ塗料ヲ施サザルモノヲ使用スルヲ妨ゲズ	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ	チヨイス	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ
同上	同上	同上	スタンダード	同上
同上ニ反スルモノ	良質ノ鉄力ヲ用ヒザルモノ、罐ノ内面ノ状態良好ナラザルモノ又ハ巻取罐若ハ用油ニオリシ巻取罐ヲ除クヲ使用セル卷縮罐ヲ除ク塗料ノ完全ニ施サザルモノ	同上ニ反スルモノ	格	同上
			外	同上ニ反スルモノ
			品	同上ニ反スルモノ

第二號 キハダマグロ、マグロ、メバチ又ハカツヲ(ライトミート)ヲ原料トセルモノ(フレック罐詰以外ノモノ)

内容量	用油	肉詰	品位	罐ノ外觀
同上	同上	同上	香味、肉質又ハ色澤上級品ニ次ギ黒變又ハ「ハニ」カム「ナク」水分ノ混入極メテ少キモノ	同上
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	香味、肉質若ハ色澤劣レルモノ、血合肉若ハ「ハニ」カム「ナク」水分ノ混入多キモノ	罐形不完全ナルモノ、錆ヲ生ゼルモノ又ハ脱氣孔跡アルモノ
			腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ又ハ異臭アルモノ	密封不完全ナルモノ又ハ罐ノ膨脹セルモノ

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

品位	罐ノ外觀	罐ノ表示	検査事項		包	罐材	内容量	用油
			合	格				
混入少キモノ	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ黒變又ハ「ハニカム」ナク、注油量適當ニシテ水分ノ	好ナルモノ	合	格	材料及適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ	良質ノ鍍力ニシテ罐ノ内面ニ良好ノ塗料ヲ完全ニ施セルモノニシテ罐ノ内面ノ状態良好ナルモノ但シ卷取罐又ハ用油ニ「オリブ」油ヲ使用セル卷締罐ニ在リテハ塗料ヲ施サザルモノ	内容總量三・五オンス罐ニ在リテハ九・二グラム以上、七オンス罐ニ在リテハ一・九八・五グラム以上、十三オンス罐ニ在リテハ三・六八・六グラム以上、角罐、精圓罐又ハ四封度以上ノ大型罐ニ在リテハ罐ニ表記シタル量目以上ヲ有スルモノ	品質優良ナル植物油ニシテ酸價二・〇ヲ超エザルモノ
			格	不				
水分ノ混入多キモノ	香味、肉質、色澤若ハ肉詰ノ状態劣レルモノ、黒變若ハ「ハニカム」ヲ生ゼルモノ、血合肉若ハ廢棄肉ヲ混入セルモノ又ハ注油量適當ナラザルモノ又ハ	罐形不完全ナルモノ、鏽ヲ生ゼルモノ又ハ脱氣孔跡ヲ有スルモノ	外	合	同上ニ反スルモノ	良質ノ鍍力ヲ用ヒザルモノ、罐ノ内面ノ状態良好ナルモノ、モリ又ハ卷取罐若ハ用油ニ「オリブ」油ヲ使用セル卷締罐ヲ除ク外罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施サザルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
			廢	格				

第三號 ブリヲ原料トセルモノ(フレーク罐詰以外ノモノ)

罐ノ外觀	罐ノ表示	検査事項		包	罐材	内容量	用油
		合	格				
卷締罐又ハ卷取罐ニシテ外觀良好ナルモノ	罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	合	格	材料及適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ	良質ノ鍍力ニシテ罐ノ内面ニ良好ノ塗料ヲ完全ニ施セルモノニシテ罐ノ内面ノ状態良好ナルモノ但シ卷取罐又ハ用油ニ「オリブ」油ヲ使用セル卷締罐ニ在リテハ塗料ヲ施サザルモノ	内容總量三・五オンス罐ニ在リテハ九・二グラム以上、七オンス罐ニ在リテハ一・九八・五グラム以上、十三オンス罐ニ在リテハ三・六八・六グラム以上、角罐、精圓罐又ハ四封度以上ノ大型罐ニ在リテハ罐ニ表記シタル量目以上ヲ有スルモノ	品質優良ナル植物油ニシテ酸價二・〇ヲ超エザルモノ
		格	不				
鏽形不完全ナルモノ、鏽孔跡ヲ有スルモノ又ハ脱	同上	外	合	同上ニ反スルモノ	良質ノ鍍力ヲ用ヒザルモノ、罐ノ内面ノ状態良好ナルモノ、モリ又ハ卷取罐若ハ用油ニ「オリブ」油ヲ使用セル卷締罐ヲ除ク外罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施サザルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
		廢	格				

第三號ノニ サバヲ原料トセルモノ(フレーク罐詰以外ノモノ)

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

品位	用油	内容量	包装
香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好且血合肉ヲ適當ニ除去シタルモノニシテ黒變又ハ「ハニカム」ナク、注油量適當ニシテ水分ノ混入少キモノ	品質優良ナル「コットンシードオイル」、「オリブオイル」又ハ之等ノ混合油ニシテ酸價ハ「オリブオイル」ニ在リテハ二・〇ヲ、其ノ他ノ油ニ在リテハ一・〇ヲ超エザルモノ	内容總量フランス式角罐四號罐ニ在リテハ一・二五グラム以上、精圓一號罐ニ在リテハ四・〇〇グラム以上、精圓二號罐ニ在リテハ一・二〇グラム以上、一キログラム以上ノ大型罐ニ在リテハ罐ニ表記シタル量目以上ヲ有スルモノ	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ
香味、肉質、色澤又ハ血合肉除去ノ程度上級品ニシテ黒變又ハ「ハニカム」ナク、注油量適當ニシテ水分ノ混入少キモノ	同上	同上	同上
香味、肉質、色澤、肉詰ノ状態若ハ血合肉除去ノ程度劣レルモノ、廢棄肉ヲ混入セルモノ、黒變若ハ「ハニカム」ヲ生ゼルモノ、注油量適當ナラザルモノ又ハ水分ノ混入多キモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ又ハ異臭アルモノ			

備考

本表検査標準ニ於テフランス式角罐四號罐、精圓一號罐及精圓三號罐ト稱スルハ左ニ掲グル規格ニ依ルモノヲ謂フ

フランス式角罐四號罐 罐ノ外法ニ於テ長徑一〇七・〇ミリメートル 短徑六三・〇ミリメートル 高さ三〇・〇ミリメートル

精圓一號罐 罐ノ外法ニ於テ長徑一六二・〇ミリメートル 短徑一一〇・五ミリメートル 高さ三八・五ミリメートル

精圓三號罐 罐ノ外法ニ於テ長徑一二八・五ミリメートル 短徑八六・〇ミリメートル 高さ三一・〇ミリメートル

第四號 **ビンナガマグロ、キハダマグロ、マダロ、メバチ、カツヲ、サバ又ハブリヲ原料トセルモノ（フレーク罐詰）**

検査事項	合格		不合格	
	罐ノ表示	罐ノ外觀	罐ノ表示	罐ノ外觀
合格	罐蓋ニ製造者ノ記號及一字ノ大サ四ミリメートル以上ノ文字ニテ「LAKED」ナル文字ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	卷締罐又ハ卷取罐ニシテ外罐良好ナルモノ	同上	罐形不完全ナルモノ、錆ヲ生ゼルモノ又ハ脱氣孔跡ヲ有スルモノ
不合格	同上	同上	同上ニ反スルモノ	密封不完全ナルモノ又ハ罐ノ膨脹セルモノ

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

品位	用油	内容量	罐材	包装
香味及色澤良好ニシテ黒變ナク注油量適當ナルモノ	品質優良ナル植物油ニシテ酸價二・〇ヲ超エザルモノ	内容總量二・五オンス以上、七オンス以下ニ在リテハ一八・四・三グラム以上、十三オンス以上、一八・四・三グラム以上ニ在リテハ四・三グラム以上ノ角テハ二・四・二・二グラム以上ノ大角テハ二・四・二・二グラム以上ノ大角テハ二・四・二・二グラム以上ノ大角	良質ノ鉄力ニシテ罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施セルモノニシテ罐ノ内面ノ状態良好ナルモノ但シ卷取罐又ハ用油ニ「オリブオイル」ヲ使用セル卷縮罐ニ在リテハ塗料ヲ施サザルモノニ在リテハ塗料ヲ施サザルモノヲ使用スルヲ妨ゲズ	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量並ニ品名ヲ示ス文字ト同一ノ大サノ文字ニテ「WITHOUT OIL」又ハ「BOTTLED」ナル文字ヲ明示セルモノ
香味若ハ色澤劣レルモノ、血合肉ヲ廢棄肉若ハ種類ノ異ナル肉ヲ混入セルモノ、黒變ヲ生ゼルモノ又ハ注油量適當ナラザルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	良質ノ鉄力ヲ用ヒザルモノ、罐ノ内面ノ状態良好ナルモノ又ハ卷取罐若ハ用油ニ「オリブオイル」ヲ使用セル卷縮罐ヲ除ク外罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施サザルモノ	同上ニ反スルモノ
腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ又ハ異臭アルモノ				

鮭類水煮罐詰検査標準

第一號 ビンナガマグロ、キハダマグロ、マダロ、メバチ、カツヲ、サバ又ハブリヲ原料トセルモノ(フレーク罐詰以外ノモノ)

検査事項	罐ノ表示	罐ノ外觀	品位	内容量	包装	合格		不合格	
						格	不	外	廢
罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	卷縮罐又ハ卷取罐ニシテ外觀良好ナルモノ	香味、肉質及色澤良好ニシテ黒變若ハ「ハニカム」ナキカ又ハ其ノ程度少ナク、適當ノ鹹味ヲ有スルモノ	固形肉量一封度平罐又ハ一封度鮮堅罐ニ在リテハ三八・〇グラム以上、半封度平罐ニ在リテハ二〇・〇グラム以上ヲ有スルモノ	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量並ニ品名ヲ示ス文字ト同一ノ大サノ文字ニテ「WITHOUT OIL」又ハ「BOTTLED」ナル文字ヲ明示セルモノ	合格	不合格	外	廢
罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	罐形不完全ナルモノ、錆ヲ生ゼルモノ又ハ脱氣孔跡ヲ有スルモノ	香味、肉質若ハ色澤劣レルモノ又ハ黒變若ハ「ハニカム」多キモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	合格	不合格	外	廢
罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	密封不完全ナルモノ又ハ罐ノ膨脹セルモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ又ハ異臭アルモノ			合格	不合格	外	廢

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

第二號 ビンナガマグロ、キハダマグロ、マダロ、メバチ、カツヲ、サバ又ハブリヲ原料トセルモノ (フレーク罐詰)

検査事項	合格		不合格	
	格	不	外	合
罐ノ表示	罐蓋ニ製造者ノ記號及一字ノ大サ四ミリメートル以上ノ文字ニテ印シ又ハ印刷セルモノ	同上	罐形不完全ナルモノ、錆ヲ生ゼルモノ又ハ脱氣孔跡ヲ有スルモノ	同上ニ反スルモノ
罐ノ外觀	卷締罐又ハ卷取罐ニシテ外觀良好ナルモノ	同上	香味若ハ色澤劣レルモノ又ハ黒變ヲ生ゼルモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ又ハ異臭アルモノ
品位	香味及色澤良好ニシテ黒變ナキモノ	同上	同上	同上
内容量	内容總量一封度平罐ニ在リテハ四二五グラム以上、半封度平罐ニ在リテハ二三〇グラム以上ヲ有スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上	同上
包装	材料適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外側ニ品名及數量並ニ品名ヲ示ス文字ト同一ノ大サノ文字ニテFLAKES及 WINKHOUT OILナル文字ヲ明示セルモノ	同上ニ反スルモノ	同上	同上

油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査標準

ビンナガマグロ、キハダマグロ、マダロ、メバチ、カツヲ、サバ又ハブリヲ原料トセルモノ (フレーク罐詰ヲ含ム)

検査事項	合格		不合格	
	格	不	外	合
罐ノ表示	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	罐形不完全ナルモノ、錆ヲ生ゼルモノ又ハ脱氣孔跡ヲ有スルモノ	同上ニ反スルモノ
罐ノ外觀	卷締罐又ハ卷取罐ニシテ外觀良好ナルモノ	同上	香味若ハ肉質劣レルモノ又ハ調味料適當ナラザルモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ又ハ異臭アルモノ
品位	香味及肉質良好ニシテ調味料適當ナルモノ	同上	同上	同上
包装	材料適當、荷造堅牢ニシテ包裝ノ外側ニ品名及數量並ニ品名ヲ示ス文字ト同一ノ大サノ文字ニテ製造方法又ハ調味方法ヲ明示セルモノ	同上ニ反スルモノ	同上	同上

冷凍鮪類検査標準

検査事項	合格		不合格	
	格	不	外	合
外観	損傷、變形、變色若ハ汚穢ナキカ又ハ其ノ程度輕微ナルモノ	同上ニ反スルモノ	同上	同上
凍結状態	凍結状態良好ニシテ魚體溫度攝氏零下二度ヨリ高温ナラザルモノ	同上ニ反スルモノ	同上	同上
品位	鮮度及肉質良好ナルモノ	同上ニ反スルモノ	同上	同上

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

鮭鱒罐詰検査標準

第一號 ベニサケ、ギンサケ又ハマスノスケヲ原料トセルモノ(頸肉其ノ他ノ雜肉ヲ原料トセル罐詰以外ノモノ)

検査事項	合格		不合格	
	フアンシー	スタンダード	格	外一廢品
罐ノ外觀	卷縮ニシテ外觀良好且打檢善ナルモノ	同上	同上	打檢稍善ナルモノ
品位	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態優良ニシテ肉ニ變色ノ部分ナク且油脂ニ富ミ液汁ノ状態良好ナルモノ	香味、肉質、色澤若ハ肉詰ノ状態又ハ油脂ノ量上級品ニ次ギ液汁ノ状態良好ナルモノ	香味、肉質、色澤若ハ肉詰ノ状態劣レルモノ又ハ液汁ノ状態不良ナルモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ、異臭アルモノ又ハ肉ノ崩潰セルモノ
内容量	内容總量鮭四號罐ニ在リテハ四六五グラム以上、平一號罐ニ在リテハ四六〇グラム以上、平二號罐ニ在リテハ三二五グラム以上、平三號罐ニ在リテハ一五五グラム以上ヲ有スルモノ	同上	同上ニ反スルモノ	
包装	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ	同上	同上ニ反スルモノ	

備考

本表検査標準ニ於テ鮭四號罐、平一號罐、平二號罐及平三號罐ト稱スルハ左ニ掲グル規格ニ依ルモノヲ謂フ

鮭四號罐 罐ノ外法ニ於テ直徑七七・〇ミリメートル高サ一一九・〇ミリメートル

平一號罐 罐ノ外法ニ於テ直徑一〇一・五ミリメートル高サ六八・〇ミリメートル

平二號罐 罐ノ外法ニ於テ直徑八六・五ミリメートル高サ五三・〇ミリメートル

平三號罐 罐ノ外法ニ於テ直徑七七・〇ミリメートル高サ三六・五ミリメートル

第二號 サケ又ハマスヲ原料トセルモノ(頸肉其ノ他ノ雜肉ヲ原料トセル罐詰以外ノモノ)

検査事項	合格		不合格	
	チヨイス	スタンダード	格	外一廢品
罐ノ外觀	卷縮ニシテ外觀良好且打檢善ナルモノ	同上	同上	罐形不完全ナルモノ、脱氣孔跡ヲ有スルモノ又ハ打檢稍善ナルモノ
品位	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ肉ニ變色ノ部分ナキ又ハ極メテ少ク且液汁ノ状態良好ナルモノ	香味、肉質、色澤又ハ肉詰ノ状態上級品ニ次ギ液汁ノ状態良好ナルモノ	香味、肉質、色澤又ハ肉詰ノ状態若ハ肉詰ノ状態劣レルモノ又ハ液汁ノ状態不良ナルモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ、異臭アルモノ又ハ肉ノ崩潰セルモノ
内容量	内容總量鮭四號罐ニ在リテハ四六五グラム以上、平一號罐ニ在リテハ四六〇グラム以上			

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

内容量	包装
六〇グラム以上、平二號罐ニ在リテハ二三五グラム以上、平三號罐ニ在リテハ一五グラム以上ヲ有スルモノ	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ
同上	同上
同上	同上
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

本表検査標準ニ依リバ下級トシテ合格シタルモノハ滿洲國、關東州又ハ北樺太ニ輸出スル場合ニ限り之ヲ合格トス

備考

第一號検査標準備考ハ本表検査標準ニ之ヲ準用ス

第三號 ベニザケ、ギンザケ、マスノスケ、サケ又ハマスヲ原料トセルモノ(頸肉其ノ他ノ雜肉ヲ原料トセル罐詰)

検査事項	合格		不合格	
	A級	B級	格	外品
罐ノ表示	罐蓋ニ一字ノ大サ四ミリメートル以上ノ文字ニテ「RED」ニシテ「HEAD」ナラズル文字ヲ打出セルモノ	罐蓋ニ一字ノ大サ四ミリメートル以上ノ文字ニテ「HEAD」ナラズル文字ヲ打出セルモノ	罐蓋ニ施セル原料ノ表示ニ付A級欄又ハB級欄ニ反スルモノ	罐蓋ニ原料ノ表示ナキモノ又ハ其ノ表示ノ眞正ナラザルモノ

罐ノ外觀	品位	内容量	包装
卷縮罐ニシテ外觀良好且打檢善良ナルモノ	ベニザケノ頸肉ノミヲ原料トセルモノニシテ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ナルモノ	内容總量平一號罐ニ在リテハ四五〇グラム以上、平二號罐ニ在リテハ二二五グラム以上、平三號罐ニ在リテハ一〇〇グラム以上ヲ有スルモノ	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ
同上	頸肉ノミヲ原料トセルモノニシテ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ナルモノ	同上	同上
罐形不完全ナルモノ、鏽ヲ生セルモノ、脱氣孔跡ヲ有スルモノ又ハ打檢稍善良ナラザルモノ	頸肉ノミヲ原料トセルモノニシテ香味、肉質、色澤若ハ肉詰ノ状態劣レルモノ又ハ原料ノ全部若ハ一部ニ頸肉以外ノ雜肉ヲ使用セルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

罐ノ外觀	品位	内容量	包装
密封不完全ナルモノ又ハ罐ノ膨脹セルモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ、異臭アルモノ又ハ肉ノ崩潰セルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

本表検査標準ニ依リB級トシテ合格シタルモノハ滿洲國、關東州又ハ北樺太ニ輸出スル場合ニ限り之ヲ合格トス

備考 第一號検査標準備考ハ本表検査標準ニ之ヲ準用ス

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

鯷類トマト漬罐詰検査標準

検査事項	検査事項		検査事項	品	罐ノ表示	罐ノ外観	品位	トマト液	内容量	包装
	チヨイス	スタンダード								
罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	同上	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	品質及色調良好ナルモノ	内容總量四二五グラム以上ニシテ固形量三五〇グラム以上、精圓三號罐ニ在リテハ内容總量四二五グラム以上ニシテ固形量三五〇グラム以上、精圓二號罐ニ在リテハ内容總量四二五グラム以上ニシテ固形量三五〇グラム以上、精圓一號罐ニ在リテハ内容總量四二五グラム以上ニシテ固形量三五〇グラム以上	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ
罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	同上	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	品質又ハ色調上級品ニ次グモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	同上	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	品質又ハ色調劣レルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	同上	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテトマト液ノ注加量適當ナルモノ	品質又ハ色調劣レルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

備考

本表検査標準ニ於テ精圓一號罐及精圓三號罐ト稱スルハ左ニ掲ゲル規格ニ依ルモノヲ謂フ
 精圓一號罐 罐ノ外法ニ於テ長徑一六二・〇ミリメートル 短徑一一〇・五ミリメートル 高サ三八・五ミリメートル
 精圓三號罐 罐ノ外法ニ於テ長徑一二八・五ミリメートル 短徑八六・〇ミリメートル 高サ三一・〇ミリメートル

鯷類油漬罐詰検査標準

第一號 角罐ヲ使用セルモノ

検査事項	検査事項		検査事項	品	罐ノ表示	罐ノ外観	品位
	フアンシー	スタンダード					
罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	同上	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ
罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	同上	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ
罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	同上	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ
罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	同上	同上	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉ノ縮及肉詰ノ状態良好ニシテ油ノ注加量充分ニシテ水分ノ混入極メテ少キモノ

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

用	包	検査事項	
		油	装
品質優良ナル「オリブオイル」、「コットンシードオイル」、「コーンオイル」又ハ之等ノ混合油ニシテ酸價ハ「オリブオイル」ニ在リテハ二・〇ヲ、其ノ他ノ油ニ在リテハ一・〇ヲ超エザルモノ	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ	品質優良ナル植物油	同上
品質優良ナル植物油	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
/		/	

第二號 角罐以外ノ罐ヲ使用セルモノ

品	罐ノ外観	罐ノ表示	検査事項	
			罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	罐ノ蓋又ハ底ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ
香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好、注油量充分ニシテ水分ノ混入少キモノ	卷縮罐又ハ巻取罐ニシテ外観良好ナルモノ	同上	A 級	合格
香味、肉質、色澤若ハ肉詰ノ状態上級品ニ次グモノ、注油量稍不足ナルモノ又ハ水分ノ混入稍多キモノ	同上	同上	B 級	合格
香味、肉質、色澤若ハ肉詰ノ状態劣レルモノ、注油量不足ナルモノ又ハ水分ノ混入多キモノ	同上	同上	格	不合格
腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ又ハ異臭アルモノ	同上	同上	廢品	不合格
/		/		/

用	包
油	装
品質良好ナル植物油	材料適當、荷造堅牢ニシテ包装ノ外側ニ品名及數量ヲ明示セルモノ
同上	同上
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
/	

魚粉検査標準 第一號 鱈類ヲ主タル原料トセルモノ

検査事項	包	装	検査事項	
			赤	緑
材料適當、包装完全ニシテ且包装ノ外側ニ製造者ノ記號、品名及重量(正味量又ハ總重量)ヲ明示セルモノ又ハ製造者ノ記號、品名及重量(正味量又ハ總重量)ヲ明示シタル堅牢ナル札ヲ包装ニ結附セルモノ	同上	同上	赤 級	合格
同上	同上	同上	緑 級	合格
色澤劣レルモノ又ハ稍異臭アルモノ	同上	同上	紫 級	不合格
固結セルモノ、異臭若ハ變色甚シキモノ、其ノ他ノ夾雜物ノ混入著シキモノ又ハ不正混合物ヲ含ムモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	不 合格	不合格
/		/		/

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

粉末程度	品位 分析結果	検査事項	合格		
			赤	緑	紫
供試料品ノ全部ヲ篩目 ノ開キ一・五ミリメ トルノ網篩ヲ通過シ且 其ノ重量ニ於テ九〇% 以上ガ篩目ノ開キ一・五 ミリメートルノ網篩ヲ 通過スルモノ	窒素 九・五%以上 水分 五%以下 脂肪酸 三%以下 食鹽(鹽化曹) 二%以下 達(鹽酸不溶解物) 三%以下 但シ綿毛狀ノモノニ在 リテハ水分ハ一三%以 下	材料適當、包裝完全ニ シテ且包裝ノ外側ニ製 造者ノ記號、品名及重	合	級	級
同上	窒素 九%以上 水分 五%以下 脂肪酸 一%以下 食鹽(鹽化曹) 二%以下 達(鹽酸不溶解物) 三%以下 但シ綿毛狀ノモノニ 在リテハ水分ハ一三%	同上	級	級	級
同上	窒素 八%以上 水分 三%以下 脂肪酸 一%以下 食鹽(鹽化曹) 二%以下 達(鹽酸不溶解物) 三%以下	同上	格	級	級
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上	不	合	格

備考

綿毛狀魚粉ノ検査ニ付テハ品位中粉末程度ノ検査ヲ要セズ

第二號 前號以外ノモノ

検査事項	合格		
	赤	緑	紫
材料適當、包裝完全ニ シテ且包裝ノ外側ニ製 造者ノ記號、品名及重	合	級	級
同上	級	級	級
同上	格	級	級
同上	不	合	格

魚粕検査標準

輸出水産物検査規則

粉末程度	品位 分析結果	概況	包装	
			概況	包装
供試料品ノ全部ヲ篩目 ノ開キ一・五ミリメ トルノ網篩ヲ通過シ且 其ノ重量ニ於テ九〇% 以上ガ篩目ノ開キ一・五 ミリメートルノ網篩ヲ 通過スルモノ	窒素 一〇%以上 水分 九%以下 脂肪酸 八%以下 食鹽(鹽化曹) 二%以下 達(鹽酸不溶解物) 三%以下	色澤良好ニシテ異臭ナ キモノ	量(正味量又ハ總量ヲ ルコトヲ明示スルコ ト)ヲ明示セルモノ又 ハ製造者ノ記號、品名 及重量(正味量又ハ總 量タルコトヲ明示スル コト)ヲ明示シタル堅 牢ナル札ヲ包裝ニ結附 セルモノ	同上
同上	窒素 九%以上 水分 五%以下 脂肪酸 一%以下 食鹽(鹽化曹) 二%以下 達(鹽酸不溶解物) 三%以下	同上	同上	同上
同上	窒素 九%以上 水分 四%以下 脂肪酸 一%以下 食鹽(鹽化曹) 二%以下 達(鹽酸不溶解物) 三%以下	色澤劣レルモノ又ハ稍 異臭アルモノ	同上	同上
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	固結セルモノ、異臭若ハ 變色甚シキモノ、薬其 ノ他ノ夾雜物ノ混入著 シキモノ又ハ不正混合 物ヲ含ムモノ	同上	同上ニ反スルモノ

輸出水産物検査規則

品位	検査事項		格
	概況	装	
分析結果	燐素 窒素 水分 土砂(鹽酸不溶解物)	材料適當、包裝完全ニシテ且包裝ノ外側ニ製造者若ハ取扱者ノ記號、品名及重量(正味量又ハ總量タルコトヲ明示スルコト)ヲ明示セルモノ又ハ製造者若ハ取扱者ノ記號、品名及重量(正味量又ハ總量タルコトヲ明示スルコト)ヲ明示シタル堅牢ナル札ヲ包裝ニ結附セルモノ	同上ニ反スルモノ
	八%以上 四%以上 一三%以下	異臭若ハ變色甚シキモノ又ハ朶其ノ他ノ夾雜物ノ混入著シキモノ	同上ニ反スルモノ

様式

第一號

蟹罐詰検査合格印章

蟹罐詰検査標準第一號ニ依リフアンシートシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



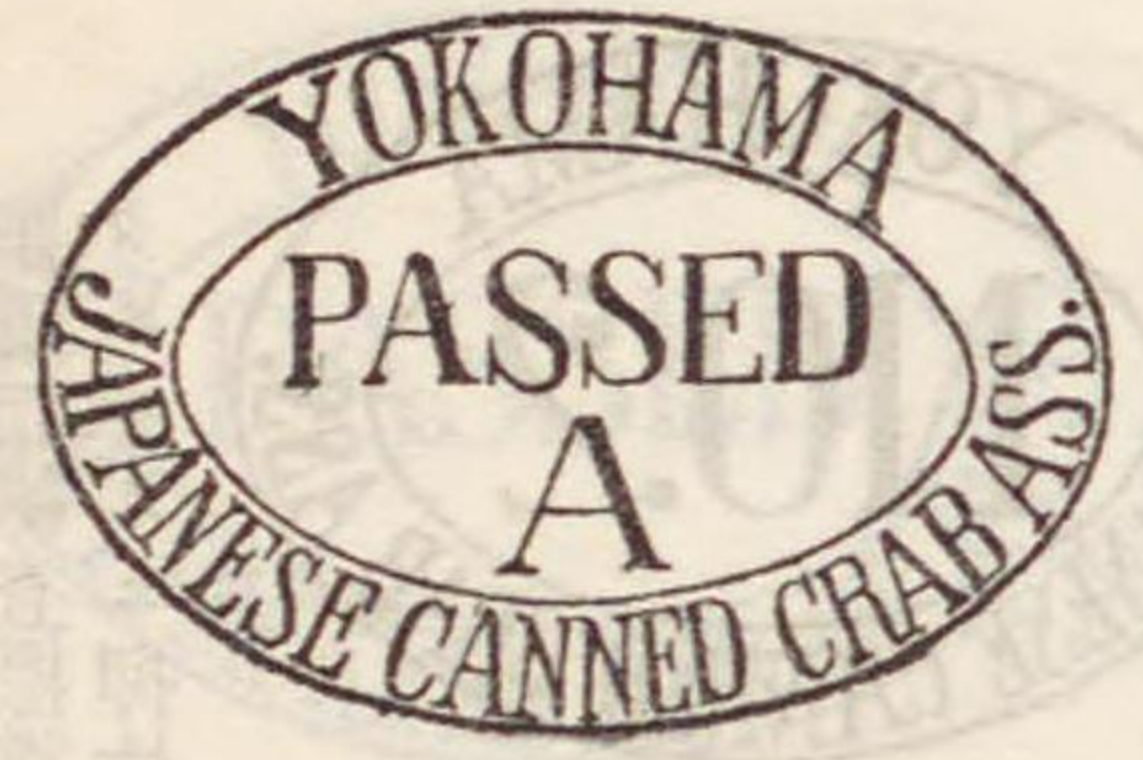
外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 赤

蟹罐詰検査標準第一號ニ依リフエヤートシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 青

蟹罐詰検査標準第二號ニ依リA級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 紫

輸出水産物検査規則

蟹罐詰検査標準第二號ニ依リB級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 褐

蟹罐詰検査標準第三號ニ依リ一級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ

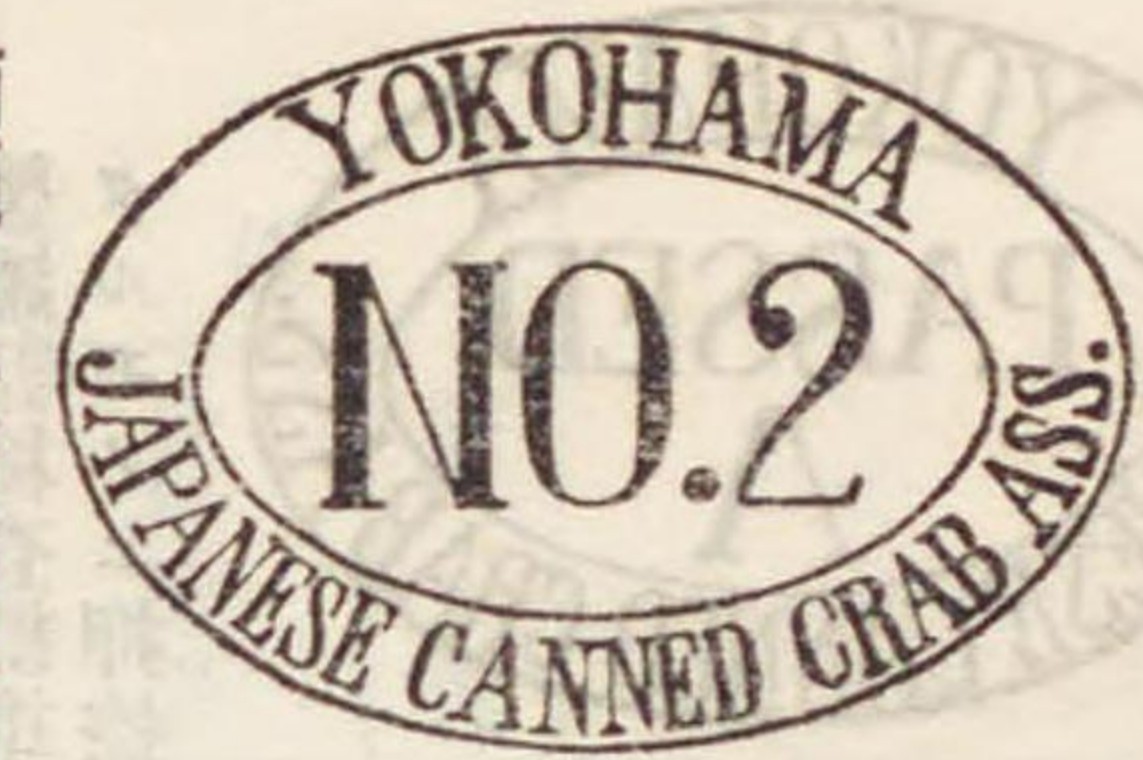


外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 橙

三九

輸出水産物検査規則

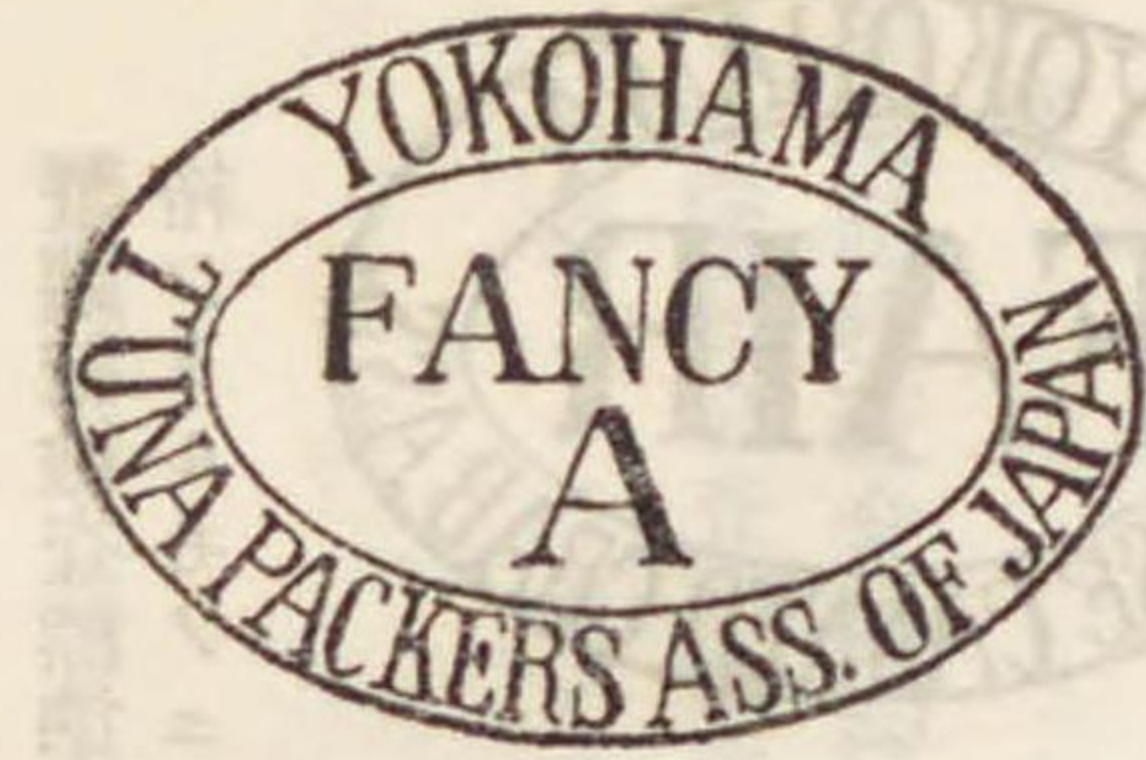
蟹類詰検査標準第二號ニ依リ二級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六 短徑 六・九 肉色 橙

鮪類油漬罐詰検査合格印章

鮪類油漬罐詰検査標準第一號ニ依リフアンシードトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六 短徑 六・九 肉色 赤

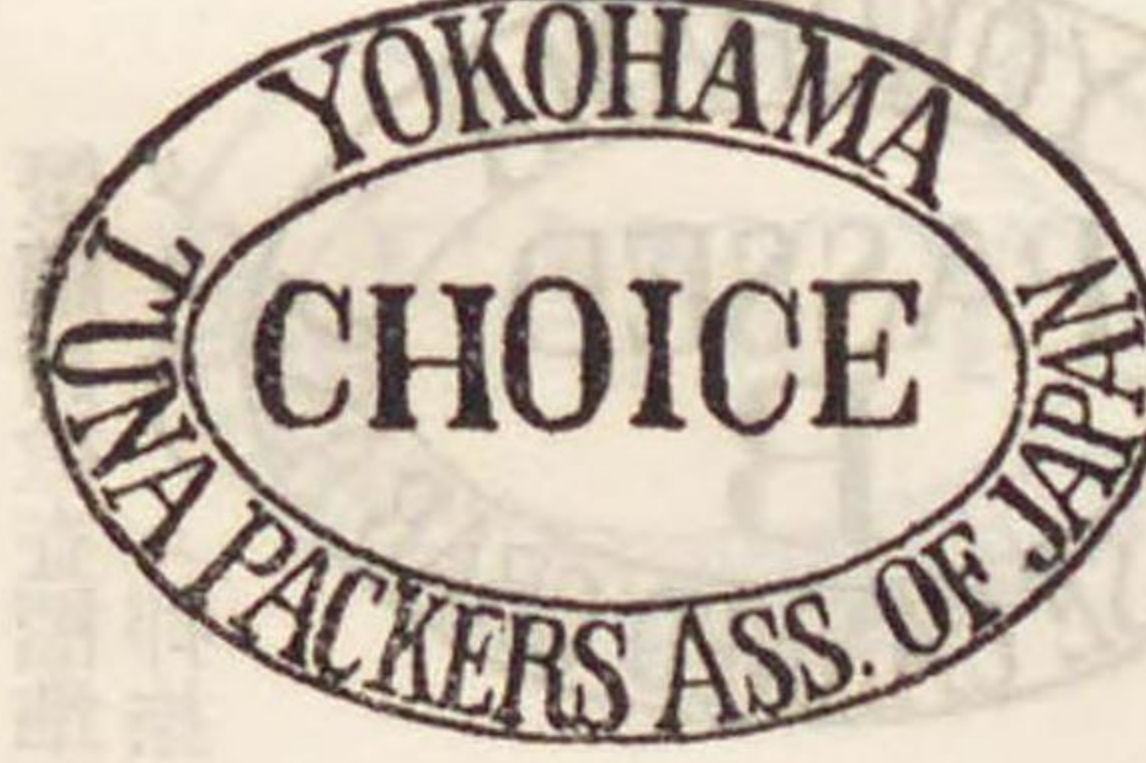
四〇

鮪類油漬罐詰検査標準第一號ニ依リフアンシードトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



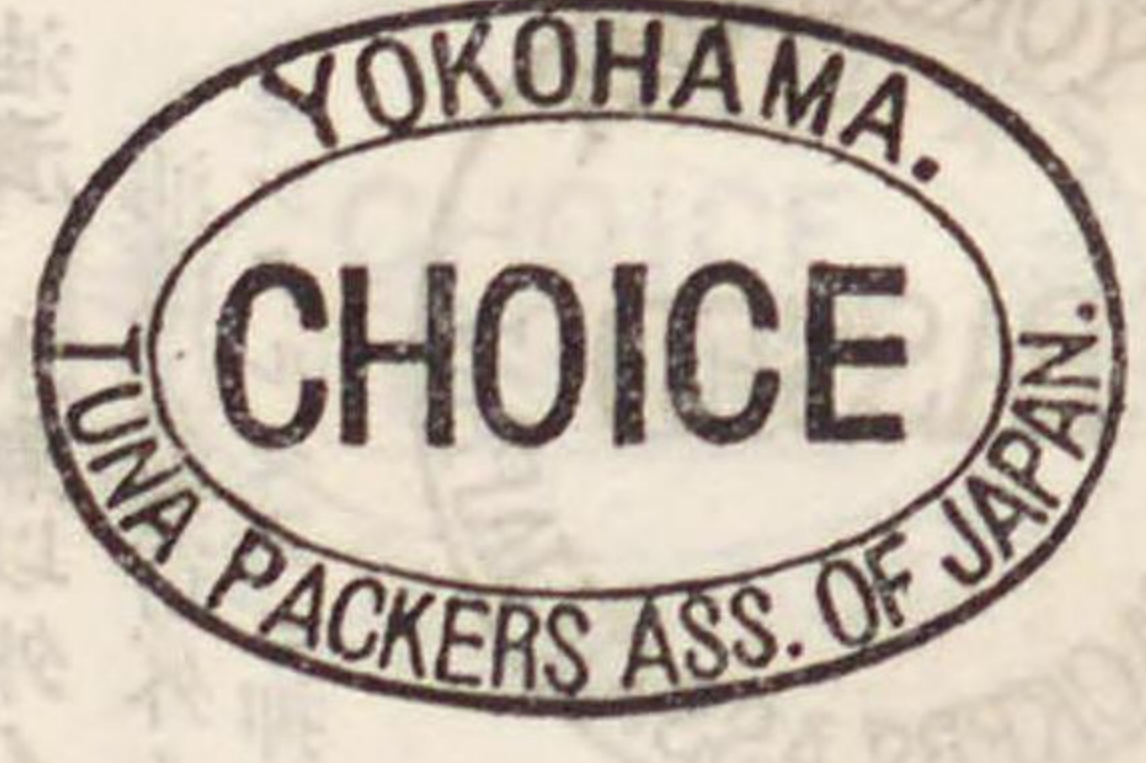
外圓 長徑 一〇・六 短徑 六・九 肉色 赤

鮪類油漬罐詰検査標準第二號ニ依リチヨイストシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六 短徑 六・九 肉色 緑

鮪類油漬罐詰検査標準第三號ノ二ニ依リチヨイストシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六 短徑 六・九 肉色 青

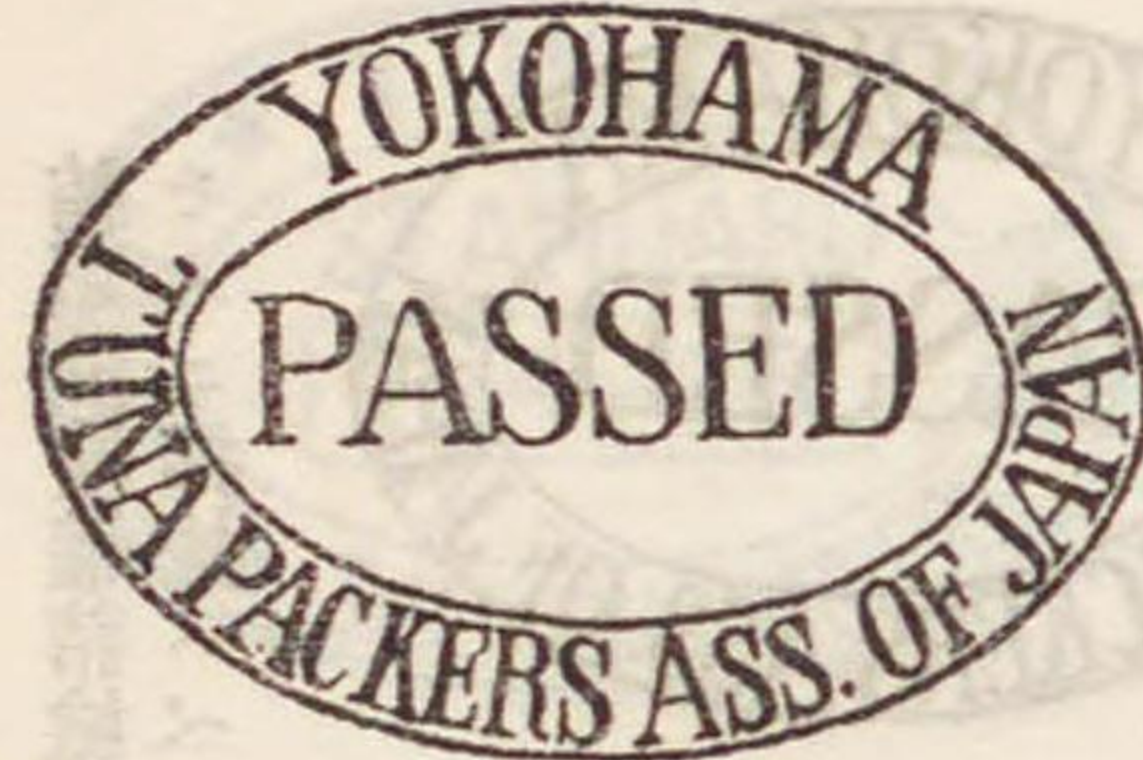
鮪類油漬罐詰検査標準第三號ノ二ニ依リスタンダードトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六 短徑 六・九 肉色 青

輸出水産物検査規則

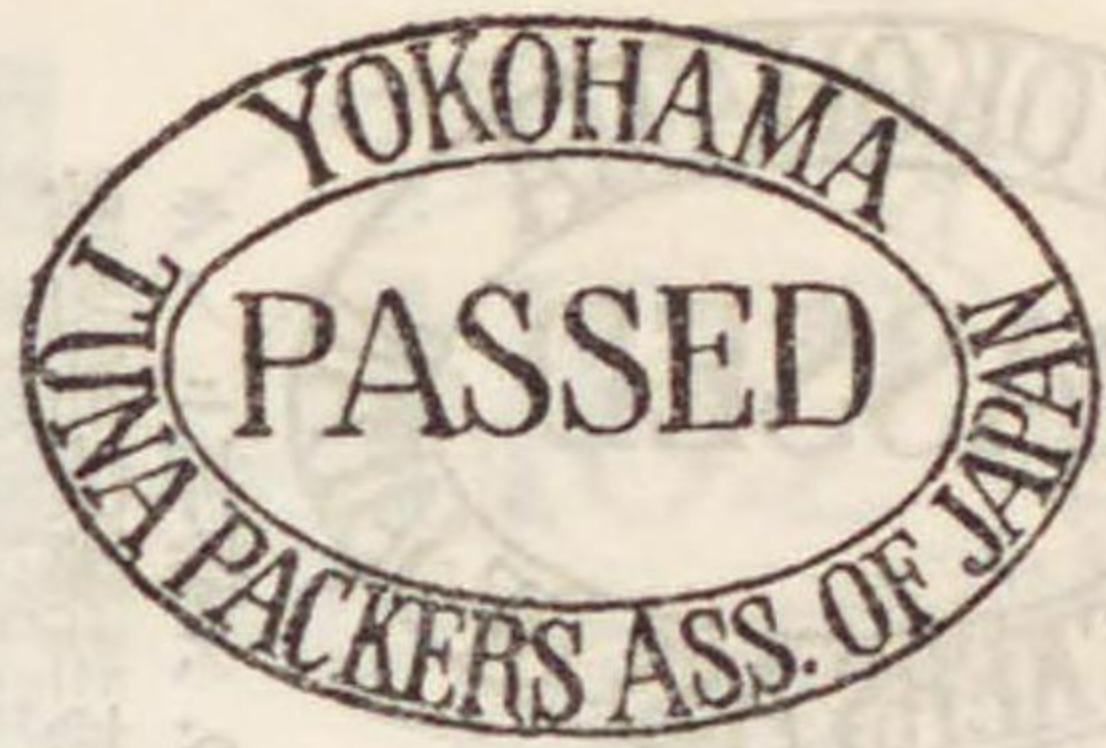
鮪類油漬罐詰検査標準第三號ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六 短徑 六・九 肉色 橙

輸出水産物検査規則

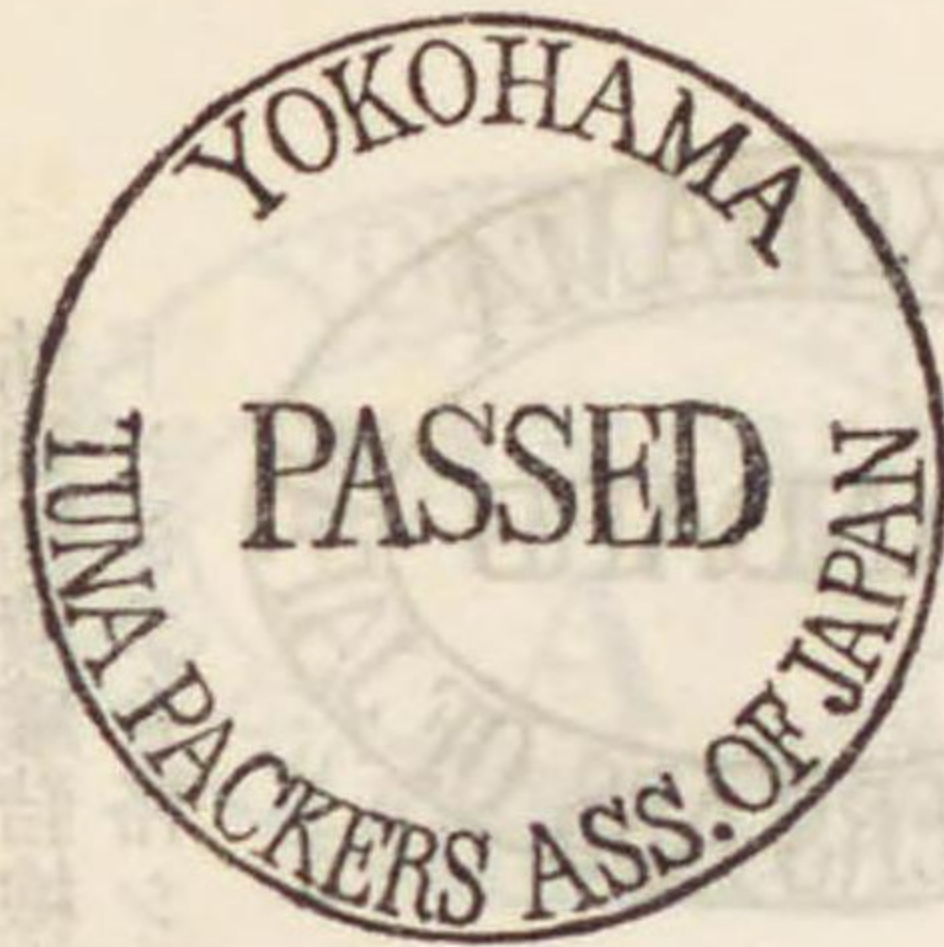
鮪類油漬罐詰検査標準第四號ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 紫

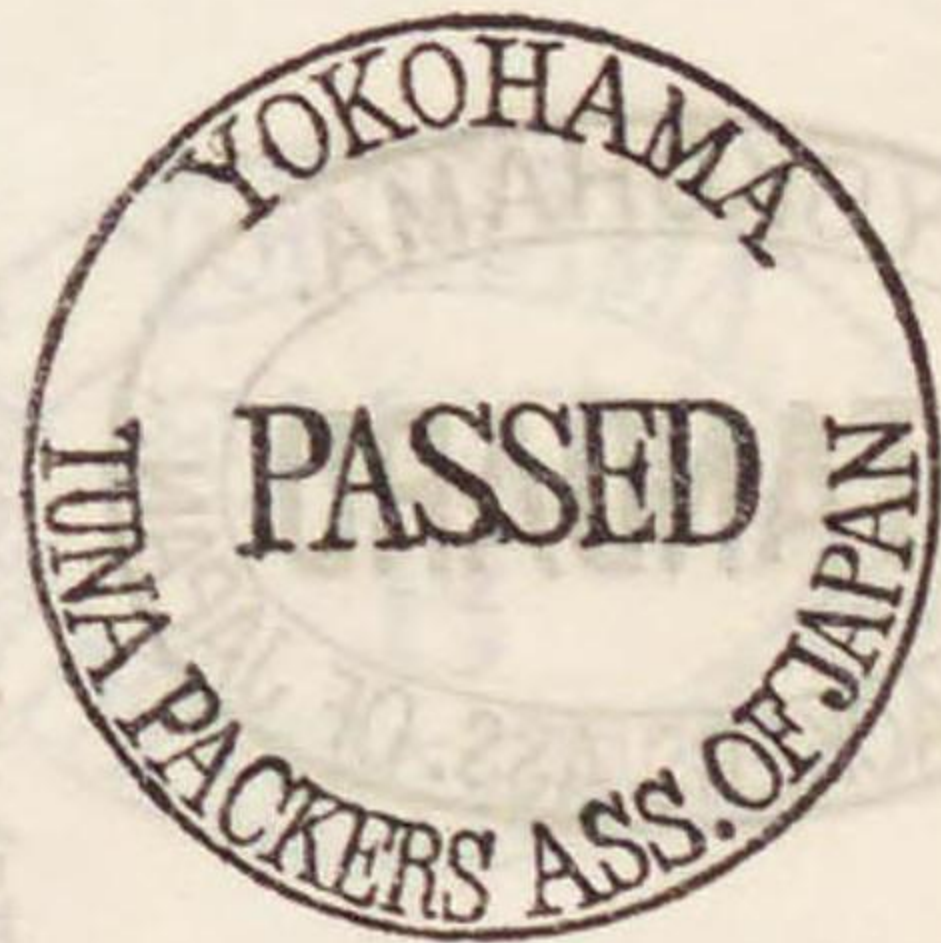
鮪類水煮罐詰検査合格印章

鮪類水煮罐詰検査標準第一號ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 直徑 八糎
肉色 褐

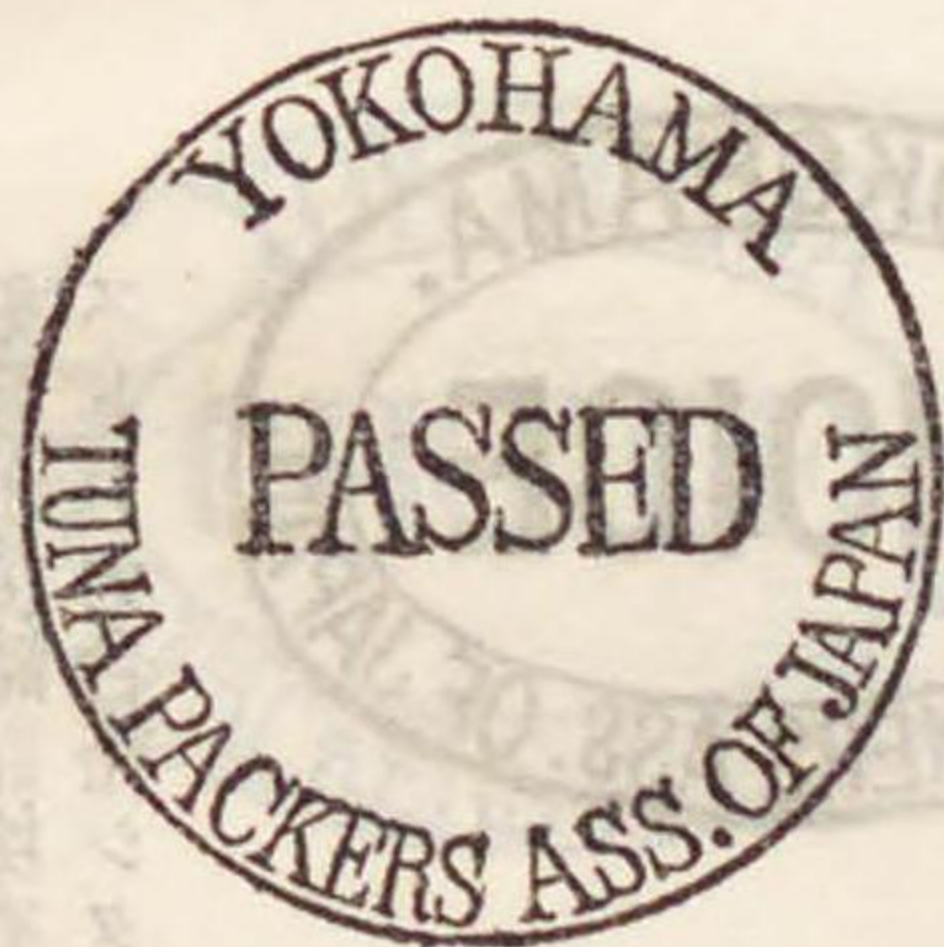
鮪類水煮罐詰検査標準第二號ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 直徑 八糎
肉色 紫

油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査合格印章

油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査標準ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 直徑 八糎
肉色 青

鮪類罐詰検査合格印章

鮪類罐詰検査標準第一號ニ依リフアンシートシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 赤

鮪類罐詰検査標準第一號ニ依リスタンダードトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 赤

輸出水産物検査規則

鮪類罐詰検査標準第二號ニ依リチヨイストシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 緑

鮪類罐詰検査標準第二號ニ依リスタンダードトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 緑

輸出水産物検査規則

鮭鱈罐詰検査標準第二號ニ依リパストトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 綠

鮭鱈罐詰検査標準第三號ニ依リA級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 紫

四四

鮭鱈罐詰検査標準第三號ニ依リB級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 紫

鮭鱈トマト漬罐詰検査合格印章

鮭鱈トマト漬罐詰検査標準ニ依リチヨイストシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 綠

鮭鱈トマト漬罐詰検査標準ニ依リスタンダードトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 綠

鮭鱈油漬罐詰検査標準第一號ニ依リスタンダードトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 赤

鮭鱈油漬罐詰検査合格印章

鮭鱈油漬罐詰検査標準第一號ニ依リファンシートシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 赤

輸出水産物検査規則

輸出水産物検査規則

鱈類油漬罐詰検査標準第二號ニ依リB級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 紫

魚粉検査合格印章

魚粉検査標準第一號ニ依リ赤級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



菱形
長徑 一三糎
短徑 八糎
肉色 赤

魚粉検査標準第二號ニ依リ綠級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



直徑 一〇糎
肉色 綠

魚粉検査標準第二號ニ依リ紫級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



直徑 一〇糎
肉色 紫

魚粕検査合格印章

魚粕検査標準ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



縦 一〇糎
横 一〇糎
肉色 紫

備考

印章中「YOKOHAMA」又ハ「TOKYO」トア

輸出水産物検査規則

魚粉検査標準第一號ニ依リ綠級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



菱形
長徑 一三糎
短徑 八糎
肉色 綠

魚粉検査標準第一號ニ依リ紫級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



菱形
長徑 一三糎
短徑 八糎
肉色 紫

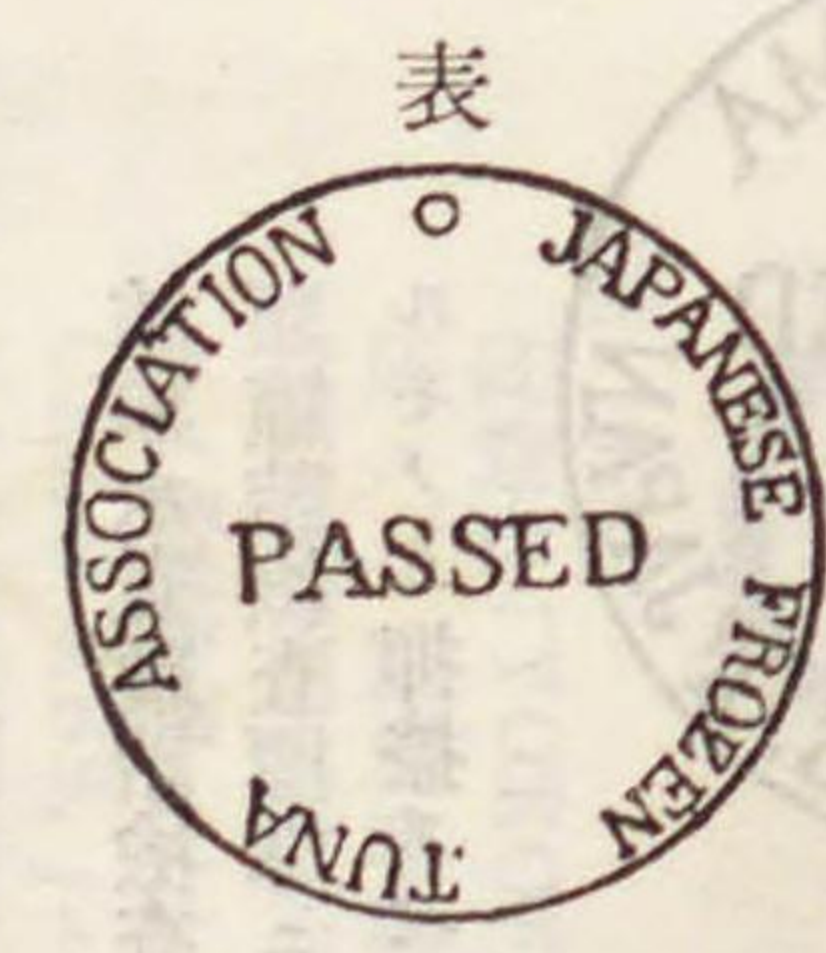
魚粉検査標準第二號ニ依リ赤級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



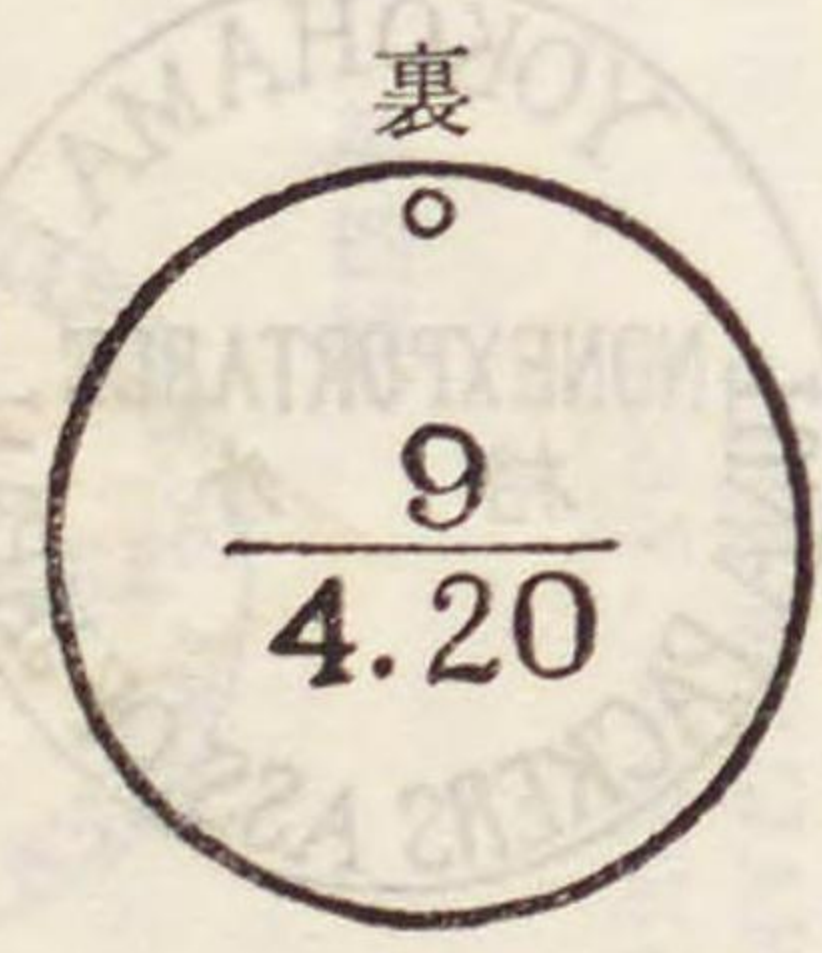
直徑 一〇糎
肉色 赤

ル箇所ニハ羅馬字綴ニテ検査場所所在地名ヲ、「1-4-36」トアル箇所ニハアラビヤ數字ニテ検査年月日ヲ表示スルモノトス

第二號



直徑 二・八糎
防水紙製
表圖案
文字ノ部分 紅色
其ノ他ノ部分 生地色



裏圖案
文字ノ部分 黑色
其ノ他ノ部分 生地色

備考

證票裏面ノ數字ハ検査濟年月日ヲ表示スルモノトス

輸出水産物検査規則

第三號

蟹罐詰検査標準、鮪類油漬罐詰検査標準又ハ鮭
鱈罐詰検査標準ニ依リ格外トシテ決定セラレタ
ルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 黒

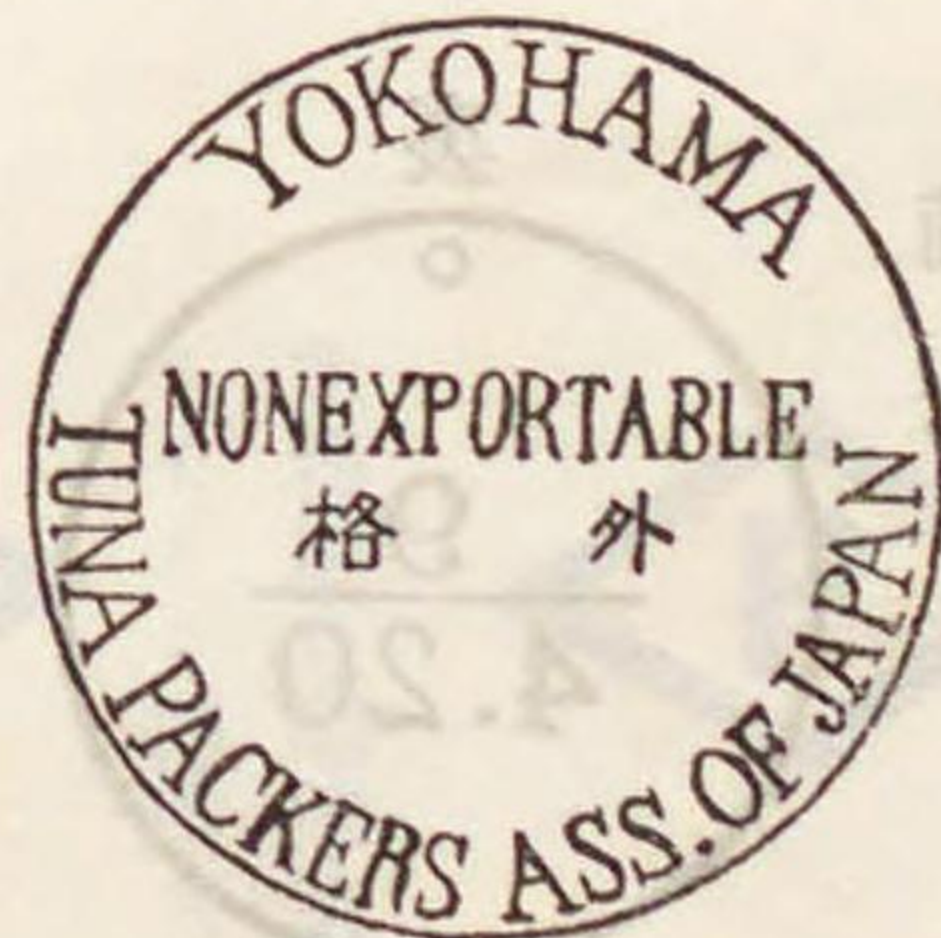
蟹罐詰検査標準、鮪類油漬罐詰検査標準又ハ鮭
鱈罐詰検査標準ニ依リ廢品トシテ決定セラレタ
ルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 黒

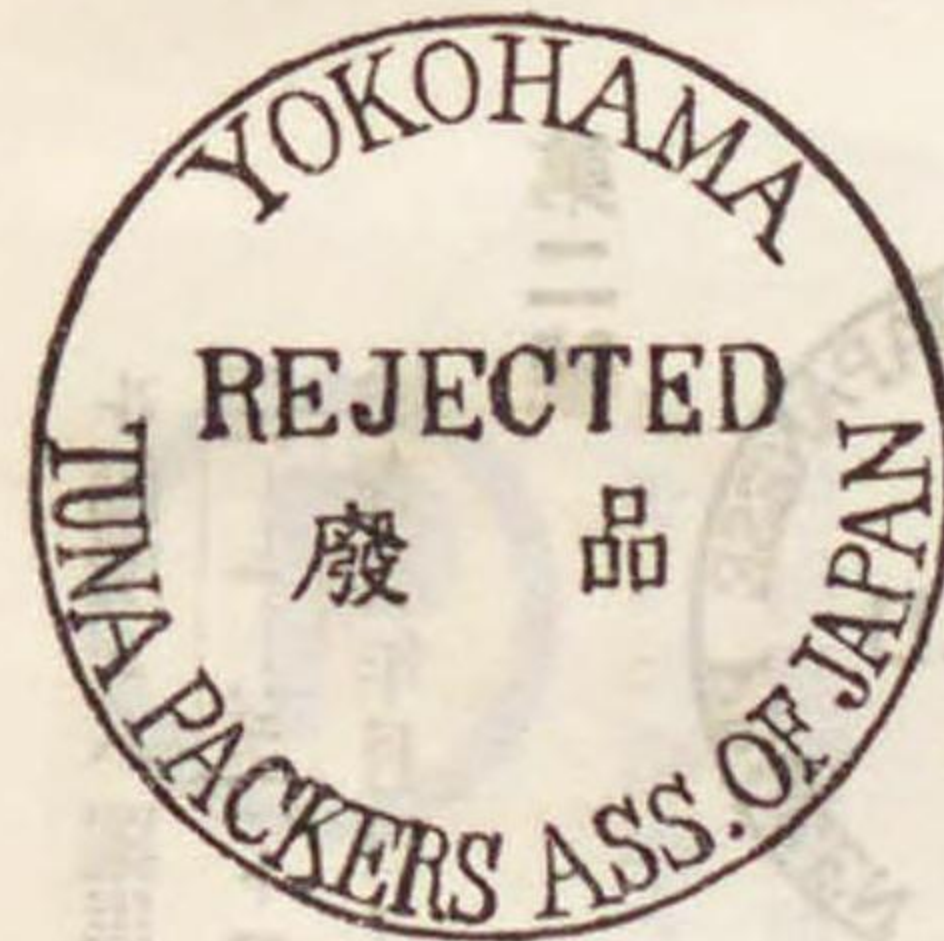
四八

鮪類水煮罐詰検査標準又ハ油漬、水煮以外ノ鮪
類罐詰検査標準ニ依リ格外トシテ決定セラレタ
ルモノニ押捺スベキモノ



直徑 八糎
肉色 黒

鮪類水煮罐詰検査標準又ハ油漬、水煮以外ノ鮪
類罐詰検査標準ニ依リ廢品トシテ決定セラレタ
ルモノニ押捺スベキモノ



直徑 八糎
肉色 黒

蟹類罐詰検査標準ニ依リ格外トシテ決定セラレ
タルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 黒

蟹類罐詰検査標準ニ依リ廢品トシテ決定セラレ
タルモノニ押捺スベキモノ



外圓直徑 九糎
肉色 黒

輸出水産物検査規則

備考

魚粉検査標準又ハ魚粕検査標準ニ依リ不合格ト
シテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ



直徑 一〇糎
肉色 黒

印章中「YOKOHAMA」又ハ「TOKYO」ナル箇
所ニハ羅馬字綴ニテ検査場所所在地名ヲ「JA-
PANESE CANNED CRAB ASS.」ナル箇所
ニハ蟹罐詰ニ在リテ「JAPANESE CANNED
CRAB ASS.」ハ鮪類油漬罐詰ニ在リテ「TU-
NA PACKERS ASS. OF JAPAN」ハ鮭鱈罐詰
ニ在リテ「JAPANESE SALMON CANNERS
ASSN.」ト表示スルモノトス

第四號



直徑 四糎
防水紙製
表面案
文字ノ部分 黒色
其ノ他ノ部分 生地色

四九

輸出水産物検査規則・輸出水産物ノ種類

第五號

輸出許可申請書

- 一 生産地及生産者
 - 二 種類別數量
 - 三 用途
 - 四 輸出港及陸揚港
 - 五 輸出ノ時期
 - 六 輸出ヲ必要トスル事由
- 右輸出許可相成度此段及申請候也
- 年 月 日

農林大臣

住所 氏名(名稱)印 殿



五〇

(二) 輸出水産物取締法第三條ノ輸出水産物ノ種類ノ件

昭和九年五月十日 農林省令第七號

第一條 輸出水産物取締法第三條第一項ノ輸出水産物ノ種類左ノ如シ

輸出水産物

第二條 前條ニ於テ輸類油漬罐詰ト稱スルハ左ニ掲グル魚類ヲ原料トシテ製造シタル油漬罐詰ヲ謂フ

- 一 ビンナガマダロ
 - 二 キハダマダロ
 - 三 マダロ
 - 四 メバチ
 - 五 カツヲ(ソウダガツヲ及スチガツヲ含ム)
 - 六 サバ(ゴマサバヲ含ム)
 - 七 ブリ
- 前項ニ掲グル魚類ノ學名、方言、別名等ニシテ必要ナルモノハ之ヲ告示ス

附則

本令ハ昭和九年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(三) 鮪類油漬罐詰製造業許可規則

昭和九年五月十日 農林省令第八號

第一條 鮪類油漬罐詰ノ製造ヲ業トセントスル者ハ罐詰製造工場毎ニ輸出水産物取締法第三條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二條 鮪類油漬罐詰製造業ノ許可申請書ニハ左

ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 事業計畫書

二 設備要領書

三 許可ヲ受ケントスル者法人ナルトキハ定

八款、登記簿ノ謄本、財産目録及貸借對照表

鮪類油漬罐詰製造業許可規則

五一

四 二人以上共同シテ許可ヲ受ケントスルトキ

ハ事業ニ關スル各共同者ノ出資額及權利義務ノ關係ヲ記載シタル書類

五 鮪類油漬罐詰製造業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ大要ヲ記載シタル書類

二人以上共同シテ許可ヲ受ケントスルトキハ内

一人ヲ代表者ト定メ其ノ氏名又ハ名稱ヲ申請書ニ記載スベシ第一項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

ベシ

一 罐詰製造工場ノ所在場所

二 一年間ノ原料種類別消費見込數量

三 原料ノ仕入方法

四 一年間ノ罐詰製造見込數量

五 従業員ノ種類別員數

六 起業費ノ收支概算

七 事業ノ收支概算

鮪類油漬罐詰製造業許可規則

八 事業開始ノ豫定年月日

第四條 設備要領書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 建物ノ種類及面積竝ニ構造ノ概要

二 汽罐ノ種類、大サ、制限壓力及員數

三 蒸釜、卷締機、殺菌釜及脱氣函ノ種類、名稱、大サ、能力及員數

四 前號ノ他主要ナル罐詰製造ノ機械器具及裝置ノ種類、名稱、大サ、能力及員數

五 原料貯藏設備ノ種類及構造ノ概要竝ニ收容能力

六 給水及排水ノ裝置ノ概要

七 廢棄物處理設備ノ概要

八 衛生設備其ノ他特種設備ノ概要

前項ノ設備要領書ニハ敷地内ノ建物及設備ノ配置圖竝ニ敷地附近ノ概況圖ヲ添附スベシ

第五條 鮪類油漬罐詰製造業ノ許可ノ期間ハ五年以内トス

第六條 鮪類油漬罐詰製造業者第四條第一項第二

前項但書ノ場合ニ於テハ左ニ掲グル書類ヲ具シ死亡又ハ解散ノ日ヨリ三十日以内ニ農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

一 相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書類

二 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ在リテハ定款、財産目錄及貸借

對照表

鮪類油漬罐詰製造業者死亡シ又ハ解散シタルトキハ第一項但書ノ場合ヲ除クノ外相續人、清算人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ遲滯ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

第八條 鮪類油漬罐詰製造業者ハ罐詰製造工場ニ其ノ業務ヲ指揮スル管理者一人ヲ置クベシ但シ製造業者自ラ業務ヲ指揮スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣必要ト認ムルトキハ鮪類油漬罐詰製造業者ニ對シ前項ノ管理者ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

鮪類油漬罐詰製造業許可規則

號又ハ第三號ノ設備ヲ増設シ、改設シ又ハ撤去セントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ許可又ハ認可ノ際特ニ指定シタル設備ニ付亦同ジ

前項ノ認可申請書ニハ設備要領書ヲ添附スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ設備要領書ニ之ヲ準用ス

第七條 左ニ掲グル場合ニ於テハ鮪類油漬罐詰製造業ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ第一號ノ場合ニ於テ其ノ相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ引續キ其ノ事業

ヲ行フトキハ被相續人又ハ合併ニ因リテ解散シタル法人ニ對シテ爲シタル鮪類油漬罐詰製造業

ノ許可ハ爾後相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス

一 鮪類油漬罐詰製造業者死亡シ又ハ解散シタルトキ

二 許可ヲ受ケタル罐詰製造工場ノ事業ヲ廢止シタルトキ

三 許可ヲ受ケタル罐詰製造工場滅失シタルトキ

第九條 鮪類油漬罐詰製造業者ハ毎年二月末日迄

ニ前年ノ事業報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ隨時事業ノ報告ヲ命ズルコトアルベシ

第十條 鮪類油漬罐詰製造業者ハ罐詰製造工場ニ

帳簿ヲ備ヘ毎日左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 使用シタル原料及材料ノ種類、數量及仕入

先

二 罐詰ノ種類別製造數量

三 罐詰製造工場又ハ附屬倉庫ヨリ搬出シタル

罐詰ノ種類、數量及搬出先

四 罐詰製造工場又ハ附屬倉庫内ノ罐詰ノ種類

別在庫數量

前項ノ帳簿ハ二年間之ヲ保存スベシ

第十一條 左ニ掲グル場合ニ於テハ鮪類油漬罐詰製造業者ハ遲滯ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ツ

ベシ

一 鮪類油漬罐詰製造業者其ノ氏名若ハ名稱又ハ住所若ハ事務所ヲ變更シタルトキ

鮪類油漬罐詰製造業許可規則

- 二 鮪類油漬罐詰製造業者タル法人其ノ定款ヲ變更シタルトキ
- 三 鮪類油漬罐詰製造業者タル法人ノ代表者又ハ第二條第二項ノ代表者ニ變更アリタルトキ
- 四 鮪類油漬罐詰製造業者其ノ事業ヲ開始シタルトキ
- 五 鮪類油漬罐詰製造業者罐詰製造工場ノ事業ヲ休止シ又ハ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキ
- 六 鮪類油漬罐詰製造業者罐詰製造工場ノ事業ヲ廢止シタルトキ
- 七 罐詰製造工場ノ全部又ハ一部滅失シタルトキ
- 八 鮪類油漬罐詰製造業者罐詰製造工場ニ付第八條第一項ノ管理者ヲ置キタルトキ若ハ之ヲ變更シタルトキ又ハ同條同項但書ノ規定ニ依リ管理者ヲ置カザルトキ
- 九 鮪類油漬罐詰製造業者鮪類油漬罐詰製造業以外ノ事業ヲ新ニ兼營シタルトキ又ハ兼營事

五四

- 業ヲ廢止シタルトキ
- 十 第六條ノ認可ヲ受ケタル工事完了シタルトキ
- 前項第八號ノ管理者選任ノ届書ニハ履歷書ヲ添附スベシ
- 第十二條 本則ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ罐詰製造工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ
- 第十三條 鮪類油漬罐詰製造業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第六條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ
 - 二 許可又ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ
- 第十四條 鮪類油漬罐詰製造業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 - 一 本則ノ規定ニ依リ届出又ハ報告ヲ爲スベキ場合ニ於テ届出又ハ報告ヲ怠リタルトキ
 - 二 第八條第一項又ハ第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

第八條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

附則

- 第一條 本令ハ昭和九年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二條 本令公布ノ際現ニ鮪類油漬罐詰製造業者タル者引續キ其ノ事業ヲ行ハントスルトキハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第二條ノ申請書ニ第二條乃至第四條ノ規定ニ依ル書類ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ
- 前項ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ニシテ本令施行ノ際迄ニ引續キ六月以上鮪類油漬罐詰製造業者タルモノハ其ノ處分ヲ受クル迄引續キ従前ノ例ニ依リ其ノ事業ヲ行フコトヲ得
- 第三條 當分ノ内左ニ掲グル場合ヲ除クノ外鮪類油漬罐詰製造業ノ許可ハ之ヲ爲サズ
 - 一 前條第一項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキ
 - 二 鮪類油漬罐詰製造業ノ許可ヲ受ケタル者許可ノ期間滿了ニ因リ更ニ許可ノ申請ヲ爲シタルトキ

ルトキ

- 三 鮪類油漬罐詰製造業ノ許可ヲ受ケタル者ヨリ當該罐詰製造工場ヲ讓受ケ若ハ借受ケタル者、當該工場ノ返還ヲ受ケタル者又ハ當該工場ニ依ル事業ヲ承繼シタル者其ノ工場ニ付許可ノ申請ヲ爲シタルトキ
- 四 鮪類油漬罐詰製造業ノ許可ヲ受ケタル者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者當該罐詰製造工場ニ依ル事業ヲ廢止シ他ノ罐詰製造工場ニ付許可ノ申請ヲ爲シタルトキ
- 五 鮪類油漬罐詰製造業ノ許可ヲ受ケタル者當該罐詰製造工場滅失シタル爲滅失ノ日ヨリ一年以内ニ更ニ許可ノ申請ヲ爲シタルトキ
- 六 許可ヲ受ケタル鮪類油漬罐詰製造業ニ付共同經營者ノ加入ノ爲更メテ許可ノ申請アリタルトキ

鮪類水煮罐詰製造取締

(四) 輸出水産物取締法第七條ノ當該官吏臨檢ノ件

昭和九年五月十日
農林省令第九號

第一條 輸出水産物取締法第七條第一項及第二項ノ規定ニ依リ當該官吏臨檢、尋問、搜索又ハ差押ヲ爲サントスルトキハ別記様式ニ依ル證票ヲ携帶スベシ

第二條 臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條、第八條及第十二條ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和九年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

別記

第 號	年 月 日	交付
輸出水産物取締官吏證票		
農林省 又ハ道 府縣印		
		縱九厘 横七厘

裏
官 職 氏 名

--

(五) 輸出水産物取締法第二條ノ規定ニ依ル鮪類水煮罐詰ノ製造取締ノ件

昭和九年九月五日
農林省令第二十四號

當分ノ内左ニ掲グル魚類ヲ原料トスル水煮罐詰ハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ新規製品ノ試製其ノ他特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 ビンナガマダロ
- 二 キハダマダロ

三 マダロ

四 メバチ

五 カツヲ(ソウダガツヲ及スデガツヲヲ含ム)

前項ニ掲グル魚類ノ學名、方言、別名等ニシテ必要ナルモノハ之ヲ告示ス

附則

本令ハ昭和九年九月十日ヨリ之ヲ施行ス

(六) 鮭鱒罐詰輸出査證規則

昭和九年十月十三日
農林省令第二十七號

第一條 鮭鱒罐詰ノ佛蘭西(アルゼリーヲ含ム)ヘノ輸出ニ關シ農林大臣ノ査證ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル申請書ニ日本鮭鱒罐詰業水産組合ノ發給シタル左ニ掲グル書類ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

鮭鱒罐詰輸出査證規則

一 割當量證明書及其ノ謄本

二 檢査證明書

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第二條 査證ハ前條ノ規定ニ依リ提出シタル割當量證明書ノ表面ニ様式第二號及第三號ニ依ル印章ヲ捺シテ之ヲ行フ

第三條 査證ヲ受ケタル割當量證明書其ノ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ不用ト爲リタルトキハ査證ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出デ印章ノ抹消ヲ受クベシ

第四條 不正ノ手段ニ依リ査證ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケントシタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ昭和九年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

様式

第一號

鮭鱒罐詰輸出査證申請書

鮭鱒罐詰ノ佛蘭西ヘノ輸出ニ關シ別紙日本鮭鱒

鮭鱒罐詰輸出查證規則

罐詰業水産組合ノ發給シタル割當量證明書ニ御
查證相成度關係書類及左記手數料相添此段及申
請候也

記

一金 圓 錢也

年 月 日

住所

函輸出查證手數料

鮭鱒罐詰

氏

名(名稱)印

農林大臣

殿

收入印紙貼付欄

備考

輸出查證手數料ニ相當スル金額ノ收入印紙ヲ收
入印紙貼付欄ニ貼付スベシ但シ收入印紙ニハ消
印ヲ押捺スベカラズ

第二號

Vu au Ministère de l'Agriculture
et des Forêts du Japon.
Tokyo, le — — —

縦 一三・〇 糶
横 三・五 糶
肉色 紫

備考

「Le — — —」トアル箇所ニハ佛蘭西語ヲ
以テ查證ノ年月日ヲ表示スルモノトス

第三號



外圓 直徑 五・〇 糶
内圓 直徑 二・八 糶
肉色 赤

鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則

(七)

輸出水産物取締法第六條第二項ノ規
定ニ依ル鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸
出證明規則

昭和九年十月十三日
農林省令第二十八號

鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則

第一條 本則ニ於テ鮪類油漬罐詰ト稱スルハ輸出
水産物検査規則第二條第二項ニ規定スル鮪類油
漬罐詰ヲ謂ヒ冷凍鮪類ト稱スルハ同條第三項ニ
規定スル冷凍鮪類ヲ謂フ

本則ニ於テ輸出ト稱スルハ保税地域ヨリ外國ニ
向ケ搬出スルコトヲ含ムモノトス

第二條 鮪類油漬罐詰又ハ冷凍鮪類ノ製造、加
工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者鮪類油漬罐詰又
ハ冷凍鮪類ヲ亞米利加合衆國又ハ加奈陀ニ輸出
セントスルトキハ當分ノ内本則ノ規定ニ依リ農
林大臣ノ證明ヲ受クベシ

第三條 前條ノ證明ヲ受ケントスル者ハ荷口毎ニ
様式第一號ニ依ル申請書ニ輸出水産物検査規則

鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則

ノ定ムル所ニ依リ検査ニ合格シタルコトヲ證スル書類ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ
前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第四條 農林大臣第二條ノ證明ヲ爲シタルトキハ様式第二號ニ依ル證明書ヲ交付ス

第五條 證明書ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキハ證明ハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ證明書ノ交付ヲ受ケタル者ハ證明書ヲ添へ遲滞ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

第六條 證明書ノ交付ヲ受ケタル者當該鮪類油漬罐詰又ハ冷凍鮪類ヲ輸出シタルトキハ遲滞ナク様式第三號ニ依ル報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第七條 本則ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ鮪類油漬罐詰ニ在リテハ日本鮪類罐詰業水産組合ヲ、冷凍鮪類ニ在リテハ日本輸出冷凍鮪水産組合ヲ經由スベシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 不正ノ手段ニ依リ證明ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者
二 第五條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リタル者
三 第六條ノ規定ニ依ル報告書ノ提出ヲ怠リタル者

第九條 本則ノ規定ハ鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

農林大臣前項ノ規定ニ依リ鮪類罐詰ノ種類ヲ指定シタルトキハ之ヲ告示ス

附則

本令ハ昭和九年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

様式

第一號

鮪類油漬罐詰(冷凍鮪類)輸出證明申請書
一 生産者

- 二 品種及等級別數量
 - 三 輸出港及陸揚港
 - 四 仕向地 亞米利加合衆國(加奈陀)
 - 五 輸出ノ時期
 - 六 輸出證明手数料 圓 錢
- 右輸出證明相成度此段及申請候也
- 年 月 日

住所

氏 名(名稱)印

農林大臣

殿

收入印紙貼付欄

備考

輸出證明手数料ニ相當スル金額ノ收入印紙ヲ收入印紙貼付欄ニ貼付スベシ但シ收入印紙ニハ消印ヲ押捺スベカラズ

第二號

證明番號何第 號

鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則

- 一 輸出證明申請者ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 二 品種及等級別數量
 - 三 輸出港及陸揚港
 - 四 仕向地
 - 五 輸出ノ時期
- 右鮪類油漬罐詰(冷凍鮪類)ヲ輸出スルコトヲ證明ス
- 年 月 日

農林大臣

第三號

鮪類油漬罐詰(冷凍鮪類)輸出報告書

- 一 證明年月日及證明番號
 - 二 品種及等級別數量
 - 三 輸出港及陸揚港
 - 四 仕向地
 - 五 輸出ノ年月日
 - 六 積載船舶名
- 右輸出候條此段及報告候也

鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則

年月日

住所

氏名(名稱)印

農林大臣 殿

一、本規則は、鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類の輸出に關する事項を定めることとす。

二、本規則は、昭和二十一年八月十五日から施行する。

三、本規則は、農林大臣の官印を捺す。

四、本規則は、農林省の官報に掲載する。

五、本規則は、農林省の官報に掲載する。

六、本規則は、農林省の官報に掲載する。

七、本規則は、農林省の官報に掲載する。

八、本規則は、農林省の官報に掲載する。

九、本規則は、農林省の官報に掲載する。

十、本規則は、農林省の官報に掲載する。

一、本規則は、鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類の輸出に關する事項を定めることとす。

二、本規則は、昭和二十一年八月十五日から施行する。

三、本規則は、農林大臣の官印を捺す。

四、本規則は、農林省の官報に掲載する。

五、本規則は、農林省の官報に掲載する。

六、本規則は、農林省の官報に掲載する。

七、本規則は、農林省の官報に掲載する。

八、本規則は、農林省の官報に掲載する。

九、本規則は、農林省の官報に掲載する。

十、本規則は、農林省の官報に掲載する。

四、告示

四 告示

(一) 輸出水産物検査規則第二條ノ水産動物ノ學名、方言又ハ別名ノ件

昭和九年五月十日
農林省告示第百六十九號
昭和十一年三月二十八日
農林省告示第八十三號改正

輸出水産物検査規則第二條第一項ニ掲グル甲殻類

學名	方言又ハ別名
タラバガニ テイレシウス氏——バラリトードス・カム チャテイカ	タラガニ
アブラガニ ブラント氏——バラリトードス・プラテイ プス	アラガニ、ロスケガニ
オホクリガニ ブラント氏——エリマクルス・アイゼンベ ツキ	ケガニ、スクモガニ
ズワイガニ ラスバイン氏——キオネセテス・オピリオ	オホガニ、ダイザガニ、マツバガニ
ハナサキガニ ブラント氏——バラリトードス・ブレビベ ス	

輸出水産物検査規則第二條第二項及第三項ニ掲グル魚類

學名	方言又ハ別名
ピンナガマドロ ラセベード氏——ツンヌス・ゲルモ	ピンナガ、ピンチヨウ、トンボ、トンボシ ビ、カンタラウ
キハダマドロ テンミンク氏及シュレーゲル氏——ネオツ ンヌス・マクプロテルス	キハダ、キワダ、キワダマドロ、シビ、マ レ、ハシビ、ハツ、イトシビ、ゲスナガ、キンビ

水産動物ノ學名、方言又ハ別名

水産動物ノ學名、方言又ハ別名

マ	グ	ロ	テンミンク氏及シユレーゲル氏——ツンヌ	ホンマゲロ、メヂ、ゴトウシビ、クロシビ
メ	バ	チ	テンミンク氏及シユレーゲル氏——バラツ	バチ、ダルマシビ、ヒラシビ、メブト
カ	ツ	ヲ	レンツソン氏——カツオヌス・ヴァガンス	マシダラ、マガツヲ、カツ、カツウ
カ	ツ	ヲ	ラセベード氏——オウキス・タザード	ソウダ、メヂカ
カ	ツ	ヲ	ソウダガツヲ	カツネ、カツネガツヲ、ハガツヲ、サバガ
ス	ヂ	ガツヲ	テンミンク氏及シユレーゲル氏——サルダ	ツヲ、トホザン
オ	リ	エ	ンタリス	ホンサバ、ヒラサバ
ウ	ツ	ツ	ン氏——スコムバー・ジャボニクス	ホンサバ、マルサバ
ブ	リ	ラ	・クインケラディアータ	セグロ、イナダ、ヤゾウ、アヲ、ワラサ、
テ	ン	ミ	ンク氏及シユレーゲル氏——セリオ	ハナシロ、ラギ、メジロ、ドタバブリ

輸出水産物検査規則第二條第四項ニ掲グル魚類

マ	ス	カラフトマス	ワルバウム氏——オンコリンカス・ゴルブウ	マス、セツパリマス、ホンマス、アヲマス
マ	ス	ブレボート氏	オンコリンカス・マソウ	ホンマス、サクラマス
マ	ス	ノスケ	ワルバウム氏——オンコリンカス・キズツチ	ギンサケ、ケヂ、ギンマス
マ	ス	ノスケ	ワルバウム氏——オンコリンカス・チャウ	スケ
マ	ス	ノスケ	ワルバウム氏——オンコリンカス・ケタ	シヤケ、アキアヂ、トキシラズ

輸出水産物検査規則第二條第五項ニ掲グル魚類

マ	イ	ワ	シ	テンミンク氏及シユレーゲル氏——サルヂ	イワシ、ナナツボシ、ヒラゴ、モロクチ、	
ウ	ル	メ	イ	ワシ	メウス・ミクロプス	オホイワシ、ヒラメイワシ
ニ	シ	ン	ン	キユビエ氏及バレンシエーヌ氏——クル	カド、バカイワシ、コニシン	

(二) 昭和九年農林省令第七號第二條ノ魚類ノ學名、方言又ハ別名ノ件

昭和九年五月十日
農林省告示第七十號

マ	グ	ロ	テンミンク氏及シユレーゲル氏——ツンヌ	ホンマゲロ、メヂ、ゴトウシビ、クロシビ				
キ	ハ	ダ	マ	グ	ロ	テンミンク氏及シユレーゲル氏——ネオツ	キハダ、キワダ、キワダマゲロ、シビ、マ	
ピ	ン	ナ	ガ	マ	グ	ロ	ラセベード氏——ツンヌス・ゲルモ	ピ、カンタラウ

魚類ノ學名、方言又ハ別名

メ	バチ	ダルマシビ、ヒラシビ、メブト
	カ	ツ
カツヲ	ソウダガツヲ	ラセベード氏 — オウキス・タザード
	スヂガツヲ	テソミンク氏及シユレーゲル氏 — サル
サバ	ウツツン氏	スコムバー・ジャボニクス
	ゴマサバ	ブリーカー氏 — スコムバー・タベイノセ
ブ	テソミンク氏及シユレーゲル氏	セリオ
	ラ・クインケラディアーダ	セリオ
バチ	ダルマシビ、ヒラシビ、メブト	
マンダラ	マガツヲ、カツ、カツウ	
ソウダ、メヂカ		
キツネ、キツネガツヲ、ハガツヲ、サバガツヲ、トホザン		
ホンサバ、ヒラサバ		
ゴマサバ、マルサバ		
セグロ、イナダ、ヤゾウ、アヲ、ワラサ、ハナシロ、ラギ、メジロ、ドタバブリ		

(三) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本鮪類罐詰業水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件

- 昭和九年五月十七日 農林省告示第七十八號
- 昭和九年十月九日 農林省告示第三百六十四號改正
- 昭和十年七月九日 農林省告示第七十八號改正
- 日本鮪類罐詰業水産組合横濱検査所
- 神奈川縣横濱市神奈川區表高島町四番地
- 日本鮪類罐詰業水産組合清水検査所
- 静岡縣清水市日出町一丁目十番地
- 日本鮪類罐詰業水産組合神戸検査所 (鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ニ限ル)
- 兵庫縣神戸市神戸區海岸通五丁目二十六番屋敷
- 日本鮪類罐詰業水産組合函館検査所 (鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ニ限ル)
- 北海道函館市海岸町六十一番地
- 日本鮪類罐詰業水産組合青森検査所 (鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ニ限ル)

検査場所

(四) 輸出水産物検査規則第六條第一項ノ規定ニ依ル日本蟹罐詰業水産組合聯合會ノ指定シタル検査場所ノ件

- 昭和九年五月十八日 農林省告示第七十九號
- 昭和十年四月二十四日 農林省告示第三百三十五號改正
- 昭和十一年一月十六日 農林省告示第九號改正
- 日本蟹罐詰業水産組合聯合會横濱検査所
- 神奈川縣横濱市中區北仲通二丁目十七番地
- 青森縣青森市安方町百九十二番地
- 日本鮪類罐詰業水産組合下關検査所 (鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ニ限ル)
- 山口縣下關市岬之町四十五番地

六七

検査場所

日本蟹罐詰業水産組合聯合會神戸検査出張所
 兵庫縣神戸市神戸區海岸通五丁目二十五番屋敷
 日本蟹罐詰業水産組合聯合會大阪検査出張所
 大阪府大阪市北區菅原町百十四番地
 日本蟹罐詰業水産組合聯合會函館検査出張所
 北海道函館市仲濱町十八番地

(五) 輸出水産物検査規則第六條第一項
 ノ規定ニ依ル日本輸出冷凍鮭水産
 組合ノ指定シタル検査場所ノ件

昭和九年五月十八日
 農林省告示第百八十號
 昭和九年五月二十五日
 農林省告示第百九十四號改正
 昭和十年三月六日
 農林省告示第八十號改正
 昭和十一年三月二十八日
 農林省告示第八十四號改正

神奈川縣横濱市中區山下町百十三番地
 横濱市中央卸賣市場冷蔵庫
 神奈川縣横濱市神奈川區山内町三丁目一番地
 川西倉庫株式會社冷蔵庫
 兵庫縣神戸市神戸區新港町税關構内
 日本食料工業株式會社冷蔵庫
 静岡縣清水市入船町三丁目百十五番地

(六) 輸出水産物検査規則第六條第一項
 ノ規定ニ依ル日本鮭鱒罐詰業水産
 組合ノ指定シタル検査場所ノ件

昭和十一年三月二十八日
 農林省告示第八十五號
 日本鮭鱒罐詰業水産組合函館検査所
 北海道函館市船場町二十二番地
 日本鮭鱒罐詰業水産組合青森検査所
 青森縣青森市安方町百九十二番地

検査場所

朝日製氷冷蔵株式會社冷蔵庫
 東京府東京市深川區古石場四丁目二十一番地
 日本食料工業株式會社冷蔵庫
 東京府東京市本所區業平橋一丁目二番地ノ一
 篠崎將次冷蔵庫
 東京府東京市京橋區小田原町三丁目四番地
 東京冷蔵株式會社冷蔵庫
 東京府東京市京橋區明石町七番地ノ一
 日本食料工業株式會社冷蔵庫
 東京府東京市神田區三崎町二丁目五番地
 東京市中央卸賣市場築地本場冷蔵庫
 東京府東京市京橋區築地五丁目一番地
 日本食料工業株式會社冷蔵庫
 東京府東京市京橋區明石町十番地
 日本食料工業株式會社冷蔵庫
 東京府東京市芝區竹芝町八番地
 日魯漁業株式會社冷蔵庫
 東京府東京市芝區芝浦町一丁目二番地
 東神冷蔵製氷株式會社冷蔵庫

日本鮭鱒罐詰業水産組合東京検査所
 東京府東京市麴町區丸ノ内二丁目二番地
 日本鮭鱒罐詰業水産組合横濱検査所
 神奈川縣横濱市中區本町三丁目二十九番地
 日本鮭鱒罐詰業水産組合大阪検査所
 大阪府大阪市北區樋上町八番地

(七) 輸出水産物検査規則第六條第一項
 ノ規定ニ依ル日本輸出鱈罐詰業水
 産組合ノ指定シタル検査場所ノ件

昭和十一年三月二十八日
 農林省告示第八十六號
 日本輸出鱈罐詰業水産組合函館検査所
 北海道函館市海岸町六十一番地
 日本輸出鱈罐詰業水産組合青森検査所
 青森縣青森市安方町百九十二番地
 日本輸出鱈罐詰業水産組合東京検査所

六九

検査場所

七〇

東京府東京市麴町區丸ノ内二丁目二番地
 日本輸出鱈罐詰業水産組合神戸検査所
 兵庫縣神戸市神戸區海岸通五丁目二十六番屋敷
 日本輸出鱈罐詰業水産組合下關検査所
 山口縣下關市岬之町四十五番地
 日本輸出鱈罐詰業水産組合長崎検査所
 長崎縣長崎市千馬町三丁目五番地

(六) 輸出水産物検査規則第六條第一項

(八) 輸出水産物検査規則第六條第一項

ノ規定ニ依ル日本フィッシュミール水産組合ノ指定シタル検査場所ノ件

昭和十一年三月二十八日
 農林省告示第八十七號
 日本フィッシュミール水産組合小樽検査所
 北海道小樽市色内町六丁目三十八番地
 日本フィッシュミール水産組合小樽検査所釧路支所

北海道釧路市大川町八番地

日本フィッシュミール水産組合小樽検査所室蘭支所

北海道室蘭市本町八十七番地

日本フィッシュミール水産組合函館検査所

北海道函館市船場町二十二番地

日本フィッシュミール水産組合函館検査所豊浦支所

北海道虻田郡豊浦村字海岸町二十七番地

日本フィッシュミール水産組合東京検査所

東京府東京市赤坂區溜池町一番地

日本フィッシュミール水産組合横濱検査所

神奈川縣横濱市中區本町三丁目二十九番地

日本フィッシュミール水産組合四日市検査所

三重縣四日市市藏町三千三百四十八番地

日本フィッシュミール水産組合神戸検査所

兵庫縣神戸市神戸區海岸通五丁目二十六番屋敷

日本フィッシュミール水産組合下關検査所

山口縣下關市岬之町四十五番地

(九) 輸出水産物検査規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ朝鮮ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物検査規則ニ依ル検査ト同等ト認ムルモノノ件

昭和九年六月十四日
 農林省告示第二百十八號

蟹罐詰ニ付水産製品検査規則(朝鮮總督府令)ニ依リ行フ検査ニシテ輸出ノ合格又ハ不合格ノ決定ヲ爲スモノ

(十) 輸出水産物検査規則第十五條第一項ノ規定ニ依リ樺太ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物検査規則ニ依ル検査ト同等ト認ムルモノノ件

昭和十一年三月五日
 農林省告示第五十五號

蟹罐詰ニ付輸出水産物検査規則(樺太廳令)ニ依リ行フ検査ニシテ輸出ノ合格又ハ不合格ノ決定ヲ爲スモノ

朝鮮、樺太ニ於テ施行スル検査

魚類ノ學名、別名又ハ方言

七四

(三) 鮪類油漬罐詰及冷凍鮪類輸出證明規則第九條第一項ノ規定ニ依ル鮪類油漬罐詰以外ノ鮪類罐詰ノ種類ノ件

昭和九年十月十三日
農林省告示第三百七十六號

鮪類水煮罐詰
ビンナガマガロ、キハダマガロ、マガロ、メバチ又ハカツヲ(ソウダガツヲ及スデガツヲヲ含ム)ヲ原料トシテ製造シタル水煮罐詰
前項ニ掲グル魚類ノ學名、方言又ハ別名左ノ加シ

學名	方言又ハ別名
ビンナガマガロ	ビンナガ、ビンチヨウ、トンボ、トンボシ
ラセベード氏	ビ、カンタラウ
ツンヌス・ゲルモ	キハダ、キワダ、キワダマガロ、シビ、マ
テンミンク氏及シユレーゲル氏	シビ、ハツ、イトシビ、ゲスナガ、キンビ
シヌス・マクロウ・テルス	レ、ハシビ
マ	ホンマガロ、メヂ、ゴトウシビ、クロシビ
メ	バチ、ダルマシビ、ヒラシビ、メブト
メ	マンダラ、マガツヲ、カツ、カツウ
カ	ソウダ、メヂカ
カツヲ	ソウダ、メヂカ
ソウダガツヲ	ソウダ、メヂカ
スチガツヲ	カツネ、カツネガツヲ、ハガツヲ、サバガ
オリエントリス	ツヲ、トホザン

五、朝鮮ニ於ケル關係法令

(一) 水産製品検査規則

大正七年五月二十一日
 朝鮮總督府令第五十六號
 大正九年六月、十二年九月、
 十三年十月、同年十二月、
 昭和二年四月、同四年五月、
 同五年五月、同六年六月、
 同年七月、同年十月、同七
 年一月、同八年八月、
 同九年六月第六十四號、
 同十一年一月第七號、
 昭和十一年三月第十八號改正

第一條 本令ニ於テ水産製品ト稱スルハ左ノ食用
 乾製品、食用罐詰品、肥料、海藻及魚油ヲ謂フ
 食用乾製品
 海參、鱧鱈、乾蝦、乾玉筋魚、鰻、乾鱈、乾
 鮑、乾牡蠣、淡菜、乾蠔、乾竹蠔、乾北寄貝、
 乾鳥貝、乾貝柱、乾海苔(在來式製品ヲ除ク)
 食用罐詰品
 鮑罐詰、鯖罐詰、鱈罐詰、蝦罐詰、蟹罐詰、
 貝柱罐詰、北寄貝罐詰、鰻罐詰、蠔罐詰、
 鯛トマト漬罐詰

朝鮮水産製品検査規則

肥 料

鰯搾粕、鰯粉末肥料、鯨搾粕、太刀魚搾粕、
 鱈荒粕、干鰯、干鰯、干鯨、鯨卵、其ノ他ノ
 水産肥料
 海 藻
 石花菜、海藻、銀杏草、櫻草、小凝草、礮草、
 於期菜
 魚 油
 鰯油

第二條 營利ノ目的ヲ以テ水産製品ヲ輸出又ハ移
 出セントスル者ハ本令ニ依リ税關ノ検査ヲ受ク
 ベシ
 前項ノ規定ニ依リ検査ヲ受クベキ場合ニ於テ鰯
 油、鰯搾粕、鰯粉末肥料、蟹罐詰又ハ鯛トマト
 漬罐詰ニ付テハ其ノ製造ヲ爲ス者ノ組織スル水
 産組合(以下單ニ水産組合ト稱ス)若ハ漁業組合
 聯合會ニ販賣ヲ委託シタルモノ又ハ水産組合若
 ハ漁業組合聯合會ヨリ買受ケタルモノニ限り檢
 査ヲ請求スルコトヲ得

朝鮮水産製品検査規則

包装ヲ爲サザル鰯油ニ付テハ前項ノ規定ニ依ルノ外税關長ノ許可ヲ受ケ設置シタル貯油槽ニ收容シタルモノニ限り第一項ノ検査ヲ請求スルコトヲ得

第三條 前條ノ検査ヲ行フ検査所ノ名稱及位置ハ別ニ之ヲ告示ス

特別ノ事由アル場合ニ於テ検査ヲ受ケントスル者ノ請求アルトキハ現品所在地ニ就キ検査ヲ行フコトヲ得

第四條 検査ヲ受ケントスル者ハ水産製品ノ品名、箇數、數量、價格、生産地、仕向地及製造人ノ氏名、住所(法人ニ在リテハ名稱、事務所ノ所在地及代表者ノ氏名)並ニ道ノ検査ニ合格シタルモノニ在リテハ其ノ旨ヲ記載シタル第一號様式ノ検査請求書ヲ検査所ニ差出スベシ

輸出セントスル水産製品ノ検査ニ付テハ輸出申告書ニ前項ノ事項及検査ヲ請求スル旨ヲ記載シ検査請求書ニ代フルコトヲ得

検査ヲ受ケントスル者代理人ナルトキハ検査請

求書ニ其ノ權限ヲ證スル書類ヲ添付スベシ

鰯油、鰯搾粕、鰯粉末肥料、蟹罐詰又ハ鰯トマト漬罐詰ニ付検査ヲ受ケントスルトキハ其ノ検査請求品ガ第二條第二項ノ規定ニ該當スルモノタルコトヲ證スル書面ヲ提出スベシ但シ税關ニ於テ水産組合又ハ漁業組合聯合會ノ受託販賣ニ係ルモノナルコトヲ認定スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二條第三項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ貯油槽ノ設置場所及構造並ニ一年間ノ検査請求見込數量ヲ記載シタル申請書ヲ検査所ヲ經由シテ税關長ニ差出スベシ

第五條 検査ヲ受ケントスル者ハ左ノ検査手数料ヲ納ムベシ

一 鰯油 石油罐入 一箇 三錢

石油罐二箇箱入 同 六錢

ドラム罐又ハ洋樽入 同 三十錢

二 皮附蝦(特別小箱入)、乾海苔(小包郵便ト

爲スモノ)、海參(同上)、乾蝦(同上)、乾鮑

(同上)、淡菜(同上)、乾鳥貝(同上)、乾貝柱

(同上)、鯖罐詰及肥料(鰯搾粕呷入ニ限ル及

鰯粉末肥料ヲ除ク) 一箇ニ付 五錢

三 乾海苔ニシテ道ノ検査ニ合格シタルモノ

(第十四條ノ二第一項但書ノ規定ニ該當

スルモノヲ除ク)、鰯トマト漬罐詰、鰯搾粕

(呷入ニ限ル)及鰯粉末肥料 一箇ニ付 二錢

四 前各號ニ該當セザルモノ 一箇ニ付 十錢

包装ヲ爲サザルモノ

一 鰯油 一噸又ハ其ノ端數ニ付 一圓八十錢

包装ヲ爲サザル鰯油ニシテ合格品ノミヲ混合シ

タルモノナルコトヲ税關ニ於テ認定シタルモノ

ノ検査手数料ハ一噸又ハ其ノ端數ニ付十錢トス

検査手数料ハ收入印紙ヲ検査請求書又ハ輸出申

告書ニ貼附シ納ムベシ

第五條ノ二 前條第二項ノ認定ヲ受ケントスル者

ハ第三號様式ノ認定請求書ヲ検査所ニ差出シ混

合ニ付税關官吏ノ認定ヲ求ムベシ

第六條 検査ハ品質、結束、重量、製罐、容量、

包装並第八條及第九條ノ規定ニ依リ表示スベキ

事項ニ付之ヲ行ヒ合格不合格ヲ定ム

第七條 検査ノ標準ハ品質、結束、重量及製罐ニ

付テハ第一號表ニ、容量及包装ニ付テハ第二號

表ニ依ル但シ容量及包装ニ付テハ特別ノ事由ア

ル場合ニ限り朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ右ノ標準ニ

依ラザルコトヲ得

前項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ

税關ヲ經由シテ之ヲ申請スベシ

第八條 検査ヲ受ケントスル食用罐詰品ノ罐蓋ニ

ハ朝鮮水産物罐詰製造營業取締規則ニ依リ營業

許可ノ番號ヲ打出シ又ハ印刷シ罐又ハ罐ノ票紙

ニハ内容物ノ品名及正味量ヲ表示スベシ

蟹罐詰ノ罐蓋ニハタラバ蟹、毛蟹又ハズワイ蟹

ノ種別ヲ第四號様式ニ依リ打出シ又ハ印刷シ且

タラバ蟹ノ崩肉罐詰ニ在リテハ直徑三ミリメー

トル以上ノ突起ヲ打出スベシ

朝鮮水産製品検査規則

第九條 検査ヲ受ケントスル水産製品(魚油ヲ除ク)ノ包装ニハ其ノ品名及原産地名ヲ表示スベシ

前項ノ外乾海苔ニ在リテハ一箱ノ枚數及判ノ種類ヲ、食用罐詰品ニ在リテハ一箱ノ罐數及一罐ノ内容物ノ正味量ヲ表示シ尙タラバ蟹ノ崩肉罐詰ニ在リテハ崩肉タルコトヲ示スベキ文字ヲ、輸已向鯖ノ味附罐詰ニ在リテハ製造方法又ハ調味方法ヲ、輸已向鯖ノ水煮罐詰ニ在リテハBO、H、H、Hナル文字ヲ表示スベシ

検査ヲ受ケントスル魚油ニシテ石油罐入ノモノニ在リテハ其ノ口金ニ品名、原産地名及製造人ノ氏名(法人ニ在リテハ名稱以下同ジ)又ハ一定ノ記號ヲ表示シ、其ノ他ノ包装ヲ爲シタルモノニ在リテハ一定ノ紙票ニ品名、原産地名及製造人ノ氏名又ハ一定ノ記號ヲ表示シ之ヲ其ノ包装ニ附スベシ

第九條ノ二 第八條竝ニ前條第一項及第二項ノ表示ハ蟹罐詰及鯖罐詰ヲ除クノ外特別ノ事由アル

場合ニ限り朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ之ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ税關ヲ經由シテ之ヲ申請スベシ

第九條ノ三 他人ノ製造シタル水産製品ニ自己ヲ製造人トシテ表示スル者ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ製造人ト看做ス

第十條 第七條ニ規定スル標準ニ適合セズ又ハ第八條若ハ第九條ノ規定ニ違反スル者ハ不合格トシ輸出合格品ハ移出合格品トス

不合格品ハ輸出又ハ移出スルコトヲ得ズ

タラバ蟹ノ崩肉罐詰ノB級合格品竝ニ毛蟹罐詰及ズワイ蟹罐詰ノB級合格品ハ滿洲國及中華民國以外ニ輸出スルコトヲ得ズ

第十一條 合格品ニハ等級ヲ附ス但シ海參、乾鮑、乾玉筋魚、乾鱈(無頭開鱈ニ限ル)、乾牡蠣及淡菜ニ在リテハ其ノ形態ニ依リ、鮑罐詰及螺螺罐詰ニ在リテハ其ノ内容物ノ形態ニ依リ大中小ニ區別シテ等級ヲ附ス

等級ノ標準ハ第三號表ニ依ル

乾海苔ニシテ道ノ検査ニ合格シタルモノニ付テハ第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ磨滅、汚損其ノ他ノ事由ニ因リ道ノ検査ニ於テ附シタル検査證印、等級證印、封印若ハ大小別ノ表示ノ識別シ難キニ至リタルモノ又ハ道ノ検査(再検査ヲ除ク)後火入乾海苔ニ在リテハ六月、其ノ他ノ乾海苔ニ在リテハ二箇月ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 検査ハ請求ノ順序ニ從ヒ之ヲ行フ但シ第三條第二項ノ規定ニ依ル検査ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 検査ハ包装及第九條ノ規定ニ依リ表示スベキ事項ニ付テハ包装一箇毎ニ之ヲ行フ

前項以外ノ事項ニ付テハ左ノ方法ニ依ル

一 食用乾製品、肥料及海藻ニ在リテハ包装三十箇迄毎ニ三箇以上、魚油ニ在リテハ包装五十箇迄毎ニ五箇以上ノ割合ヲ以テ其ノ内容物ニ付抽出検査ヲ行フ

二 食用罐詰品ニ在リテハ包装三十箇(鯛トマト漬罐詰ニ限り包装六十箇)迄毎ニ三箇以上ノ割合ヲ以テ抽出シ其ノ包装ヲ開キ一罐毎ニ罐ノ外觀ニ付検査ヲ行ヒ更ニ包装三十箇(鯛トマト漬罐詰ニ限り包装六十箇)迄毎ニ一罐以上五罐以下ノ割合ヲ以テ其ノ抽出品ニ付罐ヲ開キ一罐毎ニ其ノ内容物ニ付検査ヲ行フ

第十四條 前條第二項ノ場合ニ於テ抽出品ノ全部ガ検査ノ標準ニ適合シ且第八條ノ規定ニ違反セザルトキハ検査請求品ノ全部ヲ検査ノ標準ニ適合シ且第八條ノ規定ニ違反セザルモノト看做シ

抽出品中検査ノ標準ニ適合セザルモノ又ハ第八條ノ規定ニ違反スルモノアルトキハ検査請求品ノ全部ヲ検査ノ標準ニ適合セザルモノ又ハ第八條ノ規定ニ違反スルモノト看做ス

合格品ニ附スベキ等級ハ前條第二項ノ規定ニ依リ検査ヲ行ヒタル抽出品中ノ最低位ノ等級ニ依ル

第十四條ノ二 乾海苔ニシテ道ノ検査ニ合格シタル

朝鮮水産製品検査規則

八〇

ルモノハ第十三條第二項ニ規定スル事項ニ付テハ検査ノ標準ニ適合シタルモノト看做ス但シ磨滅、汚損、其ノ他ノ事由ニ因リ道ノ検査ニ於テ附シタル検査證印、等級證印、封印若ハ大小別ノ表示ノ識別シ難キニ至リタルモノ又ハ道ノ検査(再検査ヲ除ク)後火入乾海苔ニ在リテハ六月、其ノ他ノ乾海苔ニ在リテハ二箇月ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

乾海苔ニシテ道ノ検査ニ合格シタルモノノ内容物ニ付税關ニ於テ異狀アリト認ムルトキハ第十三條第二項ニ規定スル事項ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ包装一箇毎ニ検査ヲ行フコトヲ得

第十五條 税關ニ於テ合格品ノ内容物ニ付異狀アリト認ムルトキハ再検査ヲ行フコトヲ得

第十六條 合格品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸出又ハ移出スルコトヲ得ズ

一 包装ニ異狀ヲ呈シタルモノ

二 検査證印、等級證印、検査等級證印、大小

別證印、封印、検査票又ハ合格證ノ改竄若ハ破棄セラレタルモノ又ハ其ノ識別シ難キニ至リタルモノ

三 検査(再検査ヲ除ク)後食用乾製品及魚油ニ在リテハ二月、肥料ニ在リテハ四月、火入乾海苔、食用罐詰品及海藻ニ在リテハ六月ヲ經過シタルモノ

四 道ノ検査ニ合格シタル乾海苔ニシテ其ノ検査後火入品ニ在リテハ六月、其ノ他ノモノニ在リテハ二月ヲ經過シタルモノ(第十四條ノ二第一項但書ノ規定ニ該當スルモノニシテ税關ノ検査ニ合格シタルモノ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタルモノヲ除ク)

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ税關ハ検査ヲ取消スコトヲ得

一 第十五條ノ規定ニ依リ再検査ヲ行ヒタル場合ニ於テ検査ノ標準ニ適合セザルトキ

二 不正ノ手段ニ依リ検査ニ合格シタルトキ又ハ合格品ニ不正ノ手段ヲ施シタルトキ

第十八條 検査ヲ行ヒタル水産製品(鯖罐詰ノ輸出合格品以外ノ食用罐詰品及魚油ノ合格品ヲ除ク)ニハ其ノ包装ニ検査證印ヲ押捺シ且合格品ニハ等級證印及大小別證印ヲ押捺シテ封印ヲ施ス但シ道ノ検査ニ合格シタル乾海苔ニ在リテハ第十一條第三項但書ノ規定ニ依リ等級ヲ附スルモノヲ除クノ外等級證印ハ之ヲ押捺セズ

食用罐詰品(鯖罐詰ノ輸出合格品ヲ除ク)ニシテ検査ニ合格シタルモノニハ其ノ包装ニ検査等級證印及封印ヲ押捺シ且タラバ蟹ノ崩肉以外ノモノノ罐詰ノフエヤー合格品及等外品竝ニタラバ蟹ノ崩肉罐詰ノB級合格品及等外品ニハ一罐毎ニ検査等級證印ヲ押捺ス

タラバ蟹罐詰、毛蟹罐詰及鯖罐詰ノ輸出合格品竝ニ鯛トマト漬罐詰ノ合格品ニ付テハ合格證ヲ交付ス其ノ他ノ水産製品ノ合格品(タラバ蟹罐詰及鯖罐詰ノ移出合格品ヲ除ク)ニ付テハ検査請求人又ハ其ノ合格品ニ付直接利害ノ關係ヲ有スル者ノ請求ニ依リ合格證ヲ交付スルコトヲ

得

前項ノ合格證ハ請求ニ依リ分割シテ交付スルコトヲ得

検査ニ合格シタル魚油ニシテ包装ヲ爲シタルモノニ付テハ其ノ包装ニ検査票ヲ附シテ封印ヲ施シ包装ヲ爲サザルモノニ付テハ貯油槽ヨリ採取シタル魚油ノ一部ヲ一定ノ容器ニ容レ其容器ニ検査票ヲ貼付シ貯油槽及容器ニ封印ヲ施ス

第十五條ノ規定ニ依リ再検査ヲ行ヒ検査ノ標準ニ適合シタルモノニ付テハ其ノ包装(包装ヲ爲サザル魚油ニ在リテハ貯油槽及容器)ニ再検査ノ封印ヲ施ス

第十六條ノ規定ニ依リ更ニ検査ヲ行ヒタルトキハ證印ニ消印ヲ押捺シ、合格證ヲ破棄若ハ相當訂正シ又ハ検査票ヲ破棄ス

前項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ検査ヲ取消シタル場合ニ之ヲ準用ス

前各項ノ證印、消印、封印、検査票及合格證ハ第二號様式ニ依ル

朝鮮水産製品検査規則

八一

朝鮮水産製品検査規則

第十九條 前條ノ規定ニ依ル證印ヲ押捺シタル包裝材料ハ其ノ印影ヲ抹消スルニ非ザレバ更ニ水産製品ノ輸出又ハ移出ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十條 検査ヲ受ケントスル者ハ検査ニ立會ヒ且検査請求品ノ取扱ニ付テハ検査官吏ノ指揮ニ從フベシ

前項ノ規定ハ第十五條ノ規定ニ依ル再検査ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條 検査ノ決定ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第二十二條 輸出又ハ移出セントスル水産製品ノ包裝ニハ検査證印、等級證印、検査等級證印、大小別證印、消印又ハ検査票ニ類似スル商標、記號其ノ他ノ標記ヲ附スルコトヲ得ズ

第二十二條ノ二 タラバ蟹罐詰若ハ毛蟹罐詰ノ輸合格品又ハ鱒トマト漬罐詰ノ合格品ヲ輸出又ハ移出シタルトキハ遲滯ナク船荷證券、貨物引換證其ノ他ノ出荷ヲ證明シ得ベキ書面ヲ添附シテ合格證ヲ稅關ニ提出シ之ニ出荷證明ヲ受クベシ

シ其ノ他ノ水産製品ニシテ合格證ノ交付ヲ受ケタルモノヲ輸出又ハ移出シタルトキ亦同ジ

第二十二條ノ三 商標紙ノ貼附又ハ貼替其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ検査官吏ノ指揮ニ從ヒ合格品ヲ開裝スルコトヲ得

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケズシテ水産製品ヲ輸出又ハ移出シタル者

二 第十條第二項、第三項又ハ第十六條ノ規定ニ違反シタル者

三 不正ノ手段ニ依リ検査又ハ第五條第二項ノ認定ヲ受ケタル者

四 検査濟ノ水産製品又ハ其ノ容量、包裝、検査證印、等級證印、検査等級證印、大小別證印、封印、検査票若ハ合格證ニ不正ノ手段ヲ施シタルモノ

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十四條 再検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル

者又ハ第十九條、第二十條、第二十二條若ハ第二十二條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ大正七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(中略)

本令ニ依リ検査スベキモノニシテ本令施行前輸出申告ヲ爲シタルモノハ本令ニ依ル検査請求書ヲ差出シタルモノト看做ス

附則(昭和四年五月總令第四十四號)

本令施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム(昭和四年六月總令第五十六號ヲ以テ昭和四年七月一日ヨリ施行)

第一號表第二號中鮑ノ罐詰ニ關スル重量標準及蟹ノ罐詰ニ關スル製罐標準ハ昭和四年十二月三十一日迄ニ検査ヲ受クルモノニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

附則(昭和五年五月總令第四十三號)

本令ハ昭和五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號表第二號中蟹ノ罐詰ニ關スル重量標準ハ昭和

朝鮮水産製品検査規則

和五年十月三十一日迄ニ検査ヲ受クルモノニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

從前ノ規定ニ依ル検査請求書、検査票及認定請求書ハ當分ノ内之ヲ使用スルコトヲ得

(略)

附則(昭和九年六月總令第六十四號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條第三項ノ規定ノ施行期日ハ別ニ之ヲ定ム

第八條第二項ノ規定ニ依リタラバ蟹ノ崩肉罐詰ニ打出スベキ突起ニ付テハ昭和九年八月三十一日迄ニ検査ヲ受ケタルモノニ限り罐蓋ニ「Take」ノ文字ヲ印刷シ之ニ代フルコトヲ得

本令施行前検査ヲ受ケタル肥料ノ検査有効期間ニ付テハ第十六條ノ改正規定ニ依ル

検査證印、等級證印、検査等級證印、大小別證印及封印ニ關シテ蟹罐詰ニ關スルモノヲ除クノ外第十條第一項及第二項並ニ第二號様式ノ改正規定及改正様式ニ拘ラズ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

朝鮮水産製品検査規則

品名	品名	品名	品名
タラバ蟹水煮罐詰(崩肉)	打檢善良ニシテ内容物ハ香味及色澤良好日黒變若ハ青斑ナキカ又ハ其ノ程度少キモノ	半封度罐ハ肉量百八グラム以上ニシテ右ニ準ズ	錫罐力ハ良質ノ材ヲ用ヒ卷力ニシテ外観良好ニシテ内面完全ノ塗料ニシテ内面ノ状態良好ナルモノ
毛蟹水煮罐詰、ズワイ蟹水煮罐詰	同右	半封度罐ハ肉量百八グラム以上ニシテ右ニ準ズ	同右
鯖トマト漬罐詰	香味、肉質、色澤、肉ノ締リ及肉詰ノ状態良好ナルモノ、トマト液ハ品質及色調良好ニシテ注加量甚ダシク不適當ナラザルモノ	四角形二百五十グラム以上ニシテ内容總量二百七十グラム以上ヲ有スルモノ	錫罐材ハ良質ノ材ヲ用ヒ卷力ニシテ外観良好ナルモノ

三肥 料(略) 四海 藻(略)

五魚 油(略)

第二號表

容量及包裝標準
 一 食用乾製品(略)
 二 食用罐詰品

品名	容量(一箱ノ罐數)	種類	包材	料	荷造方法
鮑、鯖、鰯、蝦、蟹、貝柱、北寄貝、鰻、蠔、螺罐詰、鯖トマト漬罐詰	一 封度罐及楕圓半封度罐、四分箱入 二 封度罐、四分箱入 三 封度罐、四分箱入 六打又ハ八打	松其ノ他ノ適材ニテ妻板ノ厚サ正六分以上(錫箱ノ兩縁ヲ鐵帶又ハ鐵線(鐵線荷造機ヲ使用スルモノニ限ル)ヲ以テ緊縛ス但シ右ノ外縦一箇所及横二箇所ニ各二條以上ノ掛繩ヲ施ス	及胴板ノ厚サ正五分以上(錫トマト漬罐詰ニ在リテハ正三分三厘以上)但シ錫トマト漬罐詰ニ在リテハ正三分三厘以上	錫罐力ハ良質ノ材ヲ用ヒ卷力ニシテ外観良好ナルモノ	錫罐力ハ良質ノ材ヲ用ヒ卷力ニシテ外観良好ナルモノ

第三號表

等級標準(罐詰以外略)

朝鮮水産製品検査規則

三肥 料(略)
 四海 藻(略)
 五魚 油(略)

朝鮮水産製品検査規則

品名	形態ノ大小	原料香味及色澤優良、 柱、北寄貝、蠔、螺、蟹、等、大ニシテ、 有害物及残渣ニ付テハ同	性ノ反應及有害物 ニ付テハ同上	内臓異物ノ除去、 性ノ反應及有害物 ニ付テハ同上	等級
鮑水煮罐詰	一罐ノ肉量 大(一三粒以内) 中(二〇粒以内) 小(一五粒以内)	原料香味及色澤優良、 柱、北寄貝、蠔、螺、蟹、等、大ニシテ、 有害物及残渣ニ付テハ同	性ノ反應及有害物 ニ付テハ同上	内臓異物ノ除去、 性ノ反應及有害物 ニ付テハ同上	一等
蝦水煮罐詰	一罐ノ肉量 大(一三粒以内) 中(二〇粒以内) 小(一五粒以内)	原料香味及色澤優良、 柱、北寄貝、蠔、螺、蟹、等、大ニシテ、 有害物及残渣ニ付テハ同	性ノ反應及有害物 ニ付テハ同上	内臓異物ノ除去、 性ノ反應及有害物 ニ付テハ同上	一等
其ノ他ノ水煮罐詰	一罐ノ肉量 大(一三粒以内) 中(二〇粒以内) 小(一五粒以内)	原料香味及色澤優良、 柱、北寄貝、蠔、螺、蟹、等、大ニシテ、 有害物及残渣ニ付テハ同	性ノ反應及有害物 ニ付テハ同上	内臓異物ノ除去、 性ノ反應及有害物 ニ付テハ同上	一等
蠔螺味附罐詰	一罐ノ肉量 大(一三粒以内) 中(二〇粒以内) 小(一五粒以内)	原料香味及色澤優良、 柱、北寄貝、蠔、螺、蟹、等、大ニシテ、 有害物及残渣ニ付テハ同	性ノ反應及有害物 ニ付テハ同上	内臓異物ノ除去、 性ノ反應及有害物 ニ付テハ同上	一等

品名	輸出入	輸出入	輸出入	輸出入	等級
タラバ蟹水煮罐詰(崩肉以外)	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	一等
タラバ蟹水煮罐詰(崩肉)	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	一等
毛蟹水煮罐詰	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	一等
ズワイ蟹水煮罐詰	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	一等
同右	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	一等
同右	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	一等
同右	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	内容物ノ香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好ニシテ、 斑ナキカ又ハ其ノ程度極メテ少キモノ	一等

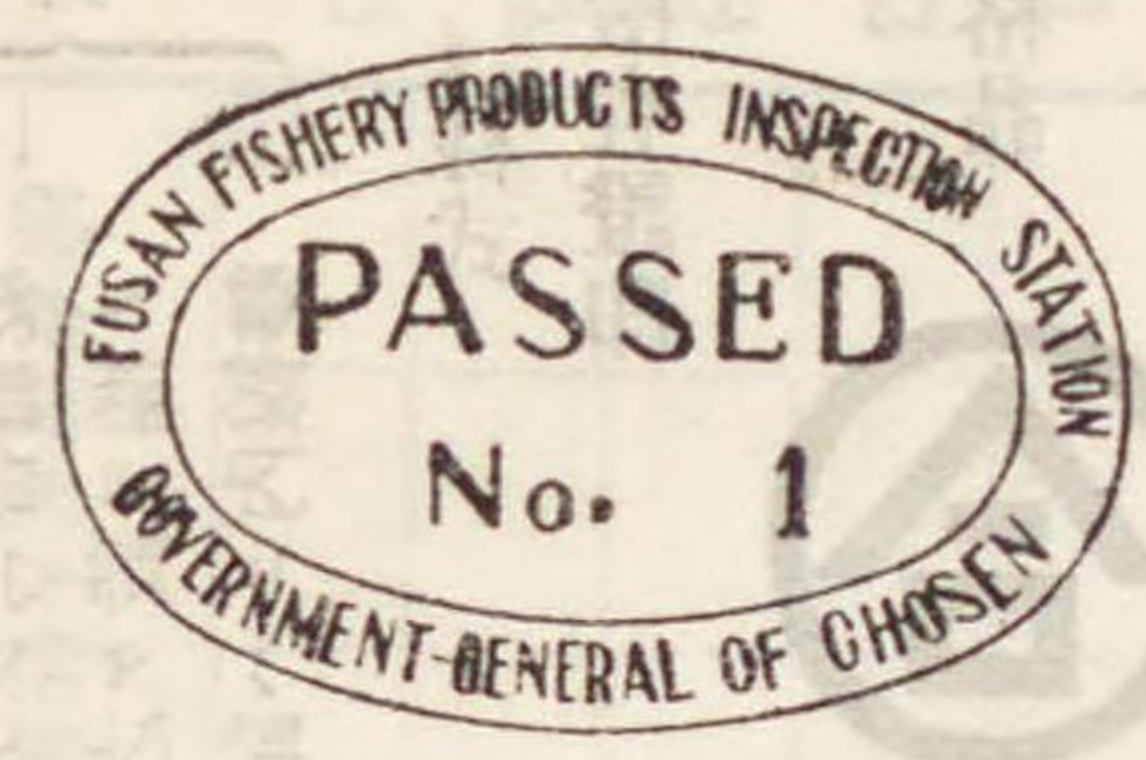
朝鮮水産製品検査規則

朝鮮水産製品検査規則



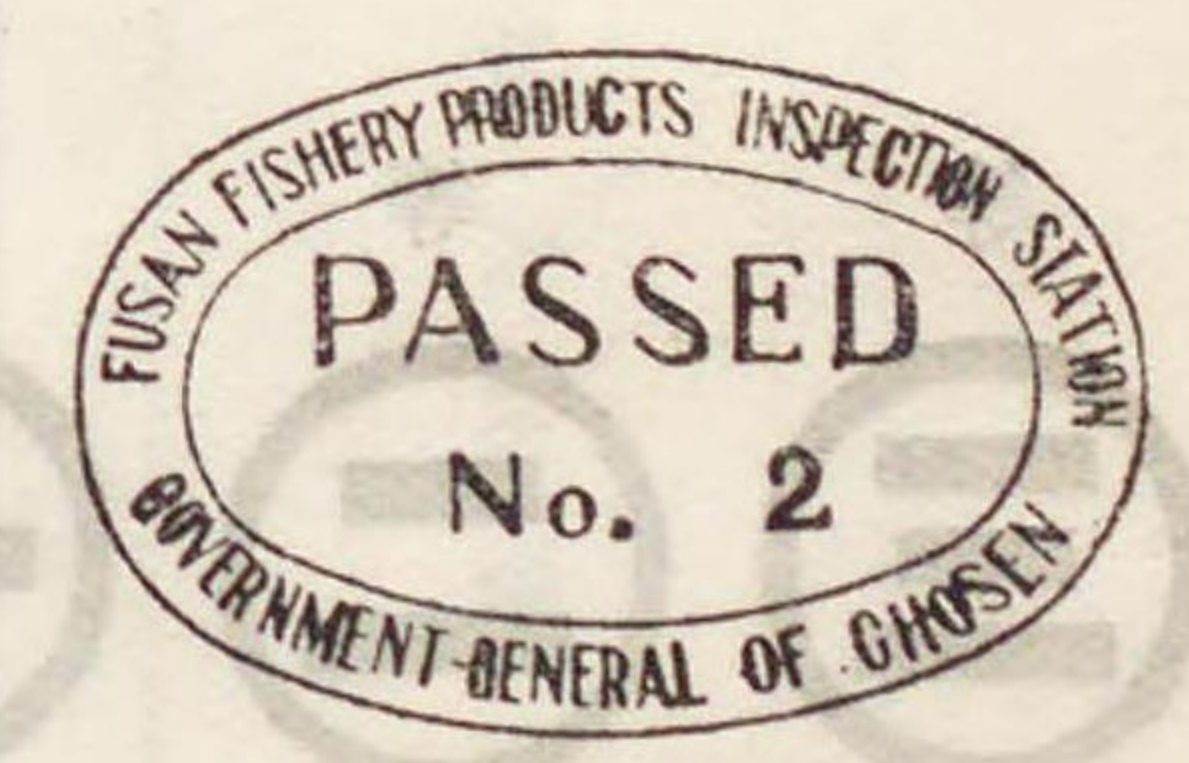
三 検査等級證印 食用罐詰品 (蟹水煮罐詰及
輸出品ヲ除ク)(略)
食用罐詰品(蟹水煮罐詰以外ノ輸出品ニ限ル)

等 一



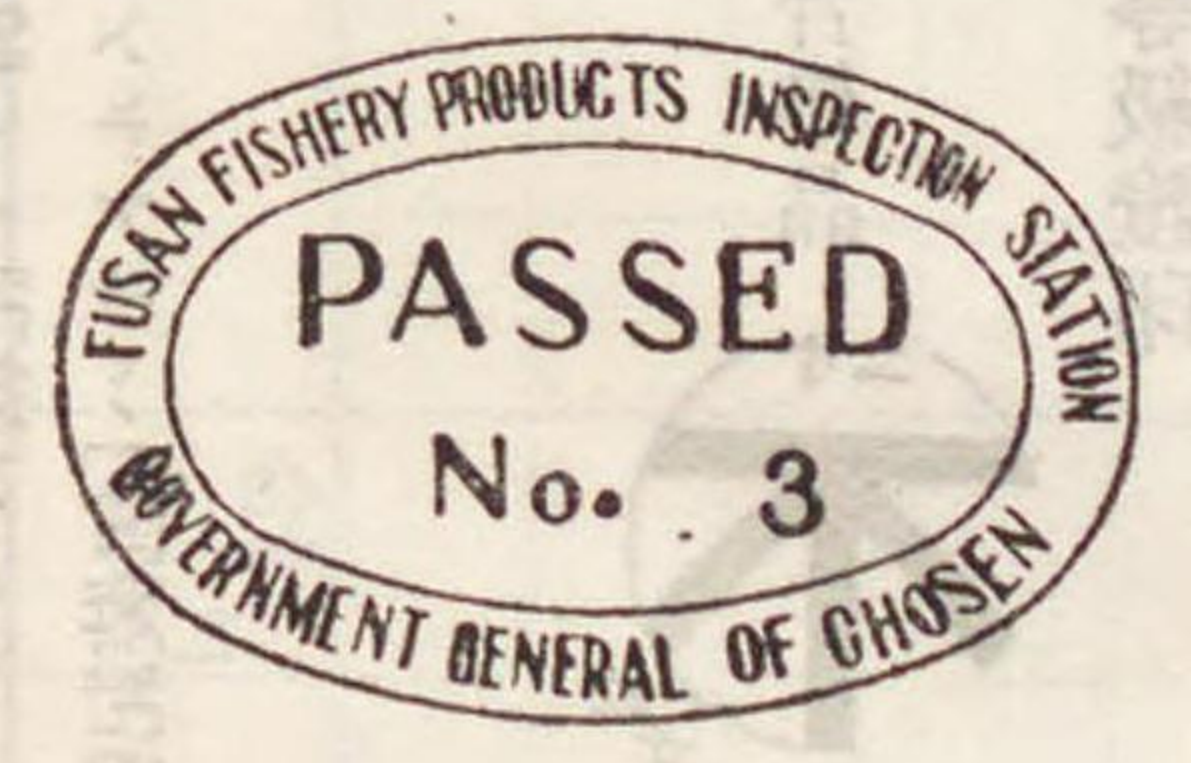
長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

等 二



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

等 三



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

タラバ蟹水煮罐詰(崩肉以外ノモノ)ノ輸出合
格品

フアンシー



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

フェア
(ノモルス捺押ニ箱)

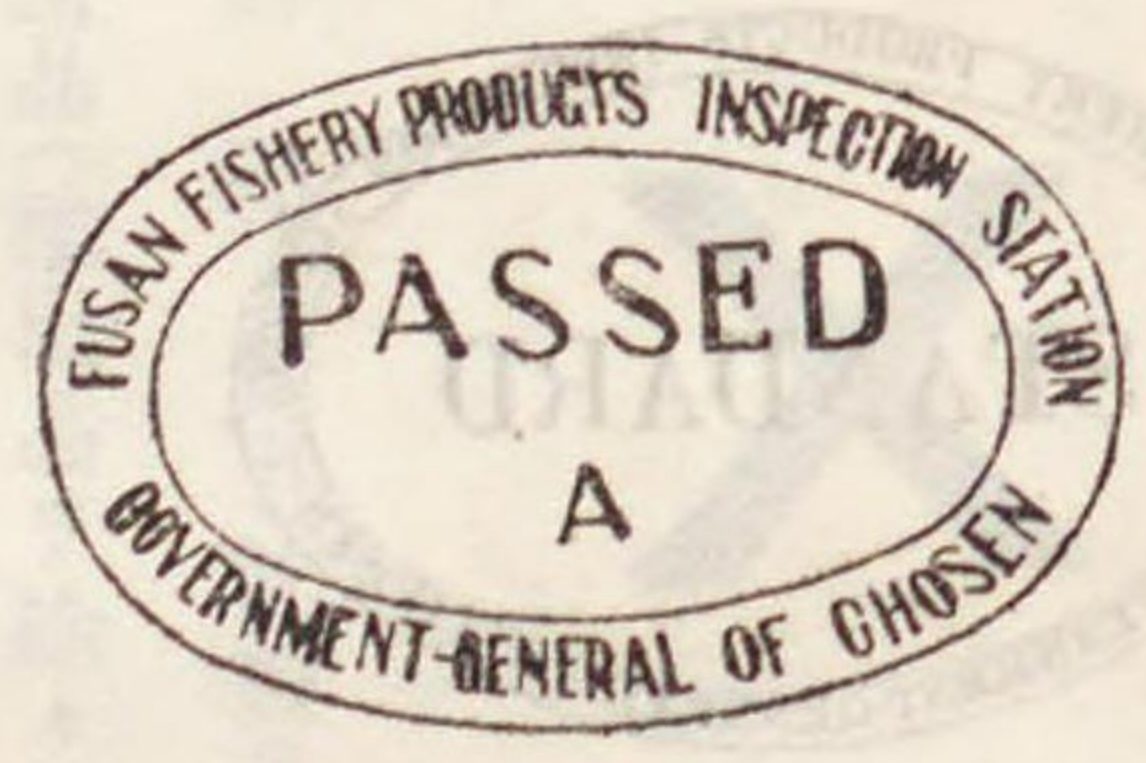


長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

朝鮮水産製品検査規則

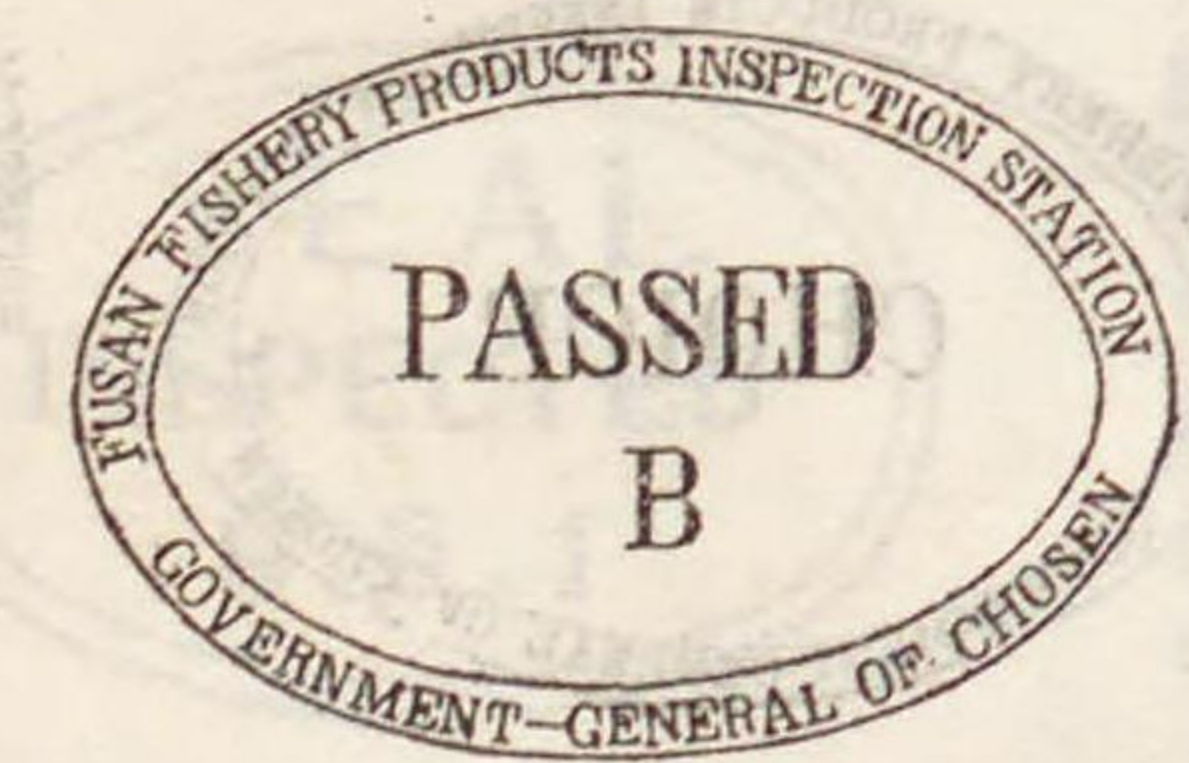
タラバ蟹水煮罐詰(崩肉)、毛蟹水煮罐詰、ズ
ワイ蟹水煮罐詰ノ輸出合格品

A



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

B
(ノモルス捺押ニ箱)



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

九三

P. B.

九二

朝鮮水産製品検査規則

タラバ蟹水煮罐詰ノ移出合格品



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

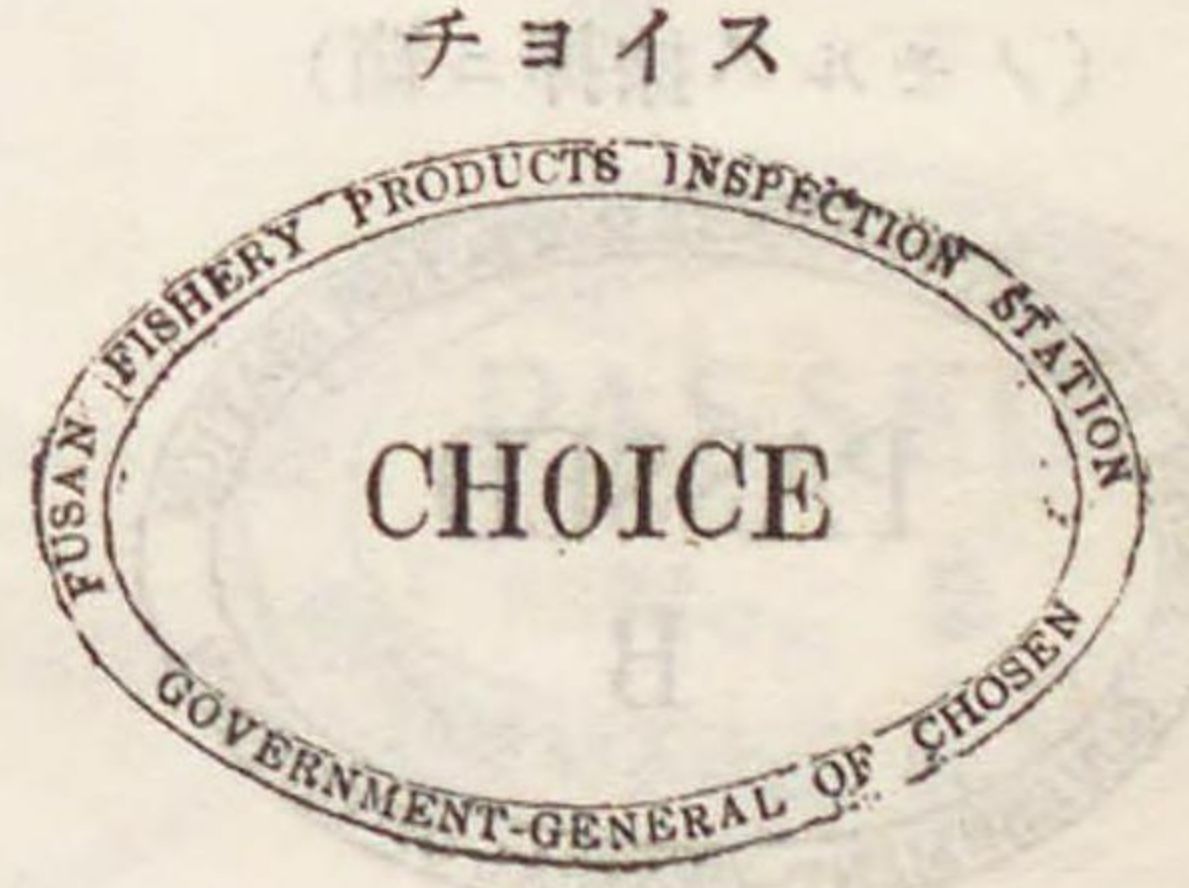


各邊ノ長 一三ミリメートル

同右 (罐ニ押捺スルモノ)

鰯トマト漬罐詰

九四



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル



長徑 一〇六ミリメートル
短徑 六九ミリメートル
内縁ト外縁トノ間隔 一〇ミリメートル

スタンダード

チヨイス

四 大小別印食用罐詰品(輸出品ヲ除ク)(略) 食用罐詰品(輸出品ニ限ル)

大 直徑 一五ミリメートル 肉幅 二ミリメートル

中 同上

小 同上

朝鮮水産製品検査規則

五 消印



各片ノ長サ 三寸 肉幅 三分

六 封印 食用乾製品、肥料及海藻(略)食用罐詰品(輸出品ヲ除ク)(略) 食用罐詰品(輸出品ニ限ル)



長徑 六〇ミリメートル 短徑 三〇ミリメートル

九五

合格證 番 號											
品名	仕向地	検査年月日	等級	数量		第十條検査數	第六條検査數	現在有效數	検査所取及官印	輸出除有數	機及員検査印
				箱打	箱打						
				//	//	//	//	//	//	//	
				//	//	//	//	//	//	//	
				//	//	//	//	//	//	//	
				//	//	//	//	//	//	//	
				//	//	//	//	//	//	//	
				//	//	//	//	//	//	//	
				//	//	//	//	//	//	//	
				//	//	//	//	//	//	//	
				//	//	//	//	//	//	//	
營業可號	検査請住人氏名	検査請住人氏名	検査請住人氏名			合格證請住人氏名					

上記水産製品ハ水産製品検査規則ニ依ル検査ニ合格シタルモノナルコトヲ證ス

年 月 日

朝鮮總督府・何稅關印

(備考) 雙線内ニハ合格品ノ一部分ヲ輸出シタル場合輸出水産物取締法ニ依ル検査機關ニ於テ現在有效數ヲ證スル爲記入ヲ爲スモノトス

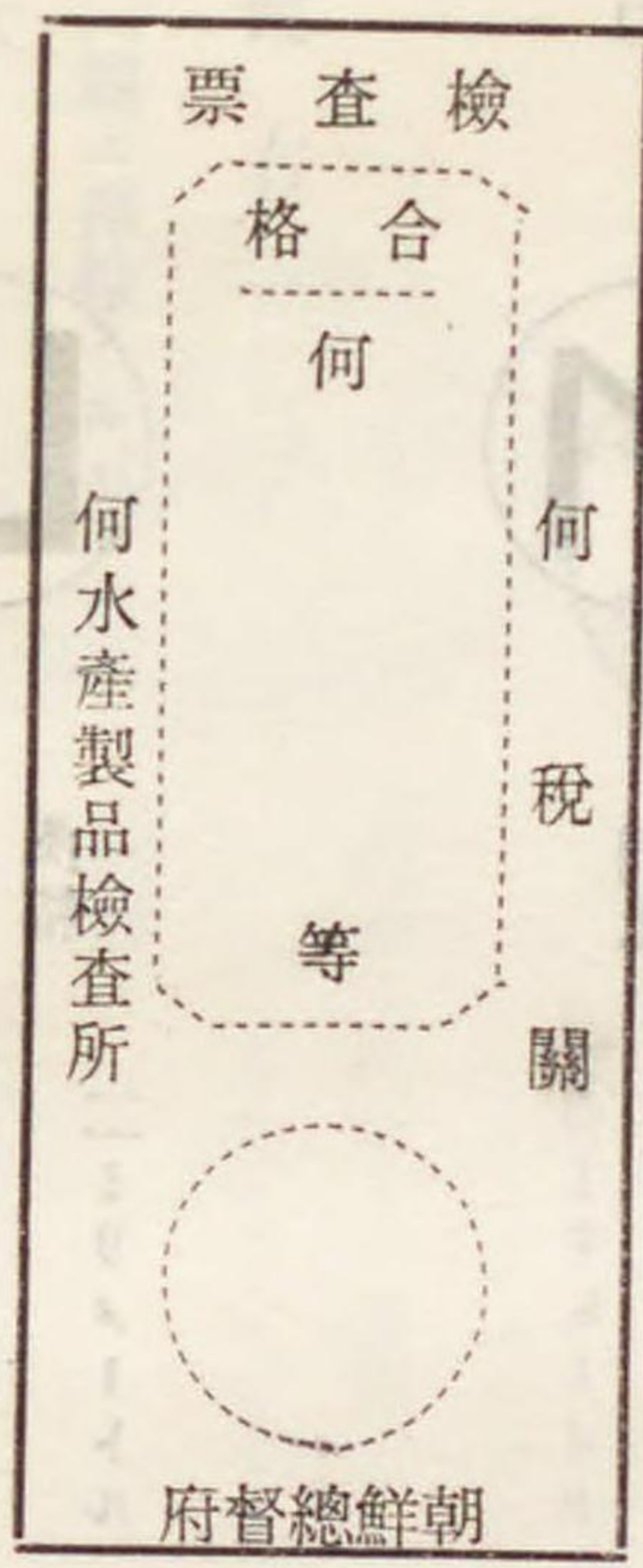
(面 裏)

出 荷 證 明						
検査年月日	出荷年月日	出荷地	積載船車名	仕向地	等級	數量
						箱打
						//
						//
						//
						//
						//
						//
						//
						//
						//

朝鮮水産製品検査規則
同右 再検査品



長徑 六〇ミリメートル
短徑 三〇ミリメートル



備考 縦 三寸三分 横 一寸七分

一 (略)
二 検査證印、等級證印、検査等級證印、大小別證印及消印ノ肉色ハ紫色トス但シ蟹水煮罐詰ノ

検査等級證印ノ肉色ハタラバ蟹罐詰ノ崩肉以外ノモノニ在リテハフアンシーハ赤色、フェヤーハ青色、等外ハ黒色、崩肉ニ在リテハAハ紫色、Bハ褐色、等外ハ黒色、毛蟹罐詰ニ在リテハ橙色、ズワイ蟹罐詰ニ在リテハ綠色トシ鯖罐詰輸出合格品ノ検査證印ノ肉色ハ水煮罐詰ニ在リテハ褐色、味附罐詰ニ在リテハ青色トス

三 封印ノ文字、模様及輪廓ハ赤色トス但シ再検査品ノ分ハ青色トス
封印ノ數字ハ検査又ハ再検査ヲ行ヒタル年月日及検査又ハ再検査ノ番號ヲ表示スルモノトス
四 (略)
五 検査等級證印及封印ノ水産製品検査所名ハ検査又ハ再検査ヲ行ヒタル水産製品検査所名ヲ表示スルモノトス
六 (略)
八、合格證(表面)
用紙寸法 縦 一五センチメートル 横 二三センチメートル

縦 一五センチメートル
横 二三センチメートル

朝鮮水産製品検査所

第三號様式(略)

第四號様式

タラバ蟹水煮罐詰



C字ノ短徑 一二ミリメートル

毛蟹水煮罐詰



C字ノ短徑 一二ミリメートル

ズワイ蟹水煮罐詰



C字ノ短徑 一二ミリメートル

(二) 水産製品検査所ノ名稱及位置

大正十三年十二月朝鮮總督府告示
第 二 百 七 十 八 號
昭和二年四月、同四年五月、同五年五月、同六年四月、同年七月改正
昭和 八 年 五 月 總 告
第 一 百 三 十 八 號 改 正

名 稱	位 置
仁川税關仁川水産製品検査所	京畿道仁川府
仁川税關元山水産製品検査所	咸鏡南道元山府
仁川税關城津水産製品検査所	咸鏡北道城津郡城津邑
仁川税關漁大津水産製品検査所	咸鏡北道鏡城郡漁郎面
仁川税關清津水産製品検査所	咸鏡北道清津府
仁川税關雄基水産製品検査所	咸鏡北道慶興郡雄基邑
仁川税關新浦水産製品検査所	咸鏡南道北青郡新浦面
仁川税關長箭水産製品検査所	江原道高城郡新北面
仁川税關注文津水産製品検査所	江原道江陵郡新里面
仁川税關西水羅水産製品検査所	咸鏡北道慶興郡蘆西面
仁川税關遮湖水産製品検査所	咸鏡南道利原郡南面
仁川税關三陟水産製品検査所	江原道三陟郡三陟面

二 蟹罐詰ノ検査ハ當分ノ内釜山税關釜山水産製品検査所ニ限り之ヲ行フ

(三) 朝鮮水産物罐詰製造營業取締規則

昭和五年九月十八日總令第七十九號
同六年七月總令第八十六號
昭和十年六月總令第八十四號改正

第一條 水産物ノ罐詰ノ製造ヲ營業ト爲サントスル者ハ製造工場毎ニ左ニ掲グル事項ヲ具シ朝鮮總督ニ申請シ許可ヲ受クベシ

一 住所、氏名及生年月日(法人ニ在リテハ主たる事務所ノ所在地及名稱若ハ稱號並ニ代表者ノ住所及氏名)

二 製造セントスル罐詰ノ種類

三 製造ノ時期

四 製造工場ノ名稱

五 製造工場ノ位置

朝鮮水産製品検査所・朝鮮水産物罐詰製造營業取締規則

- 仁川税關竹邊水産製品検査所 江原道蔚珍郡蔚珍面
- 仁川税關群山水産製品検査所 全羅北道郡山府
- 仁川税關龍湖島水産製品検査所 黃海道釜津郡東南面
- 釜山税關釜山水産製品検査所 慶尙南道釜山府
- 釜山税關甘浦水産製品検査所 慶尙北道慶州郡陽北面
- 釜山税關浦項水産製品検査所 慶尙北道迎日郡浦項邑
- 釜山税關統營水産製品検査所 慶尙南道統營郡統營邑
- 釜山税關麗水水産製品検査所 全羅南道麗水郡麗水邑
- 釜山税關木浦水産製品検査所 全羅南道木浦府
- 釜山税關濟州水産製品検査所 全羅南道濟州島濟州邑
- 釜山税關莞島水産製品検査所 全羅南道莞島郡郡内面
- 釜山税關鬱陵島水産製品検査所 慶尙北道鬱陵島南面
- 釜山税關丑山水産製品検査所 慶尙北道盈德郡丑山面
- 新義州税關新義州水産製品検査所 平安北道新義州府
- 新義州税關鎮南浦水産製品検査所 平安南道鎮南浦府

備考

一 釜山税關鬱陵島水産製品検査所、釜山税關莞島水産製品検査所、釜山税關丑山水産製品検査所、仁川税關西水羅水産製品検査所、仁川税關竹邊水産製品検査所、仁川税關群山水産製品検査所及仁川税關龍湖島水産製品検査所ニ在リテハ所轄税關長ノ定ムル期間ニ限り検査ヲ行フ

朝鮮水産物罐詰製造營業取締規則

- 六 製造工場ノ敷地ノ面積及建物ノ坪數
 - 七 製造工場ノ建築仕様及設備ノ概要
 - 八 主ナル機械ノ名稱、員數及各其ノ最高能力
 - 九 用水ノ性質及分量
 - 十 製造原料ノ蒐集方法、製造工程及一年間ノ種類別製造豫定數量
 - 十一 許可ヲ受ケントスル期間
 - 十二 水産物以外ノ罐詰ノ製造ヲモ爲サントスルモノニ在リテハ其ノ罐詰ノ種類、原料ノ蒐集方法、製造工程及一年間ノ種類別製造豫定數量
- 前項ノ規定ニ依ル申請書ニハ製造工場ノ建物、機械其ノ他ノ設備ノ配置圖及製造工場ノ場所附近ノ見取圖ヲ添付スベシ
- 第二條 前條第一項ノ許可ノ期間ハ許可ノ日ヨリ十年以内ニ於テ許可ノ際朝鮮總督之ヲ定ム
- 第三條 朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ第一條第一項及同項第二號ノ事項ノ變更ノ許可ヲ爲スニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

- 第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ朝鮮總督ハ許可シタル營業ヲ制限シ、停止シ又ハ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得
- 一 朝鮮漁業令又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ採捕シタル物ヲ原料トシテ製造ヲ爲シ又ハ爲サントシタルトキ
 - 二 本令又ハ本令ニ依リテ爲ス處分若ハ其ノ制限、條件ニ違反シタルトキ
- 朝鮮總督水産動植物ノ蕃殖保護其ノ他公益上必要アリト認ムルトキ亦前項ニ同ジ
- 第五條 第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者引續キ二年以上營業ヲ爲サザルトキハ朝鮮總督ハ其ノ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得
- 前項ノ期間中ニハ前條ノ規定ニ依リ營業ヲ停止セラレタル期間及第九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ營業ヲ爲サザル期間ハ之ヲ算入セズ
- 第六條 製造工場ノ構造及設備ハ左ノ各號ニ依ルベシ
- 一 場屋内ノ採光及換氣充分ナルコト

- 二 原料ノ處理場及罐ノ肉詰場ノ床ハ「コンクリート」打又ハ石其ノ他ノ不滲透質ノ材料ヲ以テ水密張ト爲スコト
 - 三 水道又ハ揚水「ポンプ」ヲ設クルコト
 - 四 工場内外ノ排水ヲ完全ニスルコト
 - 五 工場ヨリ相當ノ距離ヲ存スル場所ニ廢棄物ノ處置ヲ爲スニ適當ナル設備ヲ設クルコト
- かに罐詰ノ製造工場ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ルノ外原動機、汽罐、高熱寒暖計ヲ有スル加壓殺菌釜竝ニ卷締機及「エキゾーストボックス」又ハ「バキュームシューマー」ヲ備付クベシ
- 第七條 罐材ハかに罐詰ニ在リテハ「チヤイコー」ル、「ブライムコークス」又ハ之ニ相當スル良質ノ鉄力板ニシテ一箱ノ重量九十封度以上ヲ有シ内面ノ塗漆完全ナルモノ、其ノ他ノモノニ在リテハ錆ナキ良質ノ鉄力板ニシテ一箱ノ重量八十五封度以上ノモノヲ使用スベシ
- 第八條 罐ノ蓋ニハ營業許可ノ番號ヲ刻印ニ依リ表示スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ限り朝鮮

- 總督ノ許可ヲ受ケ之ヲ省略スルコトヲ得
- 第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ事由ヲ具シ朝鮮總督ニ申請シ許可ヲ受クベシ
- 一 第一條第一項第二號、第五號又ハ第八號ノ事項ヲ變更セントスルトキ
 - 二 一定ノ期間休業ヲ爲サントスルトキ
- 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク朝鮮總督ニ届出ズベシ
- 一 第一條第一項第一號、第三號、第四號、第六號、第七號又ハ第九號乃至第十一號ノ事項ヲ變更シタルトキ
 - 二 前條第二號ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ許可ノ期間滿了前營業ヲ爲シタルトキ
 - 三 營業ヲ廢止シタルトキ
 - 四 製造工場ノ全部又ハ一部分ヲ滅失シタルトキ
- 前項第三號ノ場合ニ於テ解散ニ因ルトキハ其ノ清算人ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スベシ

朝鮮水産物罐詰製造營業取締規則

朝鮮水産物罐詰製造營業取締規則

一〇二

第一條 第一項ノ許可ヲ受ケタル者ノ死亡又ハ合併ニ因リ其ノ營業ヲ相續シ又ハ承繼シタル者ハ相續ヲ爲シタル日又ハ合併ノ登記ヲ爲シタル日ヨリ一月以内ニ第一條第一項第一號ノ事項ヲ具シ其ノ旨朝鮮總督ニ届出ツベシ

前二項ノ規定ニ依ル届書ニハ解散、相續又ハ合併ヲ證スル書面ヲ添付スベシ

第十一條 朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ營業ニ關スル帳簿、書類其ノ他ノ物件ノ提出ヲ命ジ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ製造工場ノ構造若ハ設備、製造原料、製造材料、用水、製造方法又ハ製品ニ付検査ヲ爲シ取締上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 許可ヲ受ケズシテ第一條第一項ノ營業ヲ爲シタル者

二 第三條ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル制限若ハ條件又ハ第四條ノ規定ニ依ル營業ノ制限若ハ停止ニ違反シテ營業ヲ爲シタル者

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
一 第八條ノ規定ニ依ル表示ヲ爲サザル者又ハ虚偽ノ表示ヲ爲シタル者

二 許可ヲ受ケズシテ第一條第一項第一號、第五號又ハ第八號ノ事項ヲ變更シタル者
三 第十一條ノ規定ニ依ル物件ノ提出又ハ報告ヲ怠リタル者

四 第十二條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ命令ニ從ハザル者
第十五條 第十條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル者ハ科料ニ處ス

第十六條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本令ノ罰則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十七條 本令ノ罰則ヲ營業者ノ業務ニ關シ之ニ適用スベキ場合ニ於テ營業者法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ第一條第一項ノ營業ヲ爲ス者其ノ營業ヲ繼續セントスルトキハ本令施行ノ日ヨリ一月以内ニ第一條ノ規定ニ準ジ許可ノ申請ヲ爲スベシ
本令施行ノ際現ニ前項ノ營業ヲ爲ス者ハ前項ノ期間仍ホ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ヲ爲シタル者ニ付前項ノ期間經過後其ノ申請ノ許否アル迄ノ間亦同ジ
本令施行ノ際現ニ第一條第一項ノ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業ヲ繼續スル者ニ對シテハ本令施行ノ

朝鮮水産物罐詰製造營業取締規則

一〇三

日ヨリ第六條ノ規定ニ在リテハ一年間、第八條ノ規定ニ在リテハ六月間ハ之ヲ適用セズ
本令ハ當分ノ内たらばがに、ずわいがに又ハけがにノ罐詰製造營業ニ之ヲ準用ス

(一) 輸出水産物取締法ヲ樺太ニ施行スルノ件

昭和九年九月十四日
勅令第二百六十六號

輸出水産物取締法ハ第十四條ノ規定ヲ除キ之ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ昭和九年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(二) 樺太施行法律特例中改正ノ件

昭和九年九月十四日
勅令第二百六十七號

樺太施行法律特例中左ノ通改正ス

第二十九條 輸出水産物取締法中主務大臣及地方

長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

附則

本令ハ昭和九年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(三) 輸出水産物検査規則

昭和九年十月二十日
廳令第三十二號

樺太輸出水産物検査規則

第一條 輸出水産物取締法第一條第一項ノ輸出水

産物ノ種類左ノ如シ

- 一 蟹水煮罐詰
- 二 鱒水煮罐詰
- 三 鮭水煮罐詰
- 四 「フイツシユ・ミール」

第二條 前條ニ掲グル輸出水産物ハ本令ニ定ムル

検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出スル

コトヲ得ズ

第三條 輸出水産物ヲ輸出ノ目的ヲ以テ移出セン

トスル者ニシテ輸出検査ヲ申請シタルトキハ本

令ニ依リ検査ヲ行フコトヲ得

第四條 検査合格品ニシテ左ノ期間ヲ經過シタル

モノハ其ノ検査ノ效力ヲ失フ

一 蟹水煮罐詰ニ在リテハ検査施行済ノ日ヨリ

六箇月

二 鱒水煮罐詰及鮭水煮罐詰ニ在リテハ検査施

行済ノ日ヨリ一箇年

前項ノ規定ニ依リ検査ノ效力ヲ失ヒタル蟹水煮

樺太輸出水産物検査規則

一〇六

- 罐詰、鱈水煮罐詰又ハ鮭水煮罐詰ヲ輸出セントスル場合ハ更ニ検査ヲ受クベシ
- 第五條 検査ハ樺太廳長官ノ命ジタル官吏又ハ水産物検査員(以下検査員ト稱ス)之ヲ行フ検査員ハ左襟ニ別記ノ徽章ヲ附スベシ
- 第六條 検査ハ樺太廳長官ノ指定スル検査場所ニ於テ之ヲ行フ但シ樺太廳長官ニ於テ必要ト認ムル場合ハ検査場所以外ノ場所ニ於テ之ヲ行フコトヲ得
- 第七條 検査ヲ受ケントスル者ハ手数料ヲ納ムベシ但シ第四條第二項ノ規定ニ依リ更ニ検査ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 検査手数料ハ別ニ之ヲ定ム
- 第八條 検査員検査ヲ終リタルトキハ検印ヲ押捺シ且受檢者ニ検査證ヲ交付スベシ
- 検査證及檢印ノ雛形ハ別ニ之ヲ定ム
- 第九條 荷造、量目、等級其ノ他検査ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十條 商標ノ貼付若ハ貼替又ハ打檢其ノ他已ム

- コトヲ得ザル事由ニ因リ検査済品ヲ開裝セントスル場合ハ検査員ニ届出デ其ノ指揮ニ從ヒ之ヲ爲スベシ
- 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ第二條ノ検査ヲ受クルコトヲ要セズ
 - 一 検査員ノ承認ヲ得テ博覽會、展覽會、共進會、品評會等ヘノ出品用、標本用、學術研究用又ハ商品見本用トシテ輸出セントスルトキ
 - 二 外國領域内ニ於テ生産シタルモノニシテ検査員ノ承認ヲ得テ保稅地域ヨリ外國ニ向ケ搬出セントスルトキ
- 前項第二號ノ承認ヲ受ケントスルトキハ外國領域内生産品タルコトヲ證スル書面ヲ提示スベシ
- 第十二條 内地ニ於テ施行スル検査ニシテ樺太廳長官ニ於テ本令ニ依ル検査ト同等以上ト認ムルモノニ合格シタル輸出水産物ヲ輸出スル場合ハ第二條ノ検査ヲ受クルコトヲ要セズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 不正ノ手段ニ依リ検査、第十一條第一項第一號若ハ第二號ノ承認又ハ第十二條第三項ノ承認ヲ受ケタル者
 - 二 第十條ノ規定ニ違反シタル者
 - 三 第十一條第一項第一號ノ承認又ハ第十二條第三項ノ承認ヲ受ケズシテ輸出シタル者
 - 四 第十一條第一項第二號ノ承認ヲ受ケズシテ搬出シタル者

一 検査施行後第四條第一項ノ規定ニ準ジ計算シタル期間ヲ經過シタルモノ

- 二 検査ニ關シ附シタル合格ノ印章、記號又ハ證票ノ汚損、抹消、除却其ノ他ノ事由ニ因リ合格品タルコト明ナラザルモノ
- 三 第十條ノ規定ニ準ジ開裝シタルモノヲ除クノ外検査施行後開裝シタルモノ若ハ開裝ノ疑アルモノ
- 内地ニ於テ施行スル検査ニシテ樺太廳長官ニ於テ本令ニ依ル検査ト同等以上ト認メタルモノハ之ヲ告示ス
- 第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル輸出水産物ヲ輸出セントスルトキハ検査員ニ検査證ヲ提出シ其ノ認證ヲ受クベシ
- 第十三條 本令ニ規定スルモノノ外水産製造物検査規則第六條第一項但書、第七條ノ二、第十條、第十二條、第十三條、第十四條ノ二、第十四條ノ三、第十五條第二號、第十六條第二號及第十七條第二號ノ規定ヲ準用ス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 不正ノ手段ニ依リ検査、第十一條第一項第一號若ハ第二號ノ承認又ハ第十二條第三項ノ承認ヲ受ケタル者
 - 二 第十條ノ規定ニ違反シタル者
 - 三 第十一條第一項第一號ノ承認又ハ第十二條第三項ノ承認ヲ受ケズシテ輸出シタル者
 - 四 第十一條第一項第二號ノ承認ヲ受ケズシテ搬出シタル者
- 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 別記
- 検査員徽章



徑 一 糶五 金屬製

文字 白色 其ノ他綠色

樺太輸出水産物検査規則

一〇七

樺太輸出水産物検査規則第六條ノ検査場所・第七條ノ検査手数料・第八條ノ検査證及檢印 一〇八

(四) 輸出水産物検査規則第六條ノ検査場所ノ件

昭和九年十月二十日
廳告示第二百四十七號

検査場所

- 一 大泊水産物検査員駐在所
大泊郡大泊町大字大泊
- 一 眞岡水産物検査員駐在所
眞岡郡眞岡町大字眞岡

(参考) 昭和八年四月樺太廳告示第八十七號検査

手数料(昭和九年十月二十日樺太廳告示
第二百五十一號改正)

告示拔萃

- 一 タラバ蟹、アブラ蟹水煮罐詰
甲品 一箱ニ付 十五錢
乙品 一箱ニ付 十錢
- 一 タラバ蟹、アブラ蟹水煮罐詰以外ノ罐詰類
一箱ニ付 五錢
- 一 フイツシユ・ミール 一袋又ハ一呎ニ付
五錢

(五) 輸出水産物検査規則第七條ノ検査手数料ノ件

昭和九年十月二十日
廳告示第二百四十八號

輸出水産物検査規則第七條ノ検査手数料ニ付テハ
昭和八年四月樺太廳告示第八十七號ヲ準用シ公布
ノニヨリ之ヲ施行ス

(六) 輸出水産物検査規則第八條ノ検査證及檢印ノ件

昭和九年十月二十日
廳告示第二百四十九號

検査證

第 號	罐詰輸出検査證			
	罐詰ノ種類	水煮罐詰	數量	斤 打入 箱
罐ノ表示及荷標	等級	備考		
検査年月日	年 月 日			
受 檢 者	合格			
受 檢 場 所	檢 印			
輸 出 港				
仕 向 地				
年 月 日				
樺太廳水産物検査所 検査員 氏 名				

紙 縦 二十四糎
横 十八糎

輸出検査ニ合格シタル罐詰類ニ付ス
(歐文検査證ヲモ併發シタル場合ハ其ノ旨備考欄ニ記載ス)

樺太罐詰輸出検査證

THE KARAFUTO GOVERNMENT, JAPAN.

No. (Place and date)

INSPECTION CERTIFICATE.

Marks (Tin)	Description of Articles.	Quantity.	Inspector's stamp on the case
	 cases.	
	 lb. doz.	

This is to certify that the above mentioned articles are made from fresh meats inspected and approved by the inspector of the Karafuto Government, have duly passed the Standard of Inspection as set forth by the Government, and that they are suitable for food, containing no chemical preservative or anything else that is injurious to health.

.....
Inspector.

紙 縦 二十四糎
横 十八糎

輸出検査ニ合格シタル罐詰類ニ附ス
(和文検査證ト併發又ハ單獨)



第 號
罐詰検査證

年	月	日	備考	受檢者	受檢場所	等級	検査年月日	荷標	罐ノ數字及號	數量	罐詰ノ種類
							年			斤	打
							月			入	箱
							日				罐詰

樺太廳水産物検査所
検査員

紙

縦 十四糎
横 二十糎
輸出検査ニ於テ不合格トナリタル罐詰類ニ附ス

樺太フィッシュ・ミール輸出検査證

第 號	「フィッシュ・ミール」輸出検査證										
	種別	荷標	検査年月日	受檢者	受檢場所	輸出港	仕向地	年	月	日	第號
	組成分%	數量	等級	備考	庇入袋						
	水分	脂肪	窒素	燐酸	鹽分	土砂	遊離脂肪酸				
	合格			檢印							
	樺太廳水産物検査所 検査員 氏										
	名										

紙 縦 二十四糎
 紙 横 十八糎
 輸出検査ニ合格シタル「フ
 イッシュ・ミール」ニ附ス
 (歐文検査證ヲモ併發シタル
 場合ハ其ノ旨備考欄ニ記載
 ス)

第 號

「フィッシュ・ミール」検査證

第 號	「フィッシュ・ミール」検査證										
	品名	數量	等級	受檢者	水分	脂肪	窒素	燐酸	鹽分	土砂	遊離脂肪酸
	樺太廳水産物検査所 検査員										
	年 月 日										
	樺太フィッシュ・ミール検査證										

紙 縦 十二糎
 紙 横 二十二糎
 輸出検査ニ於テ格外トナリタル「フィッシュ・ミール」
 ニ附ス

検印



輸出検査ニ合格シタル「タラバ」蟹及「アブラ」蟹
水煮罐詰「フエヤー」ノ箱ノ外部ニ押捺ス

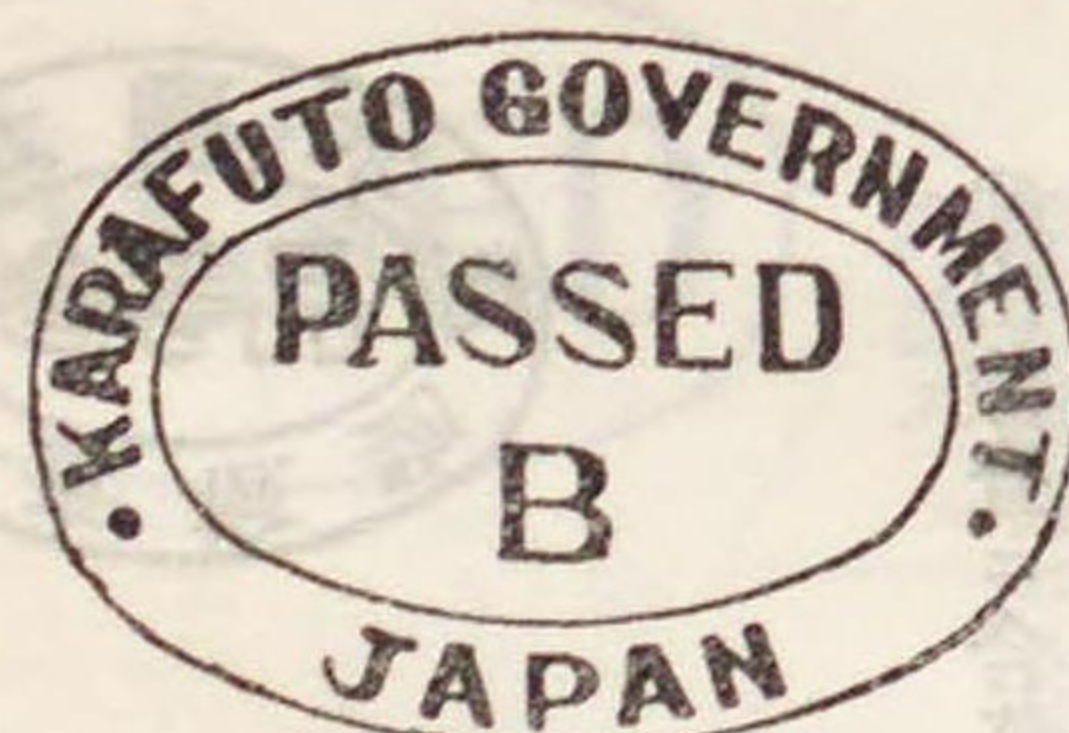
樺太検印

「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
青色



輸出検査ニ合格シタル「タラバ」蟹及「アブラ」蟹
水煮罐詰「ファンシー」ノ箱ノ外部ニ押捺ス

「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
赤色



輸出検査ニ合格シタル「タラバ」蟹、「アブラ」蟹、
花咲蟹、毛蟹及「ズワイ」蟹水煮罐詰「B級」ノ箱
ノ外部ニ押捺ス

一一五

「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
「タラバ」蟹、「アブラ」蟹水煮
罐詰 褐色
花咲蟹、毛蟹、「ズワイ」蟹水煮
罐詰 橙色



輸出検査ニ合格シタル「タラバ」蟹、「アブラ」蟹、
花咲蟹、毛蟹及「ズワイ」蟹水煮罐詰「A級」ノ箱
ノ外部ニ押捺ス

「ゴム」印楕圓形
長徑 十糎六
短徑 六糎九
「タラバ」蟹、「アブラ」蟹水煮
罐詰 紫色
花咲蟹、毛蟹、「ズワイ」蟹水煮
罐詰 橙色

THE KARAFUTO GOVERNMENT, JAPAN.

No.

(Place and date)

INSPECTION CERTIFICATE.

Marks.	Description of Articles	Quantity	Inspector's stamp on the package.
	 packages. Weight : Gross : Tare : Net :	

This is to certify that the above mentioned articles are made from fresh fishes inspected and approved by the inspector of the Karafuto Government, have duly passed the Standard of Inspection as set forth by the Government.

The Analysis has been made by the analyst appointed by the Government on the average sample officially drawn by the inspector finding of which is declared as follows.

Nitrogen :
 Phosphoric Acid :
 Moisture :
 Fat :
 Free Fatty Acid :
 Salt (Sodium chloride) :
 Sand :

Inspector.

紙 縦 三十六糎 横 二十三糎
輸出検査ニ合格シタル「フィッシュ・ミール」ニ附ス
(和文検査證ト併發又ハ單獨)

樺太フィッシュ・ミール検査證

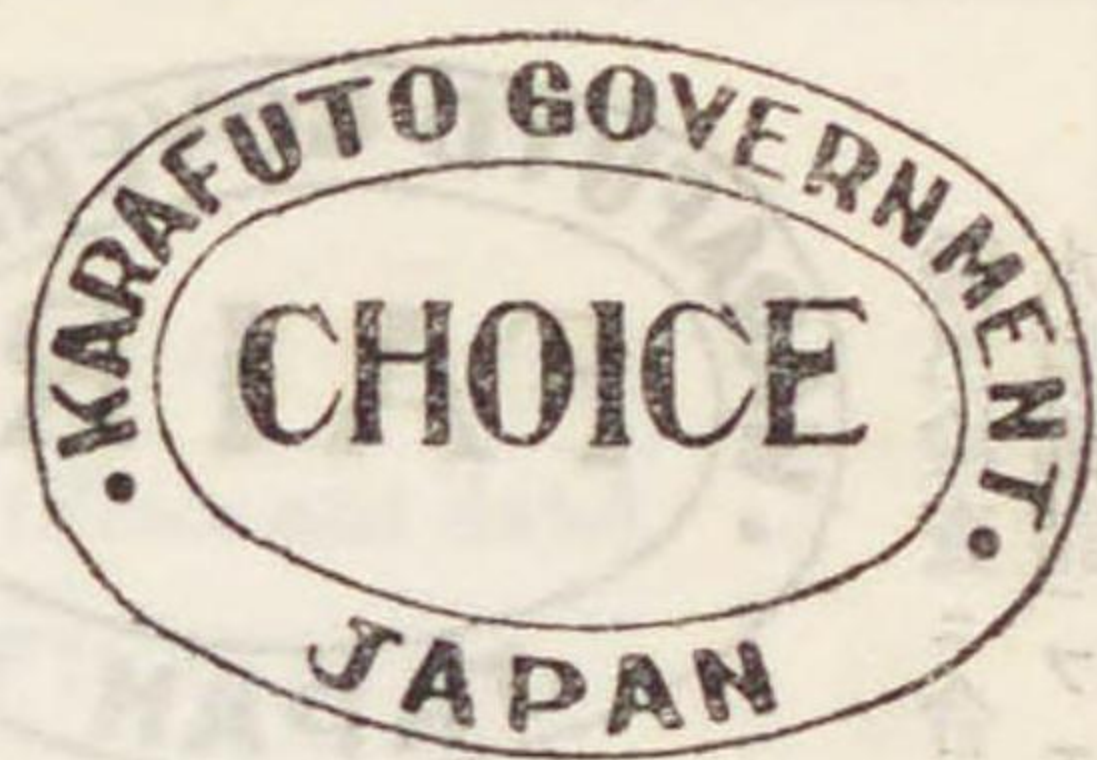
省令

朝鮮

樺太

一一四

樺太檢印



「ゴム」印楕圓形
 長徑 十糎六
 短徑 六糎九
 赤色

輸出検査ニ合格シタル鱒及鮭水煮罐詰「チヨイ」ノ箱ノ外部ニ押捺ス



「ゴム」印楕圓形
 長徑 十糎六
 短徑 六糎九
 緑色

輸出検査ニ合格シタル鱒及鮭水煮罐詰「スタンダード」ノ箱ノ外部ニ押捺ス

一一六



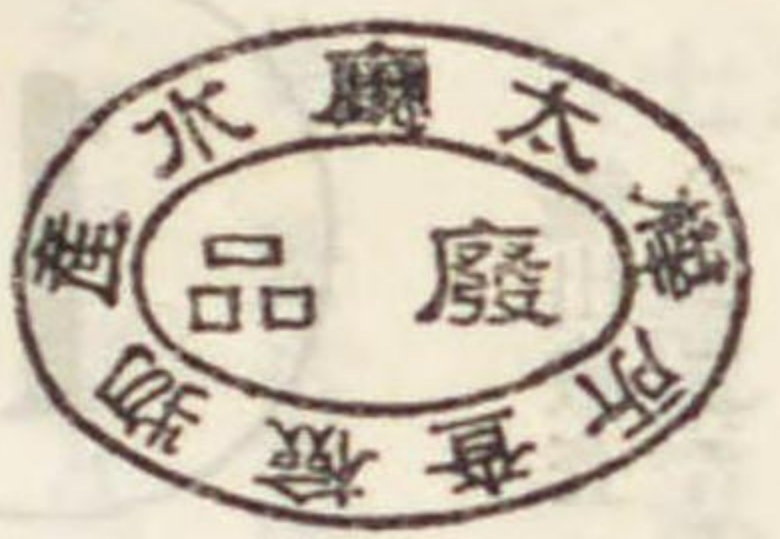
「ゴム」印楕圓形
 長徑 九糎
 短徑 六糎
 紫色

輸出検査ニ合格シタル鱒及鮭水煮罐詰參等品ノ箱ノ外部ニ押捺ス



「ゴム」印楕圓形
 長徑 九糎
 短徑 六糎
 黒色

水煮罐詰類格外品ノ箱ノ外部ニ押捺ス



「ゴム」印楕圓形
 長徑 九糎
 短徑 六糎
 黒色

水煮罐詰類廢品ノ箱ノ外部ニ押捺ス

FAIR

P.B.

輸出検査ニ合格シタル「タラバ」蟹及「アブラ」蟹
 水煮罐詰「フエヤー」ノ各罐ノ蓋又ハ底ニ押捺ス
 「ゴム」印
 褐色
 輸出検査ニ合格シタル「タラバ」蟹「アブラ」蟹
 花吹蟹、毛蟹及「ズワイ」蟹水煮罐詰「B級」ノ
 各罐ノ蓋又ハ底ニ押捺ス

樺太檢印

MAR.30.34

PASSED

検査日附印
 例示(一九三四年三月三十日)
 黒色

輸出検査ニ合格シタル水煮罐詰類ノ箱ノ外部ニ押捺ス

毛判 楕圓形
 長徑 十二糎
 短徑 七糎六
 「ホワイトフイツシュ・ミール」 赤色
 「ブラウンフイツシュ・ミール」 緑色

一一七

樺太檢印

輸出検査ニ合格シタル「フィツシユ・ミール」「エキストラー」以外ノ袋ノ外部ニ押捺ス



毛判 長方形

長徑 十二糎

短徑 七糎六

「ホワイトフィツシユ・ミール」 赤色

「ブラウンフィツシユ・ミール」 緑色

輸出検査ニ合格シタル「フィツシユ・ミール」「エキストラー」ノ袋ノ外部ニ押捺ス

毛判 圓形

徑 九糎

「ホワイトフィツシユ・ミール」 赤色

「ブラウンフィツシユ・ミール」 緑色



輸出検査ニ合格シタル「フィツシユ・ミール」(No.1)ノ袋ノ外部ニ押捺ス

一一八

毛判 正四角形

一邊ノ長 八糎

「ホワイトフィツシユ・ミール」 赤色

「ブラウンフィツシユ・ミール」 緑色



輸出検査ニ合格シタル「フィツシユ・ミール」(No.2)ノ袋ノ外部ニ押捺ス

毛判 正三角形

一邊ノ長 十糎

「ブラウンフィツシユ・ミール」 緑色



輸出検査ニ合格シタル「フィツシユ・ミール」(No.3)ノ袋ノ外部ニ押捺ス

毛判 長方形

長徑 十二糎

短徑 七糎

黒色



「フィツシユ・ミール」格外ノ袋ノ外部ニ押捺ス

(七) 輸出水産物検査規則第九條ノ荷造、量目、等級其ノ他検査ノ標準ノ件

第一條 蟹水煮罐詰ノ等級區分及荷造ハ左記ニ依ル

「タラバ」蟹及「アブラ」蟹ヲ原料トセルモノ

甲 (「フレック」罐詰以外ノモノ)

検査事項	合格		不合格		廢品
	フアンシー	フエヤ	同上	同上ニ反スルモノ	
罐ノ表示	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セルモノ	同上	罐形不完全ナルモノ、鏽ヲ生ゼルモノ、脱氣孔跡ヲ有スルモノ又ハ打檢稍善良ナラザルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
罐ノ外觀	卷締罐ニシテ外觀良好且打檢善良ナルモノ	同上	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好、加熟適度ニシテ黒變ナク、青斑メテ少キモノ	香味、肉質、色澤、肉詰ノ状態劣リ若ハ加熟適度ヲ缺キ稍黒變ヲ生ゼルモノ又ハ青斑稍多キモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徵候アルモノ、變色若ハ異臭アルモノ、黒變ヲ使用セルモノ
品位	香味、肉質、色澤及肉詰ノ状態良好、加熟適度ニシテ黒變ナク、青斑メテ少キモノ	香味、肉質、色澤上級品ニ次ギ肉詰ノ状態良好、加熟適度ニシテ黒變ナク、青斑少キモノ	香味、肉質、色澤、肉詰ノ状態劣リ若ハ加熟適度ヲ缺キ稍黒變ヲ生ゼルモノ又ハ青斑稍多キモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
内容量	半封度罐ハ肉量百八十瓦以上ヲ有シ一番脚肉ハ大サ著シク不揃ナラザルモノ六箇以内ニシテ其ノ總量五十三瓦以上及崩肉五十六瓦未	同上	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

樺太荷造、量目、等級其ノ他検査標準

昭和九年十月二十日 廳告示第二百五十號

樺太荷造、量目、等級其ノ他検査標準

検査事項	荷造	肉ノ包装材	罐材	内容量	品位	乙 (「フレック」罐詰)	
						検査事項	検査事項
A 級	箱材ハ良質ノ乾燥板ニテ裨板一纏八以上、其ノ他ノ板ハ一纏五以上、其ノ厚ヲ有シ構造堅牢ナルモノ	同上	同上	同上	同上	満ノモノ、一封度罐及四分ノ一封度罐其ノ他ハ之ニ準ズ	良質ノ鉄力ニシテ罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施セルモノニシテ内面ノ状態良好ナルモノ
						B 級	同上
						格	同上ニ反スルモノ
						外 合	同上ニ反スルモノ
B 級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
						格	同上ニ反スルモノ
						外 合	同上ニ反スルモノ
						廢 品	同上ニ反スルモノ

乙 (「フレック」罐詰)

検査事項	罐ノ表示	罐ノ外觀	乙 (「フレック」罐詰)	
			検査事項	検査事項
A 級	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷シ、直徑三耗以上ノ突起ヲ打出セルモノ	卷締罐ニシテ外觀良好且打檢善良ナルモノ	同上	同上
			B 級	同上
			格	同上
			外 合	同上
B 級	同上	同上	同上	同上
			格	同上
			外 合	同上
			廢 品	同上ニ反スルモノ

花咲蟹、毛蟹及「ズワイ」蟹ヲ原料トセルモノ

検査事項	荷造	肉ノ包装材	罐材	内容量	品位	A 級	
						検査事項	検査事項
A 級	箱材ハ良質ノ乾燥板ニテ裨板一纏八以上、其ノ他ノ板ハ一纏五以上、其ノ厚ヲ有シ構造堅牢ナルモノ	同上	同上	同上	同上	香味及色澤良好、加熱適度ニシテ黒變ナク、青斑ナキカ又ハ其ノ程度少キモノ	香味及色澤上級品ニ次ギ加熱適度ニシテ黒變若ハ青斑ナキカ又ハ其ノ程度少キモノ
						B 級	同上
						格	同上ニ反スルモノ
						外 合	同上ニ反スルモノ
B 級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
						格	同上ニ反スルモノ
						外 合	同上ニ反スルモノ
						廢 品	同上ニ反スルモノ

樺太荷造、量目、等級其ノ他検査標準

樺太荷造、量目、等級其ノ他検査標準

一一三

罐ノ表示	罐ノ外觀	品位	内容量	罐材	肉ノ包装材	荷造
文字ニテ花咲蟹、毛蟹若ハ「ズワイ」蟹タル事ヲ示スベキ文字又ハ記號ヲ打出シ又ハ印刷セラルモノ	卷締罐ニシテ外觀良好且打檢善良ナルモノ	香味及色澤良好ニシテ又ハ其ノ程度少キモノ	半封度罐ハ肉量百八十瓦以上ヲ有シ一番脚肉ヲ上下ニ配列シタルモノ、一封印度罐及四分ニ準ズ	良質ノ鉄力ニシテ罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施セルモノニシテ内面ノ状態良好ナルモノ	箱材ハ良質ノ乾燥板ニテ棧板一糶八以上其ノ他ノ板ハ一糶五以上其ノ厚ヲ有シ構造堅牢ナルモノ	同上
同上	同上	香味及色澤上級品ニ次ギ黒變若ハ青斑ナキモノ又ハ其ノ程度少キモノ	同上	良質ノ鉄力ニシテ罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ完全ニ施セルモノニシテ内面ノ状態稍劣レルモノ	同上	同上
同上	同上	香味若ハ色澤劣レルモノ又ハ黒變若ハ青斑稍多キモノ	同上ニ反スルモノ	良質ノ鉄力ヲ用ヒザルモノ、罐ノ内面ニ良質ノ塗料ヲ施サザルモノ又ハ内面ノ状態不良ナルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ、變色若ハ異臭アルモノ又ハ黒變甚シキモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

本表検査標準ニ依リB級トシテ合格シタルモノハ中華民國又ハ滿洲國ニ輸出スル場合ニ限り之ヲ合格トス

第一條 鱒及鮭水煮罐詰ノ等級區分並荷造ハ左記ニ依ル

検査事項	罐ノ表示	罐ノ外觀	品位	内容量	罐材	合格		
						チヨイス	スタンダード	三等
チヨイス	罐蓋ニ製造者ノ記號ヲ打出シ又ハ印刷セラルモノ	卷締罐ニシテ外觀良好且打檢善良ナルモノ	肉質優良、形態完全ニシテ脂肪ニ富ミ固有ノ色澤香味ヲ有シ液汁ノ色調優良ナルモノ	鮭一斤罐ハ固形肉量三百九十瓦以上、半斤罐ハ同九十五瓦以上、四分ノ一斤罐ハ同九十五瓦以上其ノ他ハ之ニ準ズ	品質良好ニシテ適ノ當ノ厚ヲ有スルモノ	同上	同上	同上
スタンダード	同上	同上	肉質及形態佳良ニシテ脂肪、色澤、香味及液汁ノ色調等「チヨイス」ニ次グモノ	同上	同上	同上	同上	同上
三等	同上	同上	肉質、形態、脂肪、色澤、香味及液汁ノ色調等「スタンダード」ニ次グモノ	同上	同上	同上	同上	同上
不合格	同上	同上	肉質、形態及色澤不良ナルモノ尚食用ニ堪ユルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ
廢品	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	腐敗セルモノ、腐敗ノ徴候アルモノ、變色、變味シ不良臭ヲ有シ若ハ肉ノ崩潰著シク食用ニ堪ヘザルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ	同上ニ反スルモノ

樺太荷造、量目、等級其ノ他検査標準

一一三

樺太荷造、量目、等級其ノ他検査標準

一一四

荷造	箱材ハ良質ノ乾燥板ニテ榎板ハ一板以上其ノ他ノ厚ハ一糎五以上ノ厚ヲ有シ構造堅牢ナルモノ
同上	
同上	
同上	

本表検査標準ニ依リ三等トシテ合格シタルモノハ中華民國又ハ滿洲國ニ輸出スル場合ニ限り之ヲ合格トス

第三條 検査ニ合格シタル罐詰ニハ品名及正味量ヲ表示セル「レーベル」ヲ貼付スベシ但シ罐ニ直接之ヲ表示セルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 罐詰箱ノ外部ニハ品名、罐型、罐數及生産者又ハ取扱者ノ氏名、名稱若ハ記號ヲ表示スベシ

第五條 「フイツシユ・ミール」ハ正味四十五疋三百六十若ハ五十疋ヲ品質良好ナル麻袋ヲ以テ包装シ其ノ外部ニハ品名、魚種名(原料單一種類ノ場合ニ限ル)正味量、生産國名及生産者又ハ取扱者ノ氏名、名稱若ハ記號ヲ表示スベシ

等級ハ左ノ區分ニ依ル

一 「ホワイトフイツシユ・ミール」(鱈科、平目科ニ屬スル魚類又ハ脂肪少キ白味ノ底魚類ヲ原料トセルモノ)

検査事項	合		格		格 外
	エキストラ	No. I	No. II	No. III	
品質、色澤及香氣良好ナルモノ	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	

組成分	粉末ノ程度	篩ヲ通過シ得ルモノ	同上		同上ニ反スルモノ
			一「パーセント」未滿	二「パーセント」未滿	
水	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ
脂肪	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ
窒素	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ
鹽分	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ
土砂	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ
遊離脂肪	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ

二 「ブラウンフイツシユ・ミール」(鰯科、鯖科、鮭科及鮫鱈類ニ屬スル魚類ヲ原料トセルモノ)

検査事項	合		格		格 外
	エキストラ	No. I	No. II	No. III	
品質、色澤及香氣良好ナルモノ	同上	同上	同上	同上ニ反スルモノ	
粉末ノ程度	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上ニ反スルモノ	
組成分	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上ニ反スルモノ	
水	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上ニ反スルモノ	
脂肪	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上ニ反スルモノ	
窒素	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上ニ反スルモノ	
鹽分	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上ニ反スルモノ	
土砂	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上ニ反スルモノ	
遊離脂肪	一「パーセント」未滿	同上	同上	同上ニ反スルモノ	

樺太荷造、量目、等級其ノ他検査標準

一一五

樺太輸出水產物取締法ノ種類ノ件輸出水產物製造業取締規則

一一六

(八) 輸出水產物取締法第三條第一項ノ輸出水產物ノ種類ノ件

昭和十年三月二十日 廳令第七號

第一條 輸出水產物取締法第三條第一項ノ輸出水產物ノ種類左ノ如シ

- 一 蟹罐詰
- 二 蟹塚詰
- 三 鱒罐詰
- 四 鮭罐詰

第二條 前條ニ於テ蟹罐詰及蟹塚詰トハ「タラバ」蟹、「アブラ」蟹、花咲蟹、毛蟹（「オホクリ」蟹）又ハ「ズワイ」蟹ヲ原料トシテ製造シタル罐詰及塚詰ヲ謂ヒ鱒罐詰トハ樺太鱒又ハ櫻鱒ヲ原料トシテ製造シタル罐詰ヲ、鮭罐詰トハ鮭、夏鮭又ハ紅鮭ヲ原料トシテ製造シタル罐詰ヲ謂フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(九) 輸出水產物製造業取締規則

昭和十年三月二十日 廳令第八號

第一條 輸出水產物ノ製造ヲ業トセントスル者ハ昭和十年樺太廳令第七號第一條第一號乃至第四號ノ種類別（蟹罐詰ト蟹塚詰又ハ鱒罐詰ト鮭詰ノ製造ヲ兼營スル場合ニ在リテハ之ヲ一種類ト看做ス）ニ製造工場毎ニ輸出水產物取締法第三條ノ規定ニ依リ樺太廳長官ノ許可ヲ受クベシ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ提出スベシ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日（法人ニ在リテ事務所所在地、代表者ノ住所、氏名及生年月日）
 - 二 製造工場ノ所在場所
 - 三 製造物ノ種類
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 事業計畫書
 - 二 設備要領書

- 三 許可ヲ受ケントスル者法人ナルトキハ定款、登記簿謄本、財産目錄及貸借對照表
- 四 二人以上共同シテ許可ヲ受ケントスルトキハ事業ニ關スル各共同者ノ出資額及權利義務ノ關係ヲ記載シタル書類
- 二人以上共同シテ許可ヲ受ケントスルトキハ内一人ヲ代表者ト定メ其ノ氏名又ハ名稱ヲ申請書ニ記載スベシ

第三條 事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 一年間ノ原料種類別消費見込數量及蒐集方法
 - 二 一年間ノ製品別製造豫定數量
 - 三 従業員ノ種類別員數
 - 四 起業費ノ收支概算
 - 五 事業ノ收支概算
 - 六 事業開始ノ豫定年月日
- 第四條 設備要領書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

樺太輸出水產物製造業取締規則

一一七

- 一 建物ノ種類及面積並ニ構造ノ概要
 - 二 汽罐及汽機ノ種類、大サ、能力及員數
 - 三 假締機、卷締機、脱氣函及殺菌釜ノ種類、名稱、大サ、能力及員數
 - 四 前號ノ外主要ナル罐詰及塚詰製造ノ機械器具及裝置ノ種類、名稱、大サ、能力及員數
 - 五 原料貯藏設備ノ種類及構造ノ概要並ニ收容能力
 - 六 給水及排水裝置ノ概要
 - 七 廢棄物ノ處理設備ノ概要
 - 八 衛生設備其ノ他特種設備ノ概要
- 前項ノ設備要領書ニハ工場敷地内ノ建物及設備ノ配置圖並ニ附近ノ概況圖ヲ添付スベシ
- 第五條 輸出水產物製造業（以下單ニ製造業ト稱ス）ノ許可ノ期間ハ十年以内トス
- 第六條 輸出水產物製造業者（以下單ニ製造業者ト稱ス）左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ樺太廳長官ノ認可ヲ受クベシ
- 一 第四條第一項第二號又ハ第三號ノ設備ヲ増

樺太輸出水産物製造業取締規則

ハ設シ、改設シ又ハ撤去セントスルトキ

一 許可又ハ認可ノ際特ニ指定シタル設備ヲ變更セントスルトキ

前項ノ認可申請書ニハ變更理由書及設備要領書ヲ添付スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ設備要領書ニ之ヲ準用ス

第七條 左ニ掲グル場合ニ於テハ製造業ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ第一號ノ場合ニ於テ其ノ相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ引續キ其ノ事業ヲ行フトキハ被相續人又ハ合併ニ因リテ解散シタル法人ニ對シテ爲シタル製造業ノ許可ハ爾後相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス

一 製造業者死亡シ又ハ解散シタルトキ
二 許可ヲ受ケタル製造工場ノ事業ヲ廢止シタルトキ

三 許可ヲ受ケタル製造工場滅失シタルトキ
前項但書ノ場合ニ於テハ左ニ掲グル書類ヲ具シ

死亡又ハ解散ノ日ヨリ三十日以内ニ樺太廳長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

一 相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書類
二 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ在リテハ定款、財産目錄及貸借對照表

製造業者死亡シ又ハ解散シタルトキハ第一項但書ノ場合ヲ除クノ外相續人、清算人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ遲滞ナク樺太廳長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第八條 製造業者ハ製造物ノ種類、等級別ニ毎年ノ生産高竝ニ輸移出高及輸移出先ヲ翌年二月末日迄ニ樺太廳長官ニ届出ヅベシ

第九條 左ニ掲グル場合ニ於テハ製造業者ハ遲滞ナク樺太廳長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

一 製造業者其ノ氏名若ハ名稱又ハ住所若ハ事務所ヲ變更シタルトキ
二 製造業者タル法人其ノ定款ヲ變更シタルトキ
三 製造業者タル法人ノ代表者又ハ第二條第三

項ノ代表者ニ變更アリタルトキ

四 製造業者其ノ事業ヲ開始シタルトキ

五 製造業者蟹罐詰ト蟹塚詰ノ製造ヲ兼營シ又ハ鱒罐詰ト鮭罐詰ノ製造ヲ兼營シタルトキ

六 製造業者其ノ工場ノ事業ヲ休止シ又ハ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキ

七 製造業者其ノ工場ノ事業ヲ廢止シタルトキ

八 製造工場ノ全部又ハ一部滅失シタルトキ

九 第六條第一項第一號又ハ第二號ノ工事完了シタルトキ

第十條 製造業者ハ其ノ工場ニ帳簿ヲ備ヘ毎日左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 使用シタル原料ノ種類、數量及蒐集方法
二 製品別製造數量
三 工場又ハ附屬倉庫内ノ製品別在庫數量
前項ノ帳簿ハ二年間之ヲ保存スベシ

第十一條 蟹罐詰、鱒罐詰及鮭罐詰ニ使用スル罐ハ卷締罐ヲ用フベシ

蟹罐詰ノ罐ノ内面及蟹塚詰ノ蓋ノ内面ニハ良質
樺太輸出水産物製造業取締規則

ノ塗料ヲ完全ニ施スベシ

第十二條 蟹水煮罐詰及蟹塚詰ノ蓋ニハ見易キ箇所ニ樺太廳長官ノ指定スル記號、番號及花咲蟹ヲ原料トスルモノニ在リテハH(文字ノ大サ四耗以上)毛蟹ヲ原料トスルモノニ在リテハK(文字ノ大サ四耗以上)、「ズワイ」蟹ヲ原料トスルモノニ在リテハZ(文字ノ大サ四耗以上)ナル文字ヲ押刻スベシ

第十三條 製造業者許可又ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十四條 製造業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第七條乃至第九條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リタルトキ

二 第十條乃至第十二條ノ規定ニ違反シタルトキ

附 則

第十五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 罐詰及塚詰製造業取締規則ハ之ヲ廢止ス

樺太輸出水産物製造業取締規則

ス

第十七條 本令施行ノ際従前ノ規定ニ依リ蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ノ許可ヲ受ケ現ニ蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ヲ營ム者引續キ營業ヲ爲サントスルトキハ本令施行ノ日ヨリ一月以内ニ許可ノ申請ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ハ前項ノ期間内引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

第十八條 當分ノ内前條第一項ノ規定ニ依リ申請アリタル場合及左ニ掲グル場合ヲ除クノ外蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ノ許可ハ之ヲ爲サズ

一 蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ノ許可ヲ受ケタル者許可ノ期間滿了ニ因リ更ニ許可ノ申請ヲ爲シタルトキ

二 従前ノ規定ニ依リ蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ノ許可ヲ受ケタル者ヨリ當該工場ヲ讓受ケ其ノ事業ヲ承繼セントスル者其ノ工場ニ付許可ノ申請ヲ爲シタルトキ

三 蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ノ許可ヲ受ケタ

一三〇

ル者他ノ工場ニ付許可ノ申請ヲ爲シタルトキ
四 蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ノ許可ヲ受ケタル者當該工場滅失シタル爲滅失ノ日ヨリ一年以内ニ更ニ許可ノ申請ヲ爲シタルトキ
第十九條 本令施行ノ際現ニ蟹罐詰又ハ蟹塚詰ノ製造業ヲ營ム者ハ昭和十年五月三十一日迄第一條ノ規定ニ拘ラズ従前ノ製造業ヲ營ムコトヲ得

前項ノ製造業者前項ノ期間内ニ本令ニ依リ許可ノ申請ヲ爲シタルトキハ其ノ許可ノ處分ヲ受クル迄亦前項ニ同ジ

別記
様式

第 號 年 月 日 交付

表 輸出水産物取締官吏證票

樺太
應 印

縦九糎
横七糎

裏

官 職 氏 名

(十) 輸出水産物取締法第七條第一項及第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢、尋問、搜索及差押ニ關スル件

昭和十年三月二十日
廳 令 第 九 號

第一條 輸出水産物取締法第七條第一項及第二項ノ規定ニ依リ當該官吏臨檢、尋問、搜索又ハ差押ヲ爲サントスルトキハ別記様式ニ依ル證票ヲ携帯スヘシ

第二條 臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法施行規則第二條乃至第五條、第八條及第十二條ノ規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太輸出水産物取締當該官吏ノ臨檢、尋問、搜索及差押ニ關スル件

一三二

樺太輸出水産物検査規則準用規定抜萃

一三二

(附)

樺太輸出水産物検査規則第十三條ニ於ケル水産製造物検査規則中ヨリノ準用規定抜萃

第六條 水産製造物ノ検査ヲ受クル者ハ手数料ヲ納ムベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第十條ノ規定ニ依リ行フ再検査ノトキ
二 第十三條ノ規定ニ依リ行フ再検査ニ於テ前検査ニ異動ヲ生ジタルトキ

第七條ノ二 検査ニ於テ廢品ノ決定ヲ受ケタル水産製造物ハ之ガ廢棄ヲ命ズルコトアルベシ

第八條 水産物検査員ニ於テ水産製造物ノ品質、荷造、結束又ハ量目成規ニ適合セズト認ムルトキハ之ガ改造若ハ改修又ハ増減ヲ命ズルコトアルベシ

第九條 水産物検査員ニ於テ必要アリト認ムルトキハ検査ノ場所ヲ指定シ水産製造物ノ搬移ヲ命ズルコトアルベシ

コトヲ得ズ

検査済水産製造物ニ對シ檢印ニ紛ハシキ印判ノ押捺又ハ特ニ指定シ若ハ認容シタルモノノ内外内容物ノ品位ニ關スル表示ヲ爲スコトヲ得ズ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

二 検査済水産製造物ヲ不正ニ改造又ハ改修シタルトキ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

二 第十條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス
二 第八條又ハ第九條ノ命ニ從ハザルトキ

樺太輸出水産物検査規則準用規定抜萃

一三三

第十條 水産物検査員ニ於テ再検査ヲ行フノ必要アリト認ムルトキハ其ノ旨水産製造物ノ所有者

又ハ占有者ニ通告シ検査ヲ行フコトヲ得
再検査ノ通告ヲ受ケタル者ハ其ノ検査ノ終了迄水産製造物ヲ他ニ搬移スルコトヲ得ズ

第十二條 水産製造物ノ検査ヲ受クル者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ必要ナル勞力ヲ提供シ且検査施行中ハ現場ニ立會スベシ

第十三條 水産製造物ノ検査ヲ受ケタル者検査ニ對シ異議アルトキハ其ノ事由ヲ疎明シ検査済ノ日ヨリ十日以内ニ再検査ヲ請求スルコトヲ得
再検査ノ決定ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第十四條ノ二 検査済水産製造物ノ檢印不明トナリタルトキ又ハ検査證ヲ亡失、毀損シタルトキハ検査員ニ申出デ更ニ檢印ノ押捺又ハ検査證ノ交付ヲ受クベシ

第十四條ノ三 検査ヲ要スル水産製造物ノ包装ニハ検査済ノ檢印ヲ押捺セル筈又ハ箱ヲ使用スル

(一) 北海道水産物罐詰製造業取締規則

昭和九年一月二十八日
廳令 第六號
昭和十年四月十二日
廳令第三十一號改正

第一條 本令ニ於テ水産物罐詰製造業ト稱スルハ左ノ製造業ヲ謂フ

- 一 「タラバガニ」「アブラガニ」「ハナサキガニ」又ハ毛蟹(オホクリガニ)又ハ「クリガニ」ヲ原料トスル罐詰又ハ塚詰ノ製造業
- 二 占守郡ニ於テ爲ス鮭鱒族ヲ原料トスル罐詰製造業

第二條 水産物罐詰製造業ヲ營マムトスル者ハ長官ノ許可ヲ受クベシ

第三條 水産物罐詰製造業ノ許可申請書(様式第一號)ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 事業計畫書(様式第二號)
- 二 設備要領書(様式第三號)
- 三 敷地附近ノ見取圖、建物平面圖、配置圖及設備配置圖

北海道水産物罐詰製造業取締規則

四 許可ヲ受ケムトスル者法人ナルトキハ定款及登錄簿謄本、敷地借用者ナルトキハ借用契約書寫、他ノ法令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタル工場ニ依リ營業ヲ爲サムトスル者ナルト

キハ其ノ許可又ハ認可指令書ノ寫

第四條 第二條ノ許可期間ハ十年以内トス

前項ノ期間經過後引續キ營業ヲ爲サムトスルトキハ其ノ期間滿了ノ日ヨリ三月前ニ出願スベシ

第五條 工場ニハ左ノ設備ヲ爲スベシ

- 一 原料ヲ處理スル場所ノ床ハ「コンクリート」又ハ不滲透質材料ニ依リ水密トナスコト
 - 二 給水及排水裝置ヲ爲スコト
 - 三 汽罐及原動機ヲ備フルコト
 - 四 自動式又ハ半自動式ノ卷締機ヲ備フルコト
 - 五 眞空卷締機ヲ備ヘザルトキハ脱氣函ヲ備フルコト
 - 六 直火式ニ非ザル高熱寒暖計附殺菌釜ヲ備フルコト
- 第六條 罐ハ卷締罐トシ蟹類ヲ原料トスルモノニ

北海道水産物罐詰製造業取締規則

一三六

限り罐ノ内面又ハ壘ノ蓋ノ内面ニハ良質ノ塗料ヲ完全ニ施スベシ

第七條 罐詰及壘詰ノ蓋ニハ「ハナサキガニ」ヲ原料トスルモノニ在リテハ「H」(一字ノ高サ五耗以上)毛蟹ヲ原料トスルモノニ在リテハ「B」(一字ノ高サ五耗以上)ナル文字ヲ其ノ見易キ箇所ニ打出シ又ハ容易ニ抹消剝落セザル方法ヲ以テ明瞭ニ印刷スベシ

第七條ノ二 蟹類ヲ原料トスル罐詰及壘詰ノ蓋ニハ製造業者ノ記號ヲ前條ニ定ムル方法ニ依リ表示スベシ

前項ノ記號ハ長官ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ長官ノ許可ヲ受クベシ

- 一 工場位置ヲ變更セムトスルトキ
- 二 給水装置又ハ排水装置ヲ變更セムトスルトキ
- 三 卷締機及脱氣函ノ種類又ハ員數ヲ變更セム

トスルトキ

- 四 製品ノ種類ヲ變更又ハ増加セムトスルトキ
- 五 相續又ハ合併以外ノ原因ニ依リ營業主ヲ變更セムトスルトキ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内

ニ長官ニ届出ヅベシ

- 一 住所又ハ氏名(法人ニ在リテハ其ノ事務所所在地、名稱、代表者氏名)ヲ變更シタルトキ
- 二 相續又ハ合併ニ依リ營業主ニ變更アリタルトキ

三 工場ノ名稱ヲ變更シタルトキ

四 建物ノ用途、種類、坪數又ハ構造ヲ變更シタルトキ

五 汽罐、原動機、殺菌釜ノ種類又ハ員數ヲ變更シタルトキ

六 製品ノ種類ヲ減ジタルトキ

七 操業ヲ開始シ又ハ操業ヲ終了シタルトキ

八 休業又ハ廢業シタルトキ

九 第一條ニ規定スル製造業以外ノ事業ヲ新ニ兼營シタルトキ又ハ兼營事業ヲ廢止シタルトキ

十 工場ノ全部又ハ一部滅失シタルトキ

前項第二號ノ場合ニ在リテハ相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ第七號ノ場合ニ在リテハ操業開始ノトキハ製品別豫定製造數量ヲ、操業終了ノトキハ製品別實際製造數量ヲ附記スベシ

第九條ノ二 營業主ハ毎年二月末日迄ニ前年ノ事業報告書(様式第四號)ヲ長官ニ提出スベシ

第十條 長官ハ官吏又ハ吏員ヲシテ第五條ニ規定スル工場ノ設備竝ニ用水、製造材料、製造方法及製品ニ付検査ヲ爲サシメ又ハ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルベシ

第十一條 第二條ノ許可ヲ受ケタル者引續キ二年以上營業ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以

下ノ罰金拘留又ハ科料ニ處ス

一 第二條ノ許可ヲ受ケズシテ水産物罐詰製造業ヲ營ミタルモノ

二 第五條、第六條、第七條、第七條ノ二又ハ第八條ノ規定ニ違反シタル者

三 第十條ノ規定ニ依リ職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ妨ゲタル者又ハ命令ニ従ハザルモノ

前項第二號又ハ第三號ニ該當スル者ハ營業ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第十三條 第九條ノ届出ヲ怠リタル者又ハ不完全ナル高熱寒暖計ヲ使用シタル者ハ科料ニ處ス

第十四條 罰 除

第十五條 罰 除

第十六條 罰 除

第十七條 罰 除

第十八條 營業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令ニ違反シ又ハ本令ニ基ク命令ニ違背スル行爲アリタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免

北海道水産物罐詰製造業取締規則

一三七

北海道水産物罐詰製造業取締規則

一三八

ルコトヲ得ズ
 第十九條 第十二、第十三條及前條ノ場合ニ於テ
 營業主ガ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セ
 ザル未成年者若ハ禁治産者ナル場合ニ於テハ其
 ノ法定代理人ナル場合ニ於テハ法人ヲ代表スル
 者ニ罰則ヲ適用ス
 第二十條 本令ニ依リ長官ニ提出スル書類ハ正副
 二通トシ工場所在地ヲ管轄スル支廳長又ハ市長
 ヲ經由スベシ

附則

第二十一條 蟹罐詰製造業取締規則ハ之ヲ廢止ス
 第二十二條 本令施行ノ際蟹罐詰製造業取締規則
 第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ本令ニ
 依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
 第二十三條 本令施行ノ際「アブラガニ」毛蟹又ハ
 鮭鱒族ヲ原料トスル水産物罐詰製造業ヲ營ム者
 ハ昭和九年三月十日迄第二條ノ規定ニ拘ラズ從
 前ノ製造業ヲ營ムコトヲ得
 前項ノ水産物罐詰製造業者前項ノ期限内ニ第三

條ノ規定ニ依リ許可ノ出願ヲ爲シタルトキハ其
 ノ許否ノ處分ヲ受クル迄亦前項ニ同ジ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條及第七
 條ノ二ノ規定ハ昭和十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第九條ノ二ニ依ル事業報告書ノ提出期限ハ昭和十
 年ニ限り之ヲ六月末日迄トス
 本令施行前從前ノ規定ニ依リ申請シタルモノハ之
 ヲ本令ニ依リ申請シタルモノト看做ス
 様式第一號

水産物罐詰製造業許可申請

今般水産物罐詰製造業取締規則ヲ遵守シ水産物
 罐詰(又ハ水産物罐詰)製造業相營ミ度候條許可
 相成度別紙書類ヲ添ヘ此段申請候也

昭和 年 月 日

本籍 住所 職業

氏名 印

北海道廳長官 殿

備考 法人ニ在リテハ「本籍、住所、職業及
 氏名」欄ニ其ノ事務所々在地、名稱及
 代表者氏名ヲ記載シ捺印スベシ

様式第二號

事業計畫書

- 一 工場ノ名稱、位置及附近ノ狀況
- 二 工場ノ敷地ノ面積
- 三 一年間ノ製品別製造豫定數量
- 四 原料ノ種類別蒐集方法及貯藏方法
- 五 製品別製造方法
- 六 製品別製造期間
- 七 廢棄物ノ處理方法
- 八 従業員ノ職務別男女別員數
- 九 用水ノ種類別一日使用量
- 十 工場ノ完成豫定期日
- 十一 起業費及事業ノ收支概算
- 十二 第一條ニ規定スル罐詰又ハ塚詰以外ノ製
 品ヲモ製造セムトスルトキハ其ノ製品別製造
 方法、製造期間及一年間ノ製造豫定數量

北海道水産物罐詰製造業取締規則

様式第三號

設備要領書

- 一 建物ノ用途別種類、坪數及構造ノ概要
- 二 汽罐ノ種類、大サ、常用氣壓及員數
- 三 原動機ノ種類、實馬力及員數
- 四 卷締機、脱氣函、殺菌釜ノ種類、名稱、大
 サ、能力及員數
- 五 給水及排水裝置ノ詳細
- 六 原料貯藏設備ノ概要
- 七 廢棄物處理設備ノ概要
- 八 衛生設備ノ概要
- 九 第一條ニ規定スル罐詰又ハ塚詰以外ノ製品
 ヲモ製造セムトスルトキハ其ノ設備ノ概要
- 十 其ノ他主要ナル設備ノ概要

様式第四號

事業報告書

- 昭和 年分
- 一 營業主ノ氏名又ハ名稱
 - 二 工場ノ位置

一三九

北海道水産物罐詰製造業取締規則

- 三 事業ノ概要(製品別)
 - イ 従業員ノ職務別男女別員數
 - ロ 原料ノ蒐集方法及價格
 - ハ 一函ノ原料使用數量
 - ニ 製造方法
 - ホ 製造期間
 - ヘ 製造數量(月別、罐型別、壘型別及検査等級別)
 - ト 一函ノ生産費
 - チ 製品ノ販賣價格及販賣先
 - リ 廢棄物ノ處理狀況
 - ヌ 其ノ他参考事項
 - 四 事業ノ收支概算
 - 五 兼營業事業ノ概況
- 右水産物罐詰製造業取締規則第九條ノ二ニ依リ及報告候也

昭和 年 月 日 住所 氏 名 印
 北海道廳長官 殿

八、參考法令

入冬後出令

(一) 輸出飲食物罐詰取締規則

大正五年一月十三日
農商務省令第一號
昭和十一年二月二十八日
農林省令改正
商工

- 第一條 飲食物罐詰ハ罐又ハ罐ノ標紙ニ邦語又ハ外國語ヲ以テ内容物ノ品名及正味量ヲ明示シタルモノニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス
- 罐詰ノ包装箱ニハ其ノ品名ヲ明示スヘシ
- 第二條 罐附若ハ卷締ノ不完全ナル罐詰又ハ罐ノ膨脹シタルモノニシテ内容物腐敗ノ虞アルモノハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス
- 第三條 前二條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 第四條 本則ハ輸出水産物検査規則第一條ノ水産物罐詰ニ付テハ之ヲ適用セズ

附則

輸出飲食物罐詰取締規則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(附)

輸出飲食物罐詰取締規則注意事項

大正五年三月二十日官報

- 輸出飲食物罐詰取締規則ニ關スル注意事項左ノ如シ
 - 一 輸出飲食物罐詰取締規則ニ罐詰ト謂フハ貯藏ノ目的ヲ以テ飲食物ヲ罐ニ充填シ之ヲ密封シタル後加熱シ殺菌(空氣ヲ排除シ又ハ排除セス)セルモノニシテ菓子、乾海苔等ノ罐入ヲ含マス
 - 二 輸出飲食物罐詰取締規則ニ正味量トハ液汁ヲ注加スルモノニ在リテハ其ノ液汁ヲ除キタルモノヲ謂フ但シ液汁ヲ注加セサルモノ内容物ノ性質上液汁、脂油等ノ浸出スルモノ又ハ調味上少量ノ注加物ヲ必要トスルモノニ在リテハ其内容總量ヲ表示スルヲ妨ケス
- 例ヘハ鮭、鱒、蟹、蝦罐詰、油漬罐詰類、ト

間接國稅犯則者處分法施行規則

一四二

マトソース」漬罐詰類、魚介、鳥、獸肉大和煮罐詰類、酢漬罐詰類、福神漬罐詰類等

三 正味量ハ罐詰製了後ニ於ケル前記重量ヲ指スモノナルヲ以テ肉詰ノ際相當歩減ヲ見込ムコト必要ニシテ其表示カ内容實量ヨリ少キ場合ハ妨ナシ

四 正味量及品名ノ表示方法ハ左ノ何レカノ方法ニ依ルヘキモノトス

(イ)「レーベル」又ハ罐ニ印刷スルコト

(ロ)「レーベル」ニ捺印スルコト

(ハ)罐ノ蓋又ハ底ニ打出スコト

(ニ)(イ)(ロ)(ハ)ノ一ニ依ラサル場合ハ罐ノ見易キ部分ニ「コーベル」又ハ票紙等ヲ以テ表示スルコト

五 正味量表示用語ハ仕向先ニ依リ「オンス」(ON)「グラム」(GR)「ポンド」(LB)等便宜ノ方法ニ依ルコトヲ得

英量ヲ以テ表示スル場合ハ「ポンド」以上ノモノハ「ポンド」ヲ單位トシ「ポンド」未滿ノモノ

第三條 差押目録ニハ物件ノ品名、數量、帳簿、書類ノ名稱、箇數、差押ノ場所及時、所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第四條 收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ之ヲ官廳又ハ市町村ニ送致スルトキハ差押目録ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ

第五條 收稅官吏市町村ヲシテ差押物件ノ保管ヲ爲サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第八條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキ調製スル顛末書ニハ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ノ事實、場所及時並供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第十二條 犯則事件ノ調査及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ

文字ノ押入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ

文字ヲ削除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

飲食物防腐劑、漂白劑取締規則

一四三

ハ「オンス」ヲ單位トスルコト
備考

一 封度十六「オンス」約百二十匁

一「オンス」約七匁五分

六 省令施行(大正五年四月一日)前ニ製造シタルモノニシテ省令規定ノ表示ナキモノヲ輸出セントスル場合ハ附則ニ基キ地方長官ノ許可ヲ受ケサルヘカラサルヲ以テ其際ハ該製品ノ品名、製造地名、製造人名、製造年月、輸出港及仕向先ヲ記載シ産地所管ノ地方長官又ハ輸出港所管ノ地方長官ニ差出シ許可書ノ交付ヲ受ケ之ヲ輸出申告書ニ添付シ税關ニ差出スヘキモノトス

(二) 間接國稅犯則者處分法施行規則拔萃

第二條 收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ爲シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ

(三) 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則拔萃

第一條 左ニ掲グル物ハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ別ニ指定スル物ヲ指定ノ條件ノ下ニ使用スルハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 安息香酸、硼酸、「クロール」酸、「フルオール」水素、「フォルムアルデヒド」、「昇汞、亞硫酸、次亞硫酸、「サリチール」酸、「チモール」、「ナフトール」、「レゾルチン」、「ヒノゾール」、「蟻酸、亞硝酸、蒼鉛、銀、桂皮酸、「フルアクリール」酸
- 二 前項ニ掲グル物ノ化合物及之ヲ含有スルモノ

前項ニ掲ゲザル物ニ付テハ品名、用法及用量ヲ具シ主タル營業所所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ倣フ)ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ防腐又ハ漂白ノ目的ヲ以テ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ使用スルコト

飲食物防腐劑、漂白劑取締規則

一四四

トヲ得ズ但シ第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル防腐劑又ハ漂白劑ヲ許可ヲ受ケタル用法、用量ノ範圍内ニ於テ使用シ又ハ食鹽、砂糖、酢、アルコホル、蕃椒其他調味ヲ主トスル物品ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラズ
前二項ノ規定ニ違反スル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ運搬、陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

第八條 左ニ掲グル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス但シ第一條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テハ其ノ事實ヲ知ラザルトキト雖モ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
一 第一條各項ノ規定ニ違反シタル者

第九條 營業者ガ未成年者、禁治產者又ハ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第十條 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ

本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

(四) 飲食物防腐劑、漂白劑取締規則第一條第一項ノ指定ノ件

- 一 亞硫酸、次亞硫酸、其ノ化合物及之ヲ含有スル物ヲ別ニ定ムル所ノ飲食物中亞硫酸試驗法ニ適合スル範圍内ニ於テ使用スルコト
- 二 安息香酸及安息香酸「ナトリウム」ヲ別ニ定ムル所ノ天然果實汁及天然果實蜜類中安息香酸試驗法ニ適合スル範圍内ニ於テ天然果實汁及天然果實蜜類ノ製造又ハ貯藏ニ使用スルコト但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ容器又ハ被包ニ安息香酸又ハ安息香酸「ナトリウム」ヲ含有スル旨明記スヘシ

(五) 有害性著色料取締規則拔萃

第一條 有害性著色料ヲ分テ左ノ二種トス

第一種 左ニ掲グル物質其ノ化合物及之ヲ含有スルモノ

- 砒素、拔留謨、嘉度密烏謨、格羅謨、銅、水銀、鉛、錫、安知母紐謨、烏拉紐謨、亞鉛、藤黃、必佩林酸、「ヂニトロクレゾール」、「コラリン」

第二種 左ニ掲グル物質及之ヲ含有スルモノ
硫酸、拔留謨、硫化嘉度密烏謨、酸化格羅謨、朱、酸化錫、「ムツシーフ」金、酸化亞鉛、硫化亞鉛、銅、錫、亞鉛及其ノ合金屬ニシテ固有ノ光澤ヲ有スルモノ

第二條 有害性著色料ハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ著色ニ使用スルコトヲ得ズ但シ野菜果實類ノ貯藏品ニ在リテハ其ノ一「キログラム」中銅百「ミリグラム」、昆布ニ在リテハ其ノ無水物一「キログラム」中銅百五十「ミリグラム」ヲ含有スル限度マテ銅、銅化合物又ハ之ヲ含有スル著色料ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 有害性著色料ヲ以テ著色シタルモノハ販

有害性著色料取締規則

一四五

賣ノ用ニ供スル飲食物ノ容器又ハ被包トシテ使用スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲クルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 漆、硝子、釉藥、又ハ琥珀質ニ有害性著色料ヲ融和シタルモノ
- 二 第一條第二種ノ著色料ヲ以テ著色シタル容器又ハ被包ニシテ飲食物ニ其ノ著色料混入ノ虞ナキモノ

第六條 第二條ニ違背シテ著色シタル飲食物第三條ノ容器被包及ヒ之ヲ使用シタル飲食物又ハ第四條若ハ第五條ニ違背シテ製造シ著色シタル物品若ハ材料ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

第九條 第二條乃至第六條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 營業者ガ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラ

有害性著色料取締規則

ス

營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇
 人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ
 違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ
 以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス、
 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人
 ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本
 則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス、法人ヲ罰
 スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人
 トス

九、 輸出水産物検査規則第四條ニ依ル
 各検査機關ノ検査規程

(一) 日本蟹罐詰業水産組合聯合會

蟹罐詰検査規程

第一條 輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ依ル蟹罐詰ノ検査ハ本規程ニ依リ之ヲ行フ

第二條 検査場所ヲ指定スルコト左ノ如シ

横濱検査所 神奈川県横濱市中區北仲通二丁目十七番地

神戸検査出張所 兵庫縣神戸市神戸區海岸通五丁目二十五番屋敷

大阪検査出張所 大阪府大阪市北區菅原町百二十四番地

函館検査出張所 北海道函館市仲濱町十八番地

第三條 検査ヲ請求セントスル者ハ検査ヲ受ケントスル蟹罐詰ニ付輸出水産物検査規則別表蟹罐詰検査標準第一號、第二號又ハ第三號ノ種類別ニ荷口毎ニ様式第一號ニ依ル検査請求書ニ手數料ヲ添附シ其ノ蟹罐詰ヲ輸出セントスル海港所在ノ検査場所ニ之ヲ提出スヘシ

蟹罐詰検査規程

輸出港又ハ仕向地ノ變更其ノ他特別ノ事由ニ因リ已ニ検査ヲ受ケタル蟹罐詰ニシテ現ニ合格品タルモノニ付其ノ検査ノ確認ヲ求ムルタメ更ニ検査ヲ請求セントスル場合ニ於テハ當該検査ニ依ル検査合格品タルコト明瞭ナル場合ニ限り手數料ヲ免除スルコトヲ得

第四條 検査請求者ノ請求アリタルトキハ検査事務ニ支障ナシト認ムル場合ニ於テハ第二條ノ検査場所以外ノ場所ニ於テ出張検査ヲ行フコトヲ得検査員必要アリト認ムルトキ亦同シ

前項ノ規定ニ依リ検査請求者ノ請求ニ基キ出張検査ヲ行フトキハ検査員ノ出張旅費ニ相當スル金額ノ手數料ヲ検査請求者ヨリ徴收ス
第一項ノ出張検査ヲ受クル者ハ其ノ検査ニ必要ナル雜役従事者ヲ備ヘ且其ノ使用ニ要スル一切ノ費用ヲ負擔スヘシ

第五條 検査ハ請求ノ順序ニ從ヒ之ヲ行フ

第六條 検査ハ輸出水産物検査規則別表検査標準ニ依リ之ヲ行ヒ合格又ハ不合格ヲ決定ス

蟹罐詰検査規程

一四八

- 第七條 供試料品ハ検査ヲ受ケントスル蟹罐詰ノ荷口毎ニ左ノ割合ニ依リ之ヲ採取ス
- 一 一荷口百函未満ノ場合ニ在リテハ五罐以上十罐以下
 - 二 一荷口百函以上五百函未満ノ場合ニ在リテハ十一罐以上二十罐以下
 - 三 一荷口五百函以上ノ場合ニ在リテハ二十罐ニ、每五百函又ハ其ノ端數毎ニ十罐ヲ加ヘタル罐數
- 第八條 前條ノ規定ニ依リ採取シタル供試料品ハ之ヲ開罐検査ス
- 検査員必要アリト認ムルトキハ更ニ供試料品ヲ採取シ温室検査其ノ他科學的検査ヲ行フ
- 第九條 検査合格品ニハ様式第二號ニ依ル合格印章及様式第三號ニ依ル検査濟年月日印ヲ包装箱ノ外側ニ押捺ス
- 第十條 検査不合格品ニハ様式第四號ニ依ル不合格印章ヲ包装箱ノ外側ニ押捺ス
- 第十一條 左ニ掲クル検査濟品ニ對シテハ前二條

- ノ印章又ハ印ノ外各罐ノ蓋又ハ底ニ様式第五號ニ依ル印ヲ押捺ス
 - 一 蟹罐詰検査標準第一號ニ依リフエヤートシテ合格シタルモノ
 - 二 蟹罐詰検査標準第二號ニ依リB級トシテ合格シタルモノ
 - 三 蟹罐詰検査標準第一號又ハ第二號ニ依リ格外トシテ決定セラレタルモノ
 - 四 蟹罐詰検査標準第一號、第二號又ハ第三號ニ依リ廢品トシテ決定セラレタルモノ
- 第十二條 検査合格品ニ對シテハ検査等級別ニ様式第六號ニ依ル検査證ヲ交付ス但シ検査請求者ノ請求ニ依リ之ヲ分割シ交付スルコトヲ得
- 第十三條 検査請求者又ハ検査ニ合格シタル蟹罐詰ニ付直接利害ノ關係アル者ノ請求アリタルトキハ検査證ノ謄本又ハ其ノ歐文譯ヲ交付ス
- 第十四條 検査請求者又ハ検査ヲ受ケタル蟹罐詰ニ付直接利害ノ關係アル者検査ノ結果ニ付不服アルトキハ検査施行濟ノ日ヨリ七日以内ニ再檢

查ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ再検査ヲ請求セントスルトキハ様式第七號ニ依ル再検査請求書ヲ當該検査ヲ爲シタル検査場所ニ提出スヘシ

第十五條 検査員必要アリト認ムルトキハ検査施行濟ノ蟹罐詰ニ付再検査ヲ行フコトヲ得

第十六條 検査合格品ニシテ検査施行濟ノ日ヨリ六月ヲ經過シタルモノハ其ノ検査ノ效力ヲ失フ

第十七條 供試料品ニシテ開罐シタルモノハ之ヲ還付セス

第十八條 検査手数料左ノ如シ

- 一 タラバガニ又ハアブラガニヲ原料トセル罐詰(フレーク罐詰以外ノモノ)
- 壹函ニ付 十六錢
- 二 タラバガニ又ハアブラガニヲ原料トセル罐詰(フレーク罐詰)
- 壹函ニ付 六錢
- 三 オホクリガニ罐詰

蟹罐詰検査規程

一四九

壹函ニ付 六錢

四 ハナサキガニ罐詰

壹函ニ付 八錢

五 ズワイガニ罐詰

壹函ニ付 六錢

第十六條ノ規定ニ依リ検査ノ效力ヲ失ヒタル蟹罐詰ニ付更ニ検査ヲ受ケントスル場合ニ於テハ検査手数料ハ之ヲ徴收セサルコトヲ得

第十九條 第十四條ノ規定ニ依リ再検査ノ請求アリタル場合ニ再検査ノ結果前検査ヲ正當ト決定シタルトキハ更ニ前條第一項ノ検査手数料ヲ徴收ス

第二十條 商標ノ貼付、貼替又ハ打檢其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ依リ検査合格品ヲ開裝セントスルトキハ豫メ様式第八號ニ依ル検査合格品開裝届ヲ開裝場所最寄ノ検査場所ニ提出スヘシ

前項ノ開裝ハ本會ノ承認シタル場所ニ於テ検査員其ノ他検査事務ニ従事スル職員ノ指揮ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

蟹罐詰検査規程

一五〇

前二項ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物検査規則ニ依ル検査ト同等以上ト認ムルモノニ合格シタル蟹罐詰ノ開装ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 削除

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ様式第十號ニ依ル輸出承認願ヲ當該輸出港最寄ノ検査場所ニ提出スヘシ

- 一 商品見本用蟹罐詰ヲ輸出セントスルトキ但シ見本ノミニ適スル數量ノモノニ限ル
- 二 博覽會、展覽會、品評會、共進會等ヘノ出品用、標本用、學術研究用蟹罐詰ヲ輸出セントスルトキ

前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ様式第十一號ニ依ル輸出承認證ヲ交付ス
前二項ノ規定ハ既ニ検査ヲ受ケタル蟹罐詰ニシテ現ニ合格品タルモノヲ輸出セントスル場合ニ付テハ之ヲ適用セス

第二十三條 朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物検査規則ニ依ル検査ト同等以上ト認ムルモノニ合格シタル蟹罐詰ヲ輸出セントスルトキハ輸出前三日以前ニ其ノ輸出港最寄ノ検査場所ニ検査證ヲ提出シ其ノ認證ヲ受クヘシ
前項ノ認證ニ際シテハ當該外地ニ於テ發給セル検査證ニ様式第十二號ニ依ル認證印章ヲ押捺スルモノトス

第一項ノ認證ニ對シテハ農林大臣ノ認可ヲ得テ手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第二十四條 第二條乃至第十一條及ヒ第十四條乃至第二十條ノ規定ハ日本蟹罐詰業水産組合聯合會定款第四十一條ノ二第二項ノ規定ニ依ル検査ニ之ヲ準用ス但シ第三條ノ検査場所ハ蟹罐詰所在地最寄ノ検査場所トス

様式第一號

蟹罐詰 (格付輸出) 検査請求書

蟹罐詰ノ種類別	數量	斤	打	入	罐詰
	函				
荷標及罐ノ表示	製造者	生産地	輸出地	仕向地	受検査場所

右検査請求候也

年 月 日 住所 氏 名(名稱) 日本蟹罐詰業水産組合聯合會 組 長 殿

蟹罐詰検査規程

總量	液量	正味量	一番脚向	崩肉	No.
					等級
					格付検査番號 No.
					摘要

蟹罐詰検査規程
様式第二號

蟹罐詰検査標準第一號ニ依リフアンシートシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 赤

蟹罐詰検査標準第一號ニ依リフエヤートシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



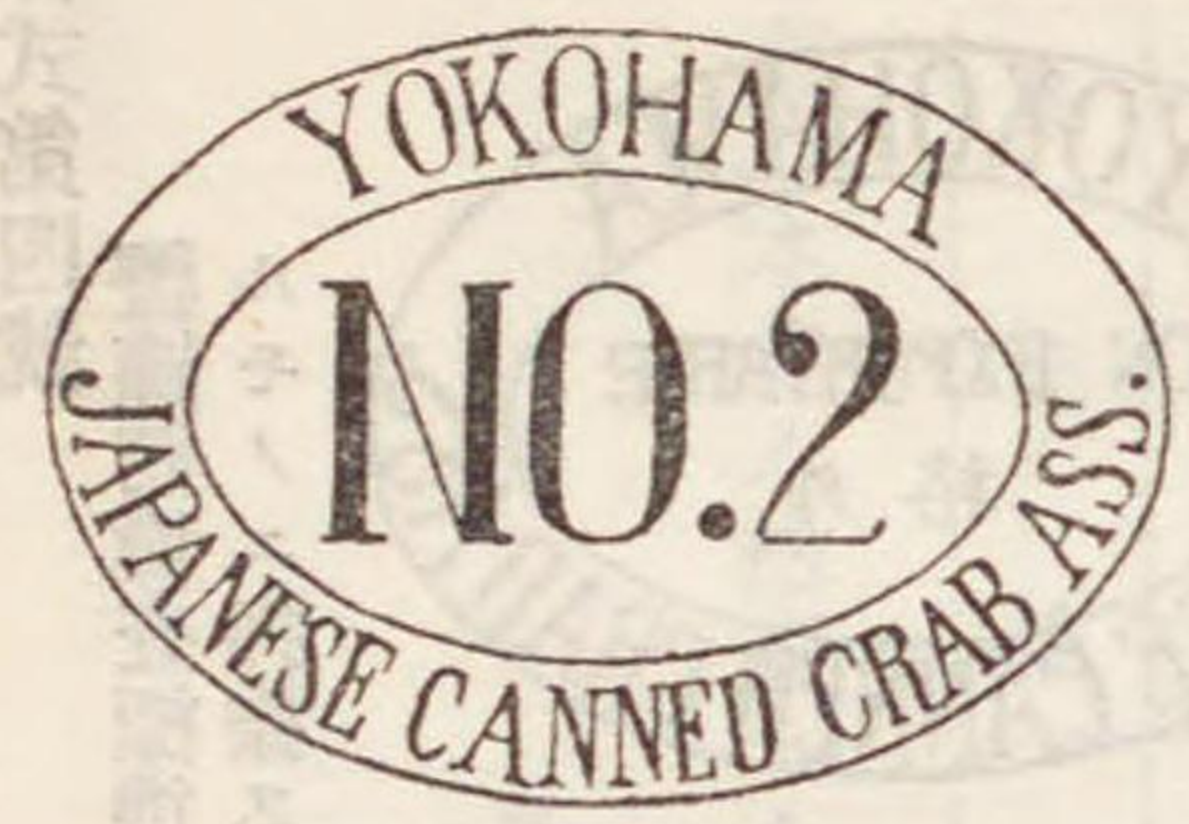
外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 青

蟹罐詰検査標準第三號ニ依リ一級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 橙

蟹罐詰検査標準第三號ニ依リ二級トシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ

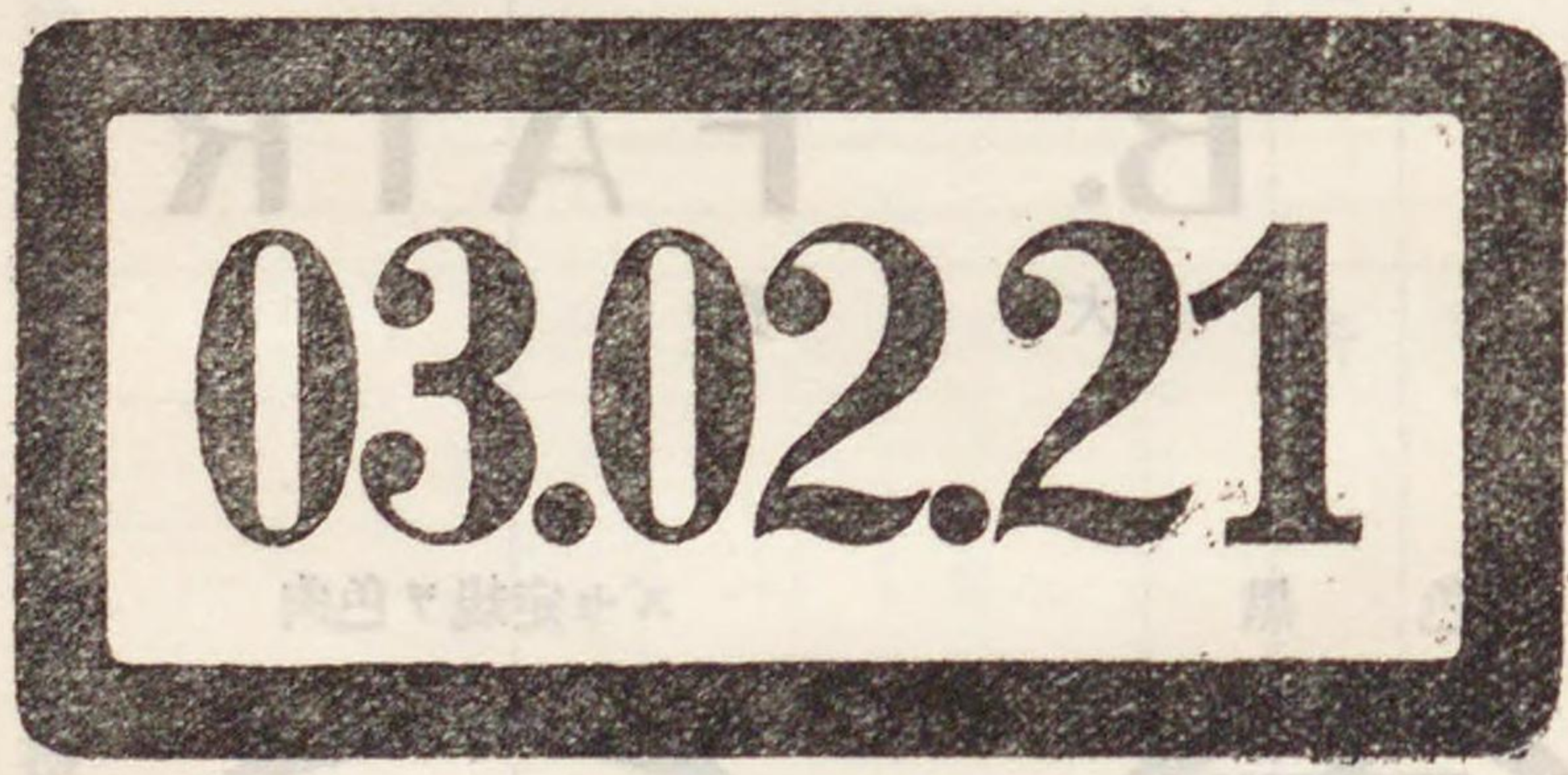


外圓
長徑 一〇・六糎
短徑 六・九糎
肉色 橙

蟹罐詰検査規程

様式第三號

色 黒



(註)
實) 様式中ノ數字ハ
物) 三年二月二十一
(大) 日ヲ例記セルモノナリ

様式第四號

蟹罐詰検査規程

蟹罐詰検査標準ニ依リ格外トシテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 一〇・六
長徑 一〇・六
短徑 六・九
肉色 黒

蟹罐詰検査標準ニ依リ廢品トシテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 一〇・六
長徑 一〇・六
短徑 六・九
肉色 黒

様式第五號

一五四

色 紫 色 緑
P. B. FAIR
(大 物 實)

色 黒 ズセ定規ヲ色肉



様式第六號

蟹罐詰輸出検査證

第 號

蟹罐詰ノ種類別	荷標及罐ノ表示	検査年月日	検査者	受檢場所	輸出港	仕向地	罐詰	數量	等級	斤	打入	備考	函	
		年												月
右ハ本會ノ検査ニ合格シタルモノ也														

蟹罐詰検査規程

日本蟹罐詰業水産組合聯合會横濱検査所

検査員

様式第七號

蟹罐詰検査規程

蟹罐詰再検査請求書

蟹罐詰ノ種類別	數量	斤	打	函
荷標及罐ノ表示	生産地			
製造者	前検査年月日	年	月	日
再検査場所	前検査結果			
前検査場所	不服トスル事項			

右再検査請求候也

備考 合格證アルモノハ之ヲ貼付スルコト

年 月 日

住所

氏

名(名稱) ㊞

日本蟹罐詰業水産組合聯合會

組 長 殿

總量	液量	正味量	一番脚肉	崩肉	No.
					等級
					摘要
	検査日 年 月 日	等級	函數	検査番號	
第一回					
第二回					
第三回					

様式第八號

蟹罐詰検査合格品開装届

蟹罐詰ノ種類別	罐詰	數量	函
受檢年月日	開装ノ時期	年	月
受檢番號	開装ノ場所		
受檢場所	開装ノ事由		
右及御届候也	住所	氏	名(名稱) ㊞
年			
月			
日			
日本蟹罐詰業水産組合聯合會			
組 長 殿			

様式第九號 削除

蟹罐詰検査規程

蟹罐詰検査規程

様式第十號

蟹罐詰輸出承認願

蟹罐詰ノ種類別	用 途	輸 出 港	陸 揚 港
罐 詰			
數 量	仕 向 地	輸 出 ノ 時 期	現 在 ノ 場 所
斤 打 入 函			

右及御願候也

年 月 日

住 所

氏

名 (名稱) 印

日本蟹罐詰業水産組合聯合會

組 長 殿

様式第十一號

蟹罐詰輸出承認證

蟹罐詰ノ種類別	用 途	輸 出 港	陸 揚 港
罐 詰			
數 量	仕 向 地	輸 出 ノ 時 期	現 在 ノ 場 所
斤 打 入 函			

住 所

氏

名 (名稱)

右承認候也

年 月 日

日本蟹罐詰業水産組合聯合會横濱検査所印

蟹罐詰検査規程

鮪類罐詰検査規程

様式第十二號



外圓 直徑 三厘
肉色 赤

別表

蟹罐詰検査標準

輸出水産物検査規則別表蟹罐詰検査標準（一三頁）ニ同ジ

(二) 日本鮪類罐詰業水産組合

鮪類罐詰検査規程

一六〇

第一條 輸出水産物取締法第一條ノ規定ニ依ル鮪類罐詰ノ検査ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第二條 検査場所ヲ指定スルコト左ノ如シ

横濱検査所 神奈川縣横濱市神奈川區表高島町

四番地

清水検査所 静岡縣清水市日出町一丁目十番地

神戸検査所(油漬罐詰以外ノモノニ限ル) 兵庫

縣神戸市神戸區海岸通五丁目二十

六番屋敷

函館検査所(油漬罐詰以外ノモノニ限ル) 北海

道函館市海岸町六十一番地

青森検査所(油漬罐詰以外ノモノニ限ル) 青森

縣青森市安方町百九十二番地

下關検査所(油漬罐詰以外ノモノニ限ル) 山口

縣下關市岬之町四十五番地

第三條 検査ヲ請求セントスル者ハ検査ヲ受ケン

トスル鮪類罐詰ニ付輸出水産物検査規則別表鮪

類油漬罐詰検査標準第一號、第二號、第三號、

第三號ノ二又ハ第四號、鮪類水煮罐詰検査標準

第一號又ハ第二號及鮪類罐詰検査標準ノ種類別

ニ荷口毎ニ様式第一號ニ依ル検査請求書ニ手數

料ヲ添付シ其ノ鮪類罐詰ヲ輸出セントスル海港

所在ノ検査場所ニ之ヲ提出スベシ

輸出港又ハ仕向地ノ變更其ノ他特別ノ事由ニ因

リ既ニ検査ヲ受ケタル鮪類罐詰ニシテ現ニ合格

品タルモノニ付其ノ検査ノ確認ヲ求ムル爲更ニ

検査ヲ請求セントスル場合ニ於テハ當該検査ニ

依ル検査合格品タルコト明ナル場合ニ限り手數

料ヲ免除スルコトヲ得

第四條 検査請求者ノ請求アリタルトキハ検査事

務ニ支障ナシト認ムル場合ニ於テハ第二條ノ檢

査場所以外ノ場所ニ於テ出張検査ヲ行フコトヲ

得検査員必要アリト認ムルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依リ検査請求者ノ請求ニ基キ出張

鮪類罐詰検査規程

検査ヲ行フトキハ検査員ノ出張検査ニ相當スル

金額ノ手數料ヲ検査請求者ヨリ徴收ス

第一項ノ出張検査ヲ受ケタル者ハ其ノ検査ニ必要

ナル雜役従事者ヲ備ヘ且其ノ使用ニ要スル一切

ノ費用ヲ負擔スベシ

第五條 検査ハ請求ノ順序ニ從ヒ之ヲ行フ

第六條 検査ハ輸出水産物検査規則別表検査標準

ニ依リ之ヲ行ヒ合格又ハ不合格ヲ決定ス

第七條 供試料品ハ検査ヲ受ケントスル鮪類罐詰

ノ荷口毎ニ左ノ割合ニ依リ之ヲ採取ス

一 荷口百函未満ノ場合ニ在リテハ五罐以上

十罐以下

二 荷口百函以上千函未満ノ場合ニ在リテハ

十一罐以上二十罐以下

三 荷口千函以上ノ場合ニ在リテハ二十罐ニ

毎千函又ハ其ノ端數毎ニ十罐ヲ加ヘタル罐數

第八條 前條ノ規定ニ依リ採取シタル供試料品ハ

之ヲ開罐検査ス

検査員必要アリト認ムルトキハ更ニ供試料品ヲ

鮪類罐詰検査規程

採取シ温室検査又ハ其ノ他科學的検査ヲ行フ
 第九條 供試料品中一罐タリトモ不合格品ニ該當スルモノアリタルトキハ更ニ前二條ノ規定ニ依ル検査ヲ行ヒ尙一罐タリトモ不合格品ニ該當スルモノアリタルトキハ其ノ荷口全部ヲ不合格品ト決定ス

第十條 検査合格品ニハ様式第二號ニ依ル合格印章及様式第三號ニ依ル検査濟年月日印ヲ包装箱ノ外側ニ押捺ス

第十一條 検査不合格品ニハ様式第四號ニ依ル不合格印章ヲ包装箱ノ外側ニ押捺ス

第十二條 検査合格品ニ對シテハ検査等級別ニ様式第五號ニ依ル検査證ヲ交付ス但シ検査請求者ノ請求ニ依リ之ヲ分割シ交付スルコトヲ得

第十三條 検査請求者又ハ検査ニ合格シタル鮪類罐詰ニ付直接利害ノ關係アル者ノ請求アリタルトキハ検査證ノ謄本又ハ其ノ歐文譯ヲ交付ス

第十四條 検査請求者又ハ検査ニ合格シタル鮪類罐詰ニ付直接利害ノ關係アル者検査ノ結果ニ付

不服アルトキハ検査施行濟ノ日ヨリ七日以内ニ再検査ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ再検査ヲ請求セントスルトキハ様式第六號ニ依ル再検査請求書ヲ當該検査ヲ爲シタル検査場所ニ提出スベシ

第十五條 検査員必要アリト認ムルトキハ検査施行濟ノ鮪類罐詰ニ付再検査ヲ行フコトヲ得

第十六條 検査合格品ニシテ検査施行濟ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルモノハ其ノ検査ノ效力ヲ失フ

第十七條 供試料品ニシテ開罐シタルモノハ之ヲ還付セズ

第十八條 検査手数料ハ鮪類罐詰一函ニ付四錢トス

第十九條 第十四條ノ規定ニ依リ再検査ノ請求アリタル場合ニ再検査ノ結果前検査ヲ正當ト決定シタルトキハ更ニ前條ノ検査手数料ヲ徴收ス

第二十條 商標ノ貼付、貼替又ハ打檢其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ検査合格品ヲ開裝セン

トスルトキハ豫メ様式第七號ニ依ル検査合格品開裝届ヲ開裝場所最寄ノ検査場所ニ提出スベシ

前項ノ開裝ハ本組合ノ承認シタル場所ニ於テ検査員其ノ他検査事務ニ従事スル職員ノ指揮ニ從ヒ之ヲ爲スベシ

前二項ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物検査規則ニ依ル検査ト同等以上ト認ムルモノニ合格シタル鮪類罐詰ノ開裝ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 削除

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ様式第九號ニ依ル輸出承認願ヲ當該輸出港最寄ノ検査場所ニ提出スベシ

- 一 商品見本用鮪類罐詰ヲ輸出セントスルトキ但シ見本ノミニ適スル數量ノモノニ限ル
- 二 博覽會、展覽會、品評會、共進會等ヘノ出品用、標本用、學術研究用鮪類罐詰ヲ輸出セ

鮪類罐詰検査規程

ントスルトキ
 前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ様式第十號ニ依ル輸出承認證ヲ交付ス

第二十三條 朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ於テ施行スル検査ニシテ農林大臣ニ於テ輸出水産物検査規則ニ依ル検査ト同等以上ト認ムルモノニ合格シタル鮪類油漬罐詰ヲ輸出セントスルトキハ輸出三日以前ニ其ノ輸出港最寄ノ検査場所ニ検査證ヲ提出シ其ノ認證ヲ受クベシ

別表

鮪類油漬罐詰検査標準、鮪類水煮罐詰検査標準
 及油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査標準ハ輸出水産物検査規則別表
 鮪類油漬罐詰検査標準、鮪類水煮罐詰検査標準
 及油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査標準ニ同ジ
 (一六二、二五、二六頁)

鮪類罐詰検査規程

様式第一號

鮪類罐詰輸出検査請求書

一、種 類	二、罐 型別 數量	三、荷 標 表示 及	四、生 産 地	五、製 造 者
	打 オ ン ス 入			
六、受 檢 場 所	七、輸 出 港	八、仕 向 地	九、備 考	

右検査請求候也

昭和 年 月 日

日本鮪類罐詰業水産組合

組 長 殿

住 所

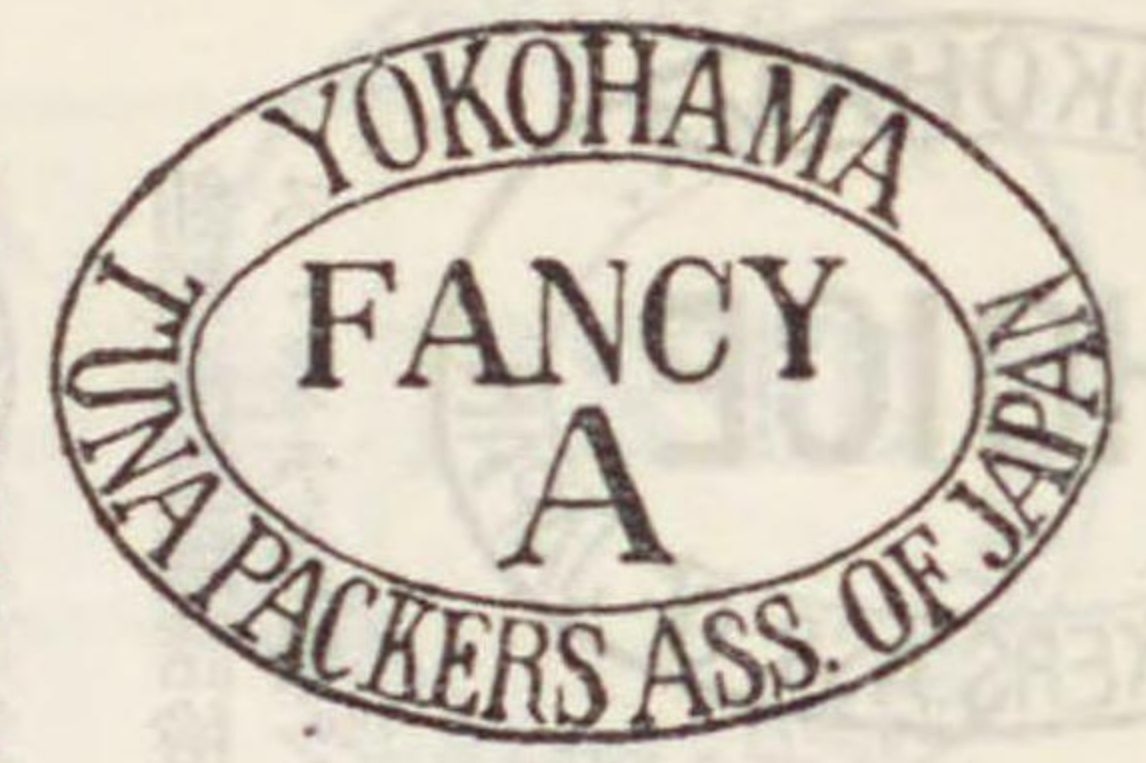
氏

名 (名稱)

様式第二號

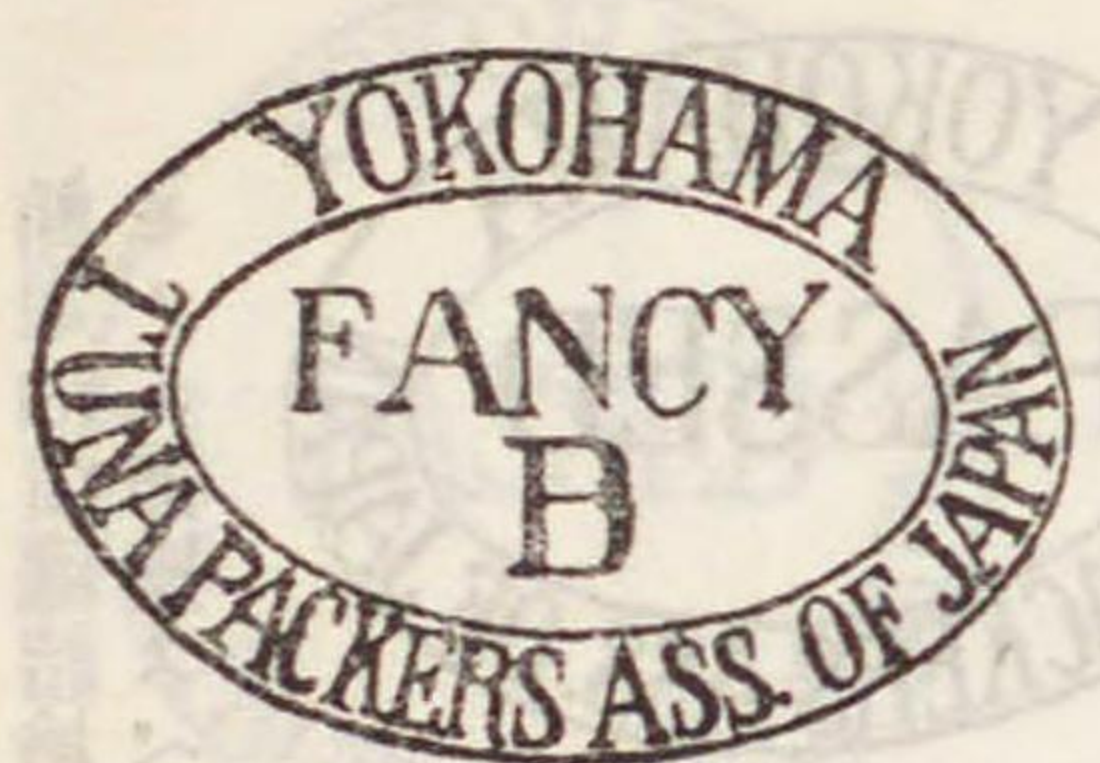
鮪類油漬罐詰検査合格印章

鮪類油漬罐詰検査標準第一號ニ依リフアンシー
Aトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外 圓 一〇・六 糎
長 徑 一〇・六 糎
短 徑 六・九 糎
肉 色 赤

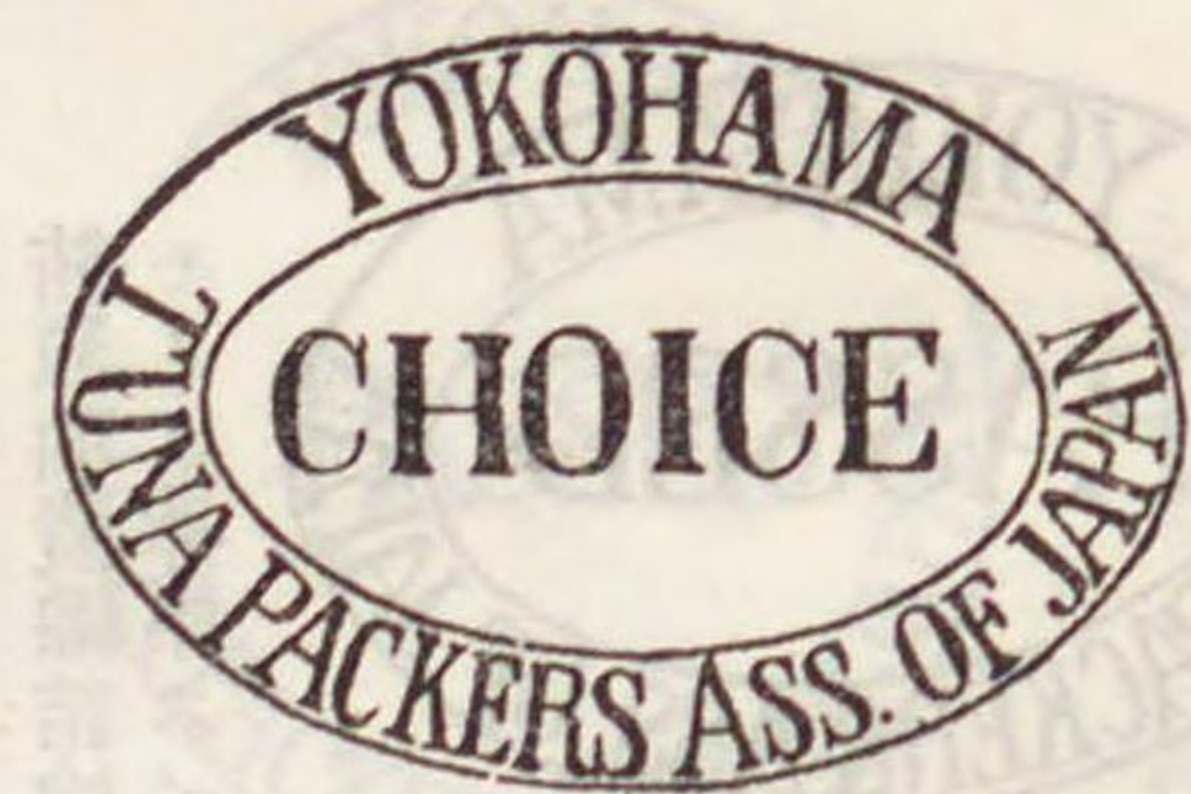
鮪類油漬罐詰検査標準第一號ニ依リフアンシー
Bトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外 圓 一〇・六 糎
長 徑 一〇・六 糎
短 徑 六・九 糎
肉 色 赤

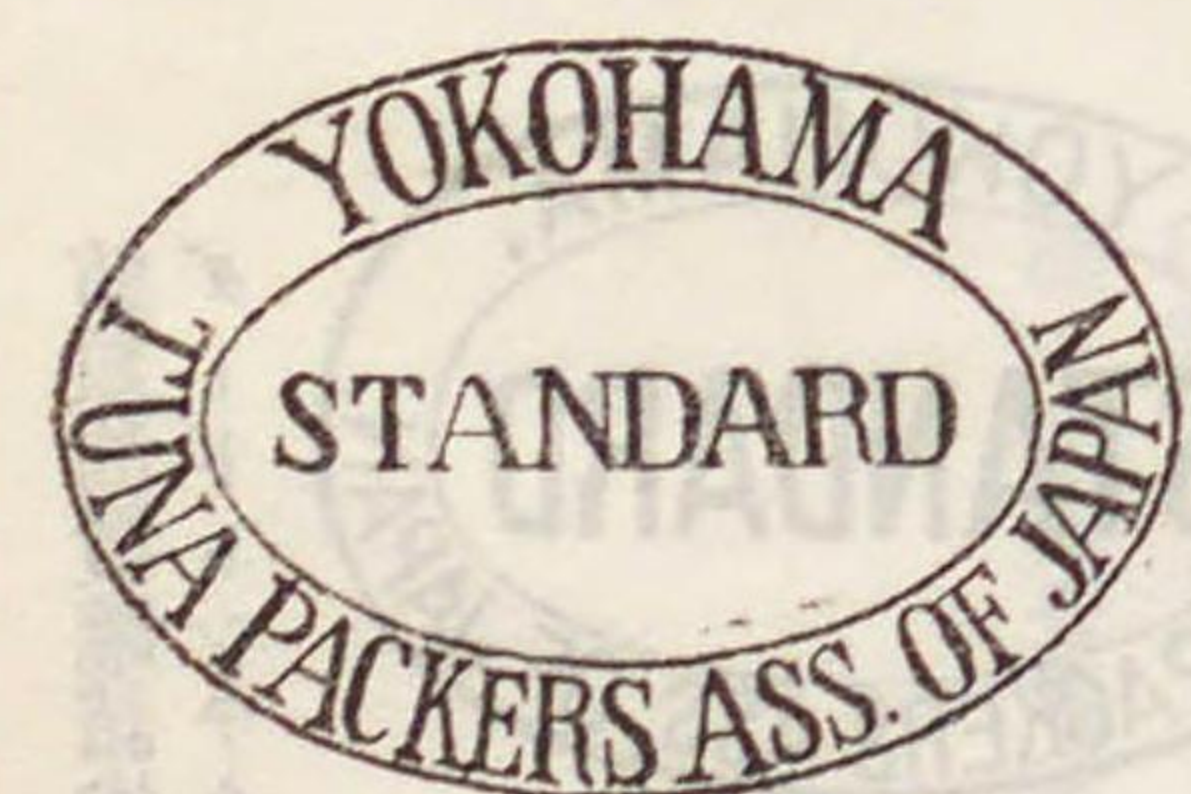
鮪類罐詰検査規程

鮪類油漬罐詰検査標準第二號ニ依リチヨイスト
シテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外 圓 一〇・六 糎
長 徑 一〇・六 糎
短 徑 六・九 糎
肉 色 綠

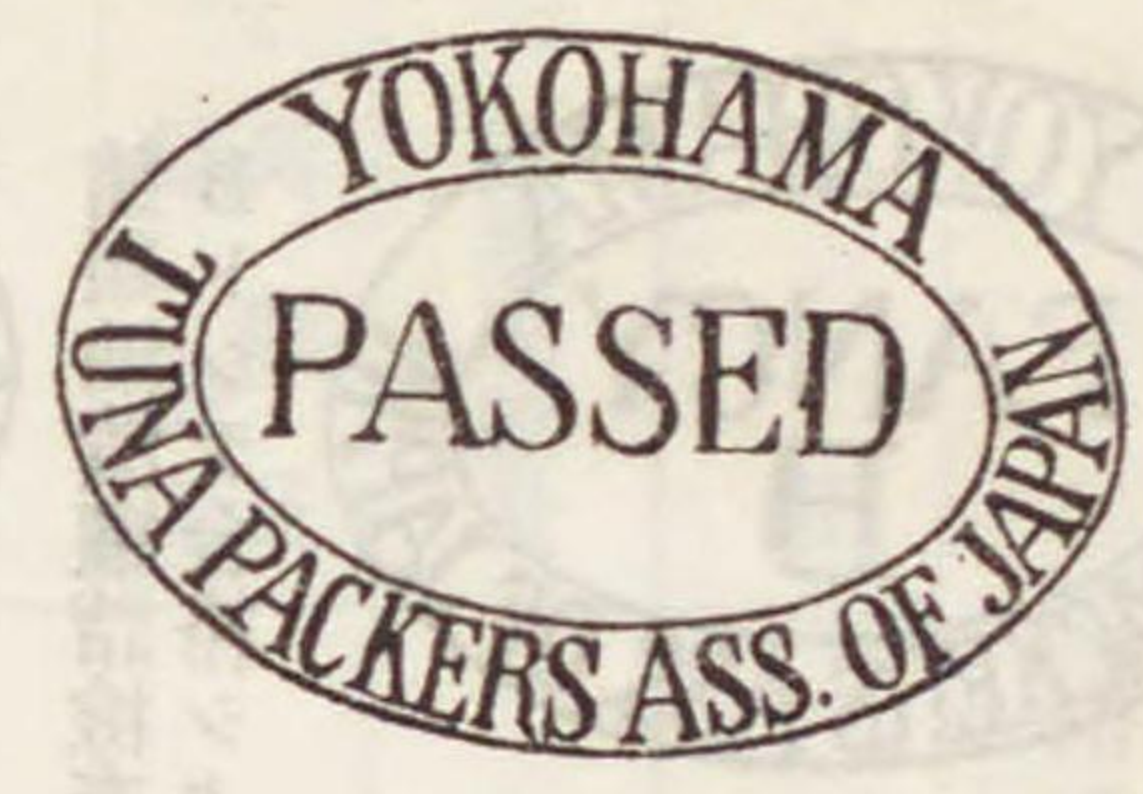
鮪類油漬罐詰検査標準第二號ニ依リスタンダー
Dトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外 圓 一〇・六 糎
長 徑 一〇・六 糎
短 徑 六・九 糎
肉 色 綠

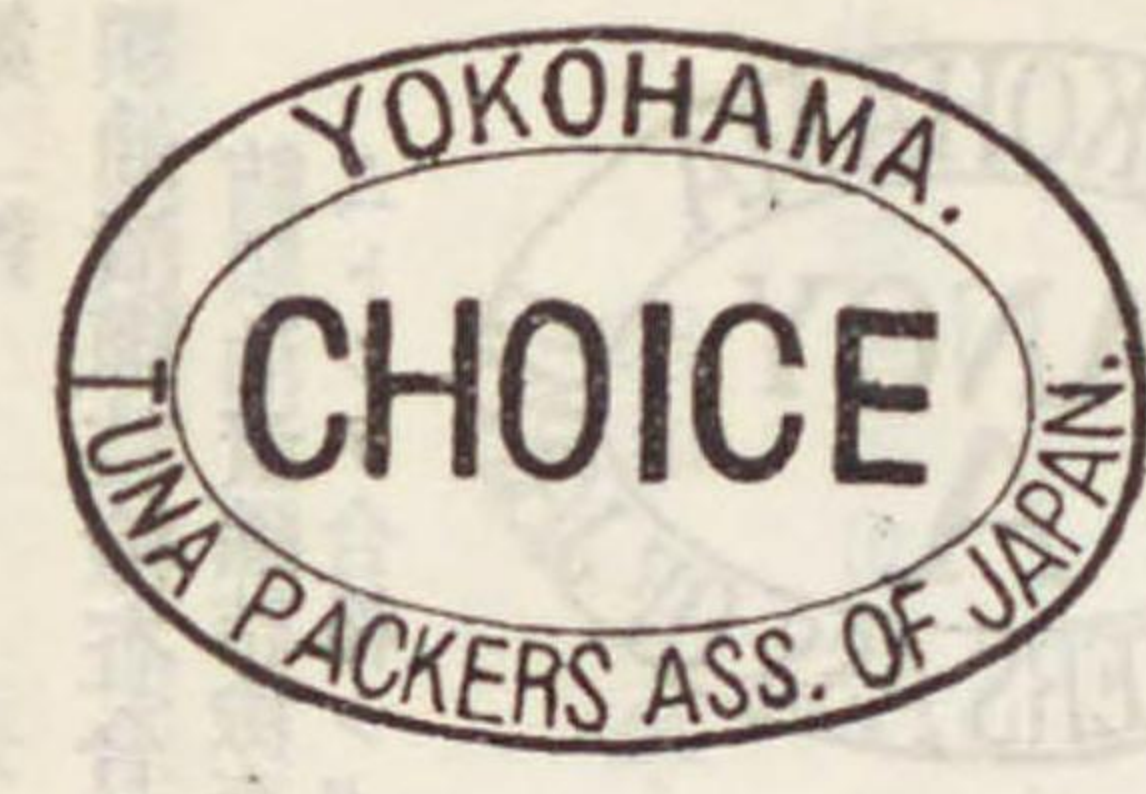
鮪類罐詰検査規程

鮪類油漬罐詰検査標準第三號ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎 短徑 六・九糎 肉色 橙

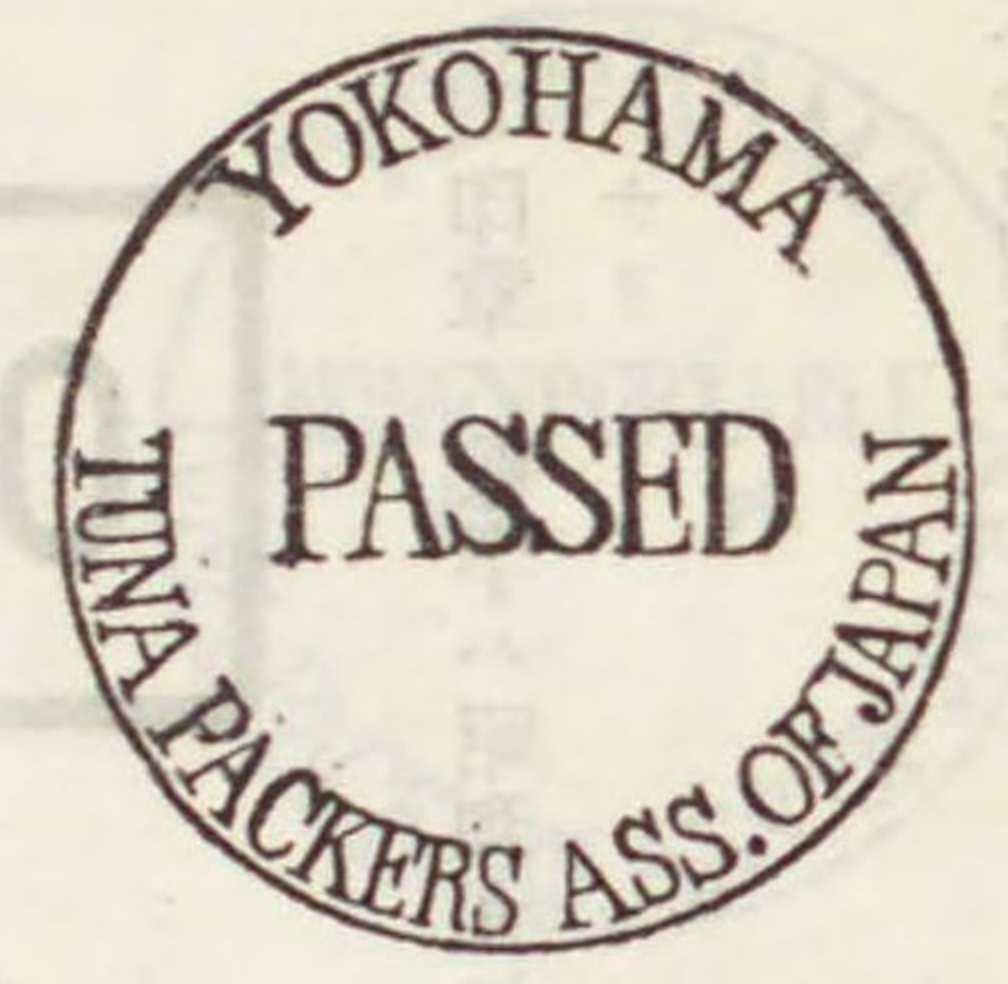
鮪類油漬罐詰検査標準第三號ノ二ニ依リチヨイストシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎 短徑 六・九糎 肉色 青

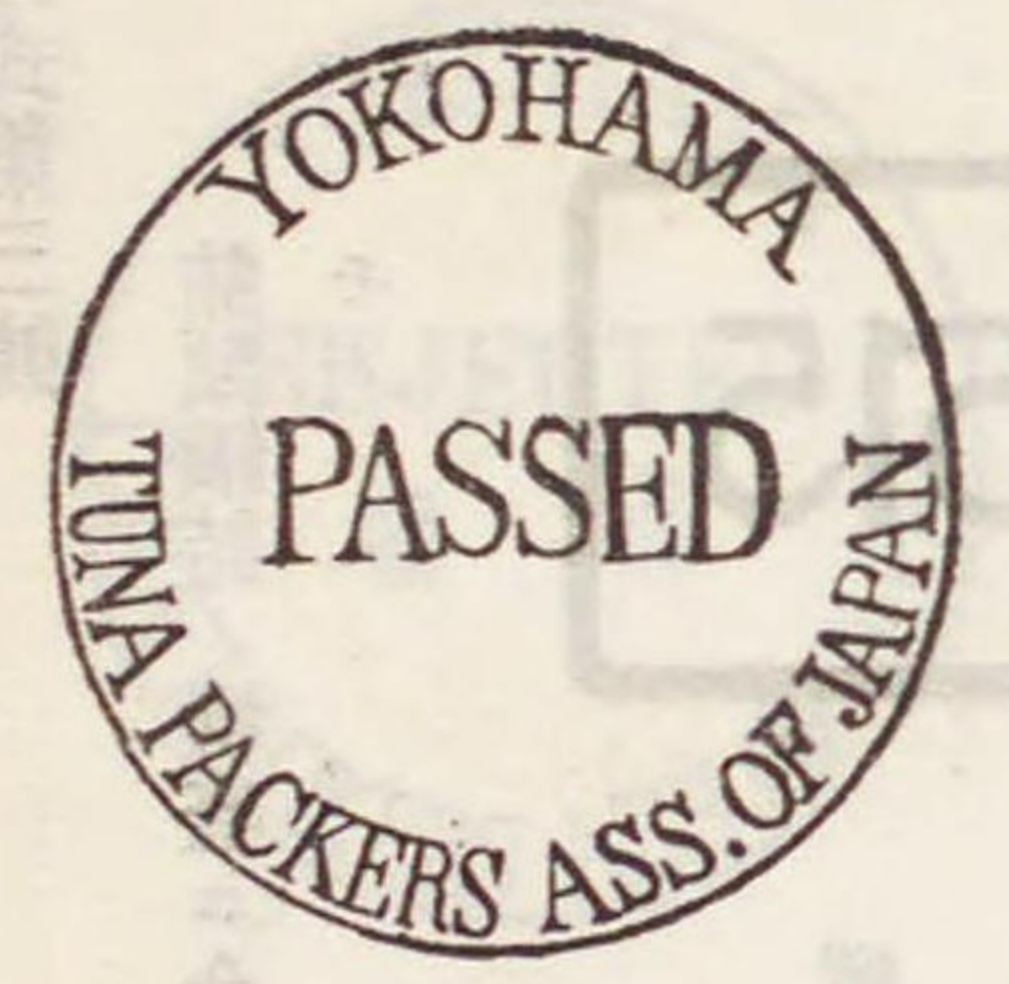
鮪類水煮罐詰検査合格印章

鮪類水煮罐詰検査標準第一號ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



直徑 八糎 肉色 褐

鮪類水煮罐詰検査標準第二號ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



直徑 八糎 肉色 紫

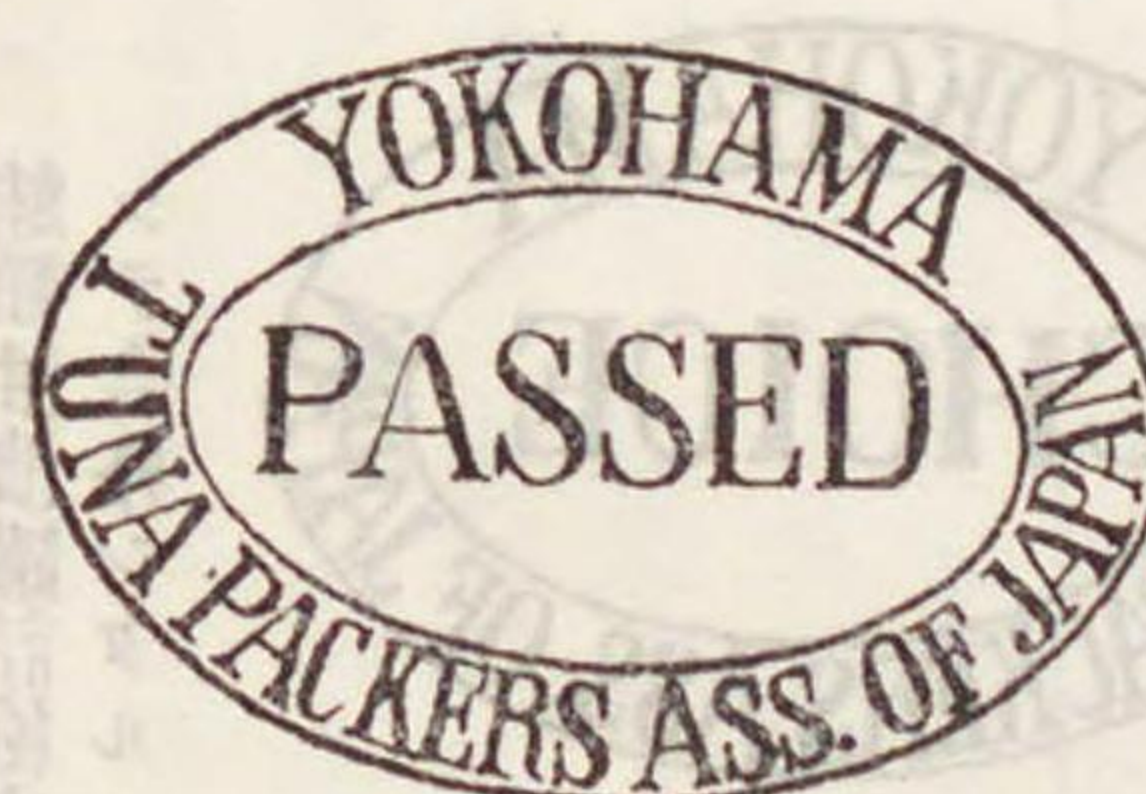
鮪類罐詰検査規程

鮪類油漬罐詰検査標準第三號ノ二ニ依リスタンダードトシテ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎 短徑 六・九糎 肉色 青

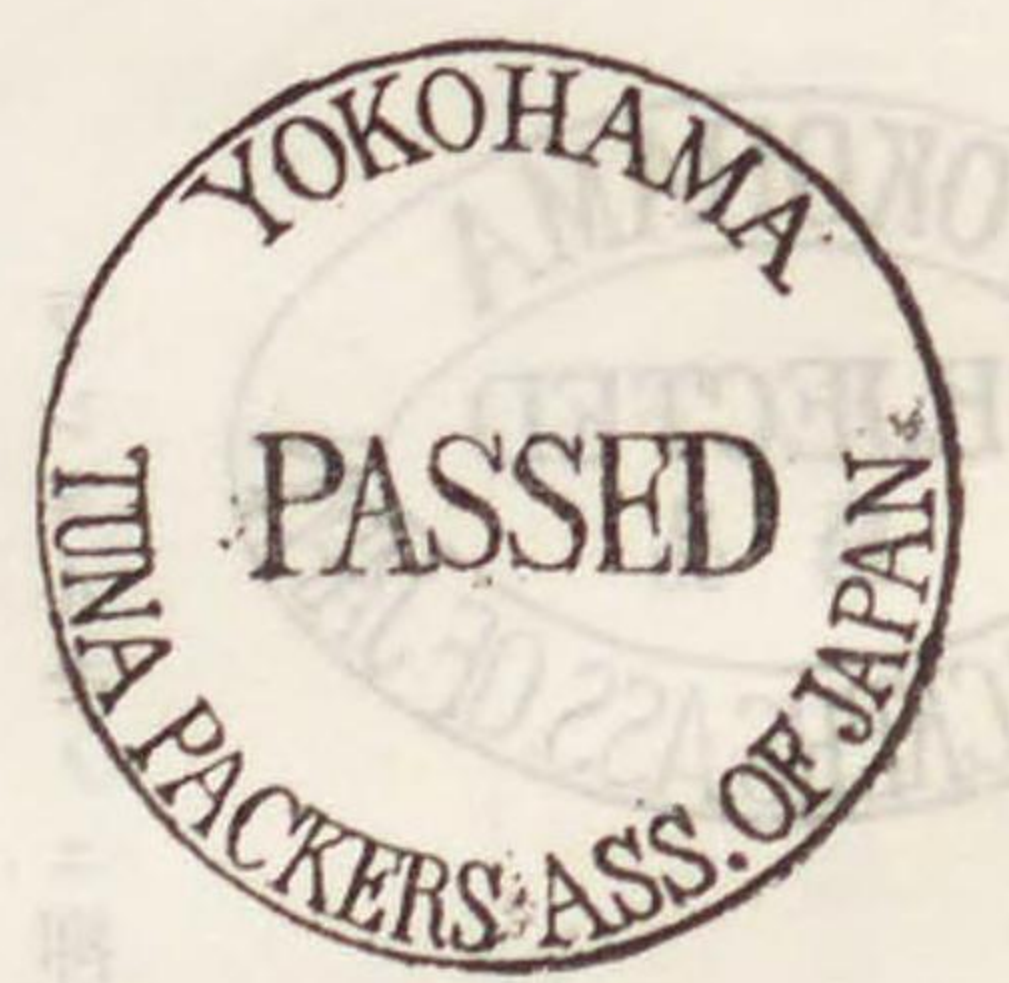
鮪類油漬罐詰検査標準第四號ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六糎 短徑 六・九糎 肉色 紫

油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査合格印章

油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査標準ニ依リ合格シタルモノニ押捺スベキモノ



直徑 八糎 肉色 青

備考

印章中「YOKOHAMA」トアル箇所ニハ羅馬字綴ニテ検査場所所在地名ヲ表示スルモノトス



鮪類罐詰検査規程

様式第三號

鮪類罐詰ノ検査ニ合格シタルモノニ押捺スベキモノ

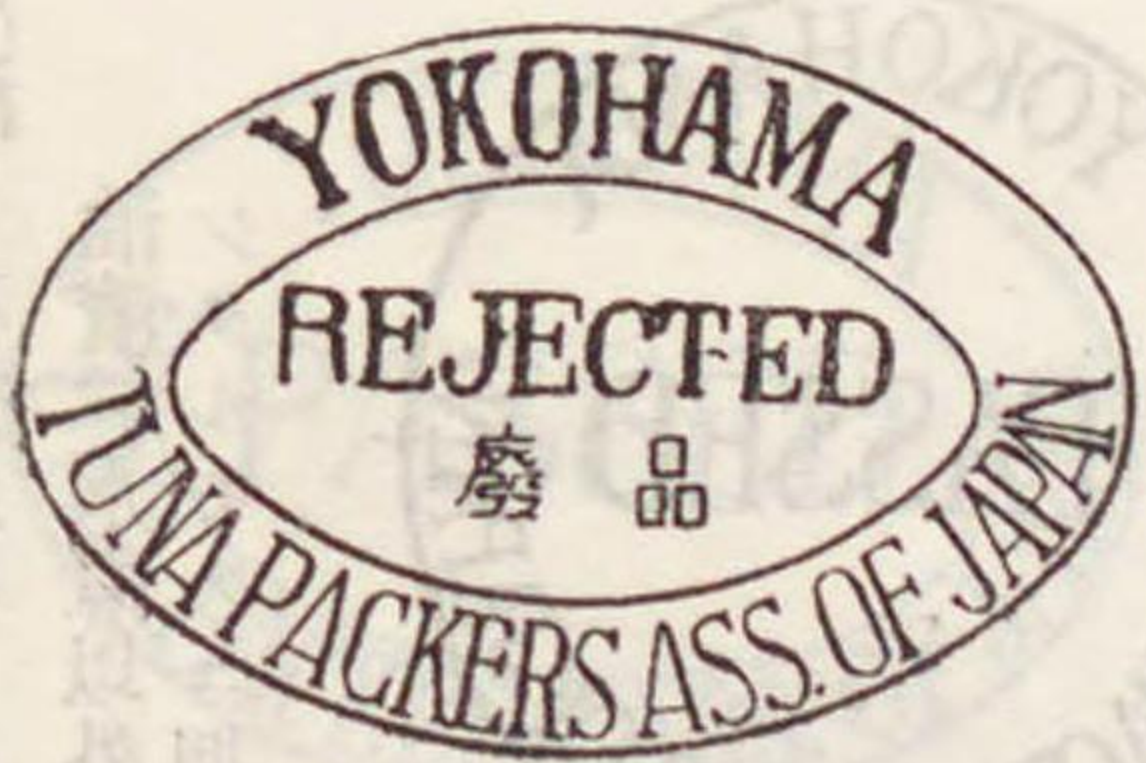


縦 三・五 糎
横 八・五 糎
肉色 黒

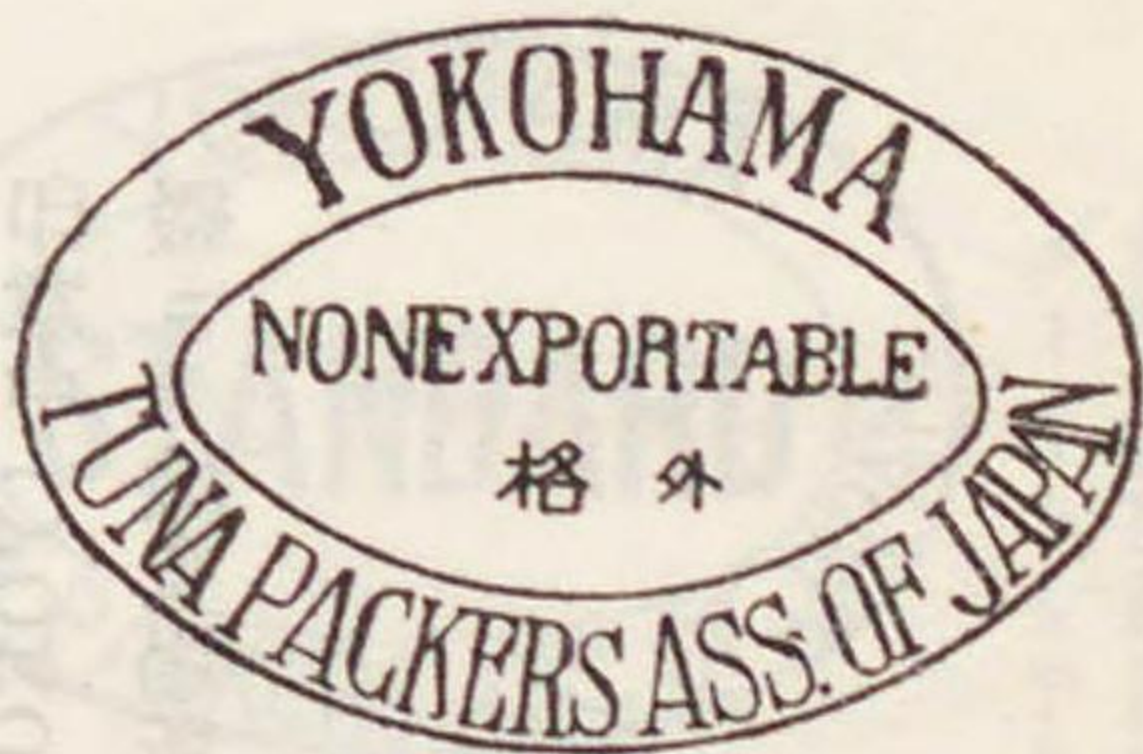
印章ノ数字ハ昭和九年五月十五日ヲ例示セルモノナリ

様式第四號

鮪類油漬罐詰検査標準ニ依リ格外トシテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ



外圓 長徑 一〇・六 糎
短徑 六・九 糎
肉色 黒



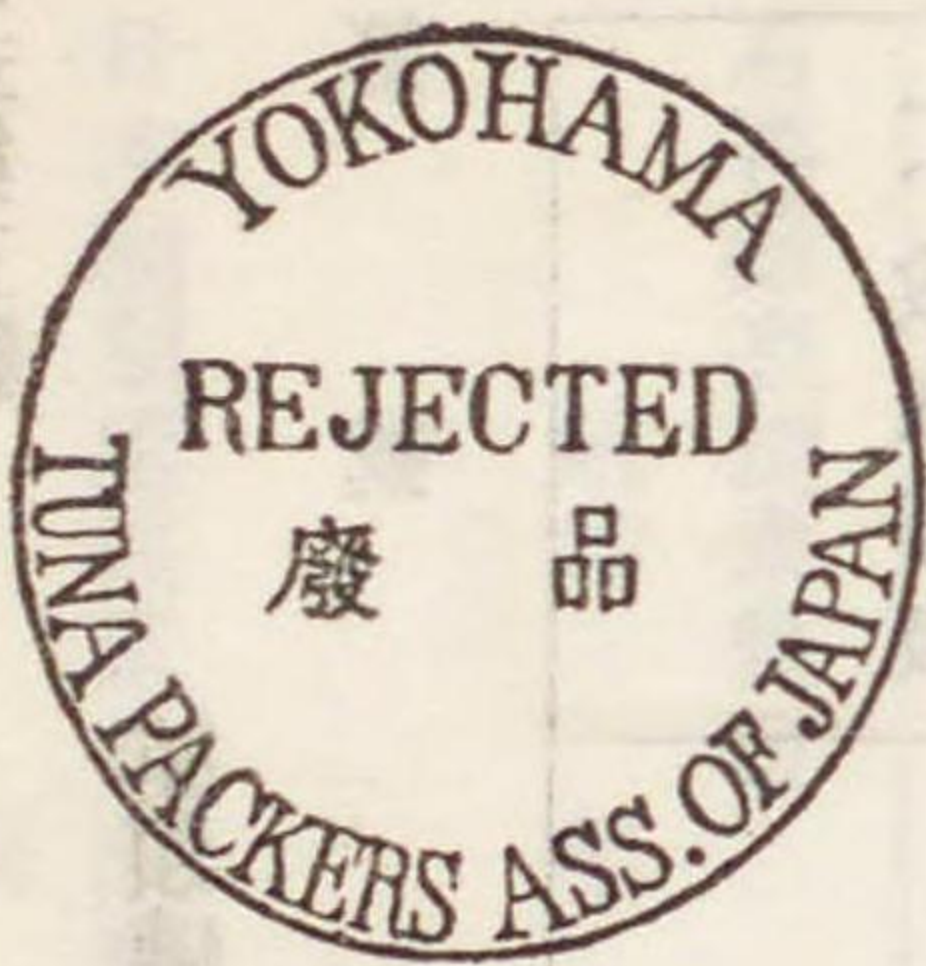
外圓 長徑 一〇・六 糎
短徑 六・九 糎
肉色 黒

鮪類油漬罐詰検査標準ニ依リ廢品トシテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ



直徑 八 糎
肉色 黒

鮪類水煮罐詰検査標準又ハ油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査標準ニ依リ格外トシテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ



直徑 八 糎
肉色 黒

鮪類水煮罐詰検査標準又ハ油漬、水煮以外ノ鮪類罐詰検査標準ニ依リ廢品トシテ決定セラレタルモノニ押捺スベキモノ

備考

印章中「YOKOHAMA」トアル箇所ニハ羅馬字綴ニテ検査場所所在地名ヲ表示スルモノトス

鮪類罐詰検査規程